

清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画

・第1期清須市障害児福祉計画

平成30年3月

## ごあいさつ

清須市は、平成24年3月に「清須市障害者基本計画」及び「第3期清須市障害福祉計画」、平成27年3月には「第4期清須市障害福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、障がい福祉に係わる重要な法の整備が行われました。

また、平成30年4月には、障害者総合支援法の一部改正が行われ、地域への移行や地域での生活の維持・継続に向けた新たなサービスが創設されます。

このたび策定した「清須市障害者基本計画」では、『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』を基本理念に掲げ、「第5期清須市障害福祉計画」・「第1期清須市障害児福祉計画」では、それぞれの施策とその方向性や具体的な取組について、各年度の数値目標やサービス見込量を設定し、それら施策の着実な推進に努めてまいります。

すべての市民が、安心して暮らすことができ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、同じ地域で共に暮らしていける共生社会の実現に向けて、今後も努力してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました清須市保健福祉計画策定委員会障害者部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、ワークショップ等にご協力いただきました関係機関・団体や市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成30年3月



清須市長 永田純夫

## 【目次】

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の対象者と用語の使い方	2
3.	計画の位置付け	3
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定体制	4
第2章	障がいのある人の状況	5
1.	人口の推移	5
2.	障害者手帳所持者数	6
3.	第4期清須市障害福祉計画（見込値と実績値）	10
第3章	障がいのある人の意向と課題	21
1.	障がいのある人へのアンケート調査	21
2.	サービス提供事業所アンケート調査	37
3.	関係団体ヒアリング結果	40
4.	市民ワークショップ結果	49
第4章	清須市障害者基本計画	56
1.	計画の基本理念	56
2.	基本方針	56
3.	基本目標	57
4.	計画の体系	58
第5章	計画に関する施策の推進内容	62
1.	地域での理解	62
2.	地域での共生	68
3.	地域での安心	77
第6章	第5期清須市障害福祉計画	87
1.	第5期計画の基本的な考え方	87
2.	計画の位置付け	89
3.	計画の期間	89
4.	計画の対象	89
5.	計画の内容	89
6.	平成32年度の数値目標	90
7.	障害福祉サービスの見込量と確保の方策	96
8.	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	106
9.	計画の推進にあたって	116
第7章	第1期清須市障害児福祉計画	117
1.	第1期計画の基本的な考え方	117
2.	計画の期間	117
3.	計画の対象	117
4.	計画の内容	117
5.	平成32年度の数値目標	118
6.	障害児支援事業の見込量と確保の方策	121
第8章	計画の推進体制	124
1.	制度を円滑に推進するための体制の整備	124
2.	計画の推進体制の整備	125
3.	計画の達成状況の点検・評価	126
資料編		127
1.	清須市障害者計画・第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画策定の経緯	127
2.	清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿	128
3.	用語解説	130



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

近年の障害福祉の動向として、障害者権利条約の批准に向けての国内法の整備が進められてきました。平成23年8月の障害者基本法の改正では、障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨が盛り込まれ、社会的障壁の定義が規定されるとともに合理的配慮に係る規定が盛り込まれました。以降、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立しています。

平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正・改称され、障がい者の定義に難病などが追加されました。

また、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などが規定されました。

### ■ 障害福祉に関する動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障害福祉に関する動向	<b>障害者基本法の改正（平成23年8月）</b> ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ・社会的障壁、合理的配慮の規定 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙などにおける配慮 など	<b>障害者総合支援法の施行（平成25年4月）</b> ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
	<b>障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）</b> ○障がい者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	<b>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年6月公布・平成30年4月施行）</b> ○障がい者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援 など ・高齢障がい者の介護保険サービス利用円滑化 ○障がい支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 など ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 など
	<b>障害者差別解消法の施行（平成28年4月）</b> ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 など	

## (2) 計画策定の趣旨

「清須市障害者基本計画・第5期障害福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の2つの計画からなっています。

また、今般一部改正のあった児童福祉法第33条の20に基づき、障害児支援の供給体制の確保について定める「障害児計画」は、障害者総合支援法88条に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるため、本市でも「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

### ■根拠法令・計画の性格

	障害者基本計画（第3期）	障害福祉計画（第5期）	障害児福祉計画（第1期）
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
性 格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児支援の提供体制を確保するための計画

## 2. 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

### 障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障害者を含みます）
- ・難病

### 障がい児

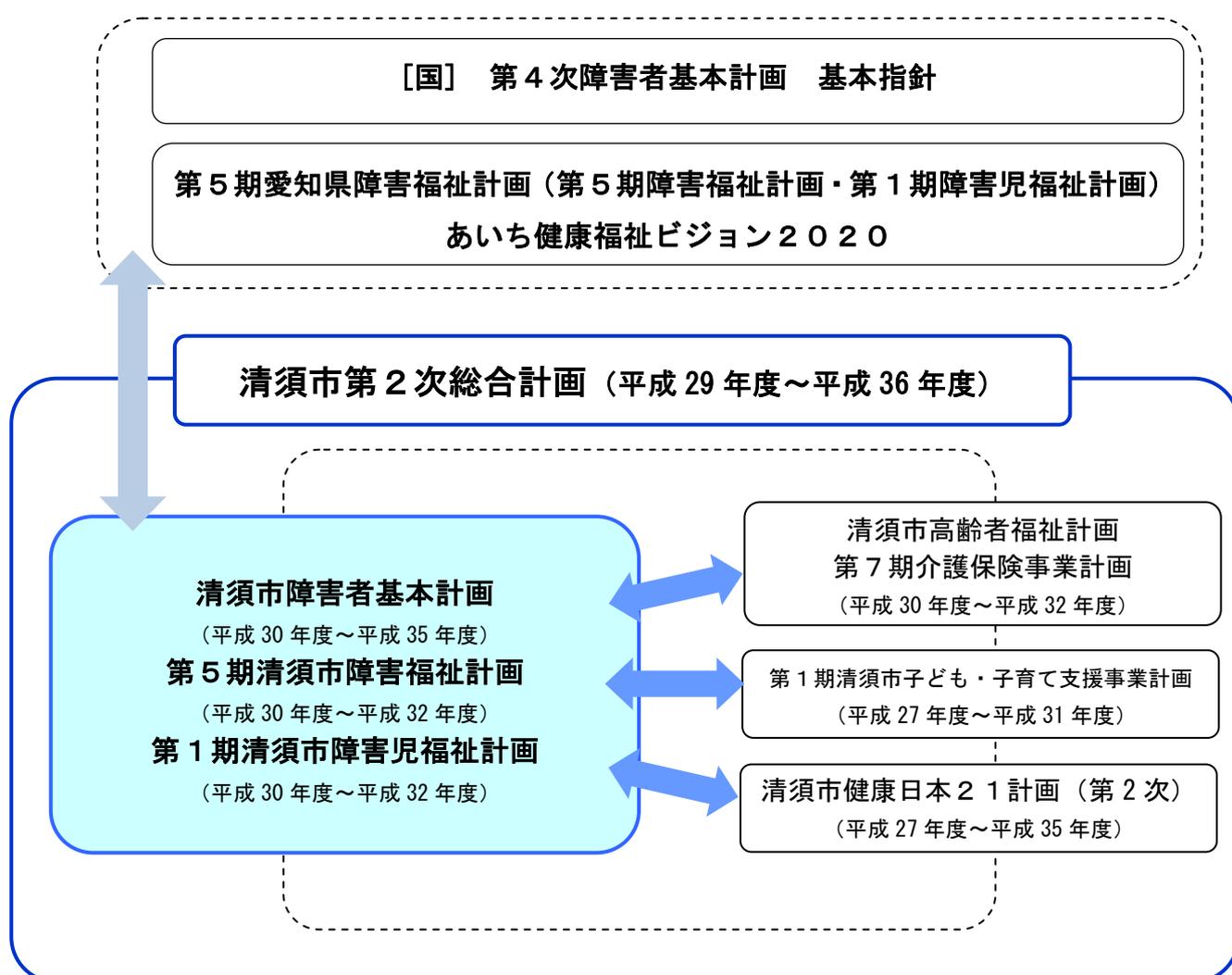
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害児を含みます）

なお、この計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、 “障がい児”を「障がいのある児童」という表現で統一しています。

### 3. 計画の位置付け

清須市障害者基本計画及び第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」、愛知県の「第5期愛知県障害福祉計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」、「あいち健康福祉ビジョン 2020」などと整合性を図りながら、「清須市第2次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置付けるとともに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

#### ■計画の位置付け



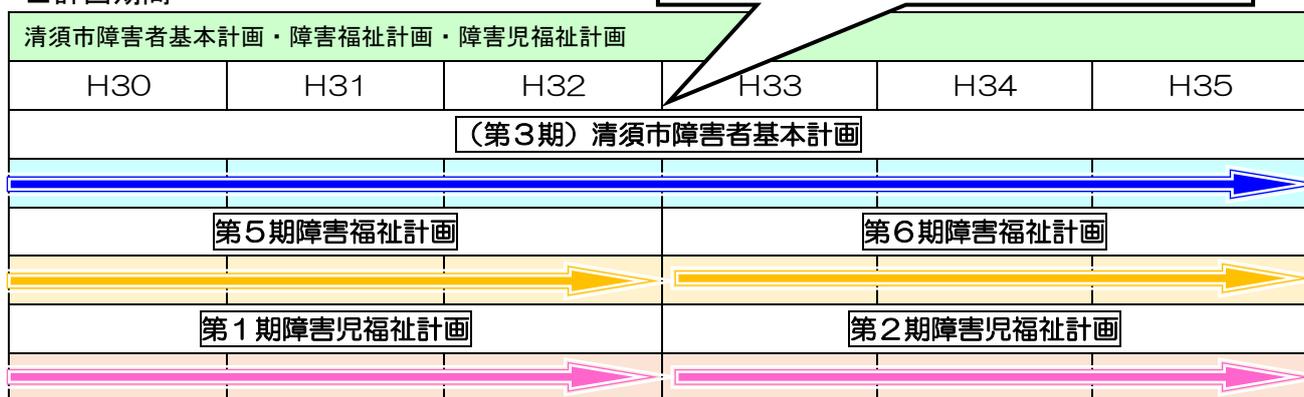
## 4. 計画の期間

現行の「清須市障害者基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）は、1 年の延伸により、今年度が計画期間の終了となります。これまでの計画を見直し、障害福祉計画及び障害児福祉計画と一体的に策定するため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で計画期間とする新たな「障害者基本計画」を策定します。

また、現行の「第 4 期障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）は、今年度が計画期間の終了となり、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とする新たな「第 5 期障害福祉計画」を策定します。「第 1 期障害児福祉計画」についても、障害福祉計画と同様の 3 年間で計画期間とします。

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定に伴い、必要に応じて清須市障害者基本計画の見直しを行います。

### ■ 計画期間



## 5. 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療などの幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）」を設置し、協議しました。

### (2) アンケート調査の実施

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、  
障害者福祉金受給者、障害福祉サービス利用者 計 2,884 人
- ・ 平成 28 年度本市に請求実績のある事業所 217 か所

### (3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体などを対象に、サービス利用上の課題などについてヒアリングを行いました。

### (4) 市民ワークショップの開催

「障がいのある人もない人も支えあう社会づくりのためのワークショップ」を 9 月に 2 回開催しました。

### (5) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

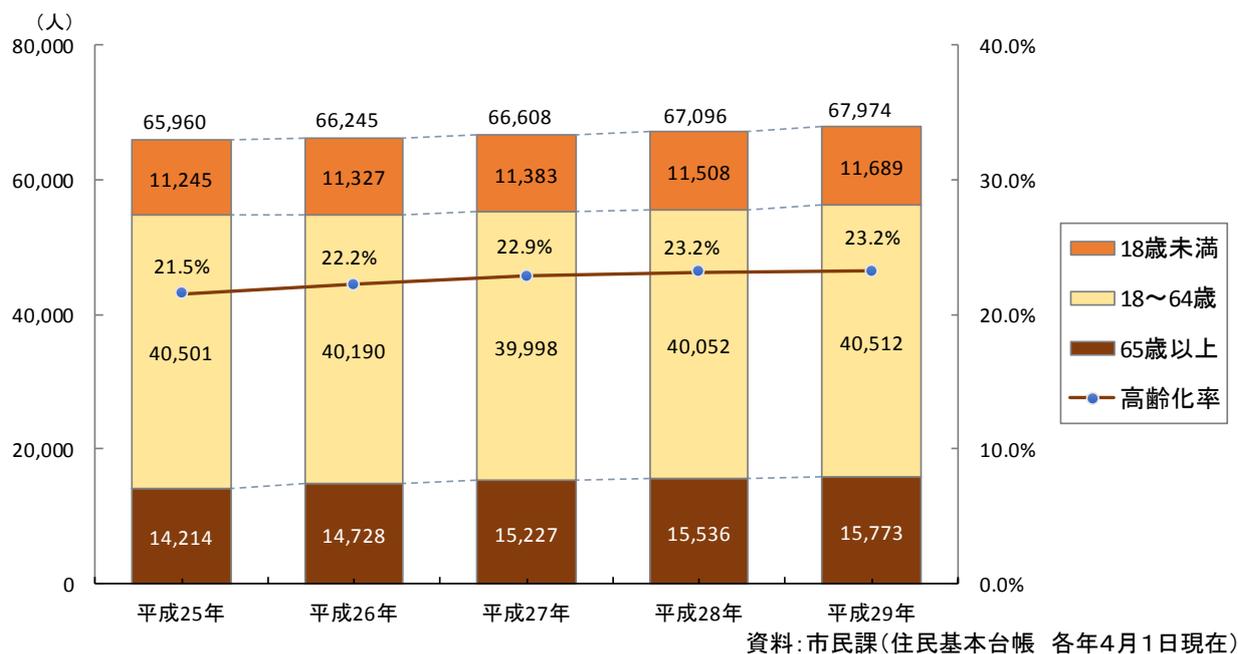
## 第2章 障がいのある人の状況

### 1. 人口の推移

清須市の人口は増加しており、今後は68,000人程度を維持して推移していくと見込まれます。

年齢別に見ると、18歳未満人口・65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率（高齢者が総人口に占める割合）をみると、平成25年の21.5%から、平成29年には23.2%と1.7ポイントの上昇がみられ、超高齢社会を迎えています。

●清須市の人口と高齢化率の推移



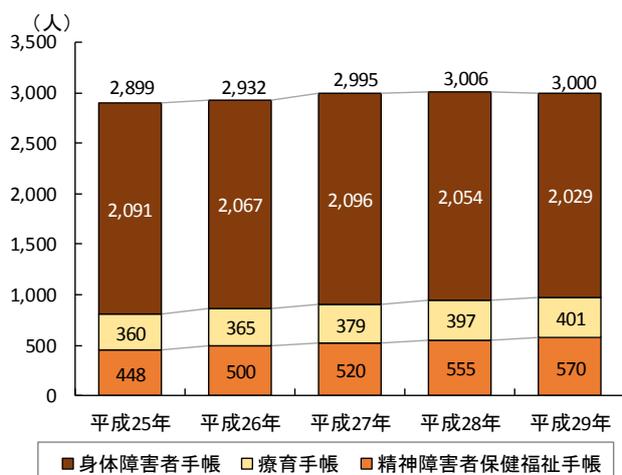
## 2. 障害者手帳所持者数

### (1) 障がいのある人全体の状況

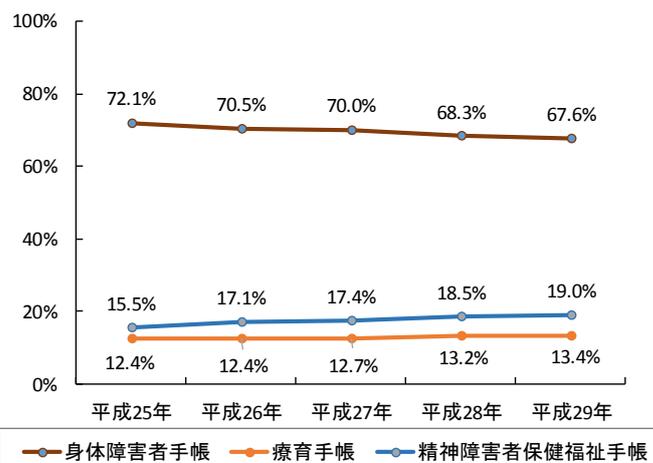
障がいのある人全体の推移をみると、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向にありますが、身体障害者手帳所持者は平成 27 年度から微減傾向にあります。全体的に見ると、平成 25 年の 2,899 人から平成 29 年の 3,000 人と 101 人の増加となっています。

平成 29 年 4 月 1 日時点の人口 67,974 人に対し約 4%の人が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持（重複含む）しているという状況となっています。

#### ●障害種別手帳所持者数と割合の推移



資料：総人口—清須市人口統計表



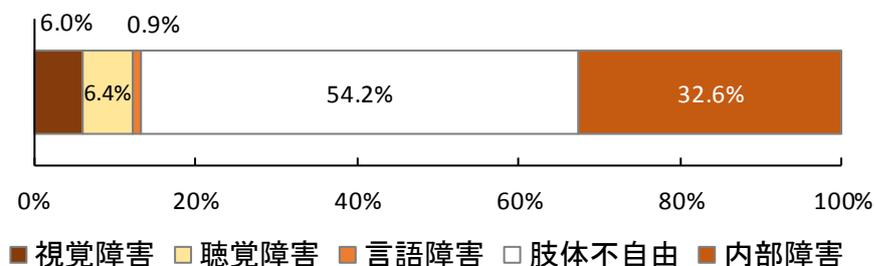
資料：総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

## (2) 身体に障がいのある人の状況

障害部位を割合で見ると、「肢体不自由」が54.2%、次いで「内部障害」が32.6%となっています。

障害部位の推移を見ると、「肢体不自由」は減少傾向が見られ、「内部障害」が緩やかに増加しており、それ以外はほぼ横ばいの推移となっています。

### ●身体障害者手帳所持者数の障害種別の割合



資料: 総合福祉保健システム(4月1日時点)

### ●身体障害者手帳所持者数の障害部位の推移

単位: 人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	125	126	128	129	121
聴覚障害	129	130	139	133	129
言語障害	24	21	19	19	19
肢体不自由	1,166	1,167	1,163	1,114	1,099
内部障害	647	623	647	659	661
合計	2,091	2,067	2,096	2,054	2,029

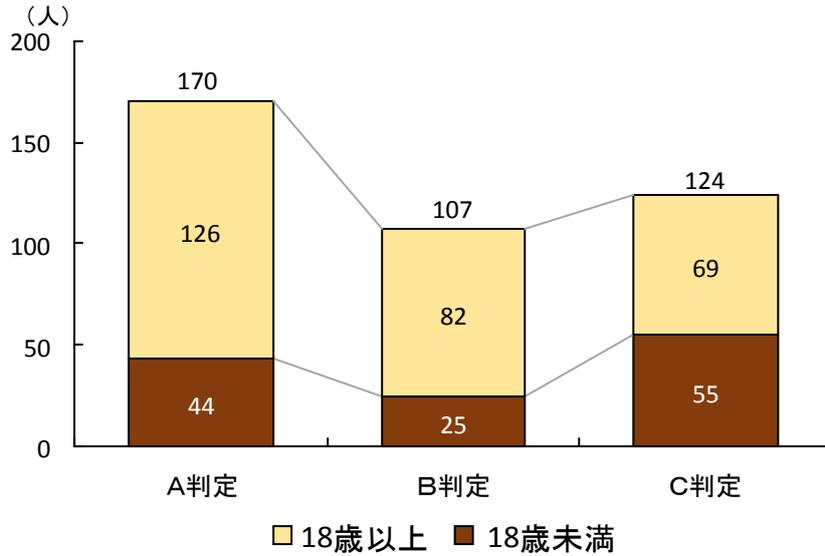
資料: 総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

### (3) 知的に障がいのある人の状況

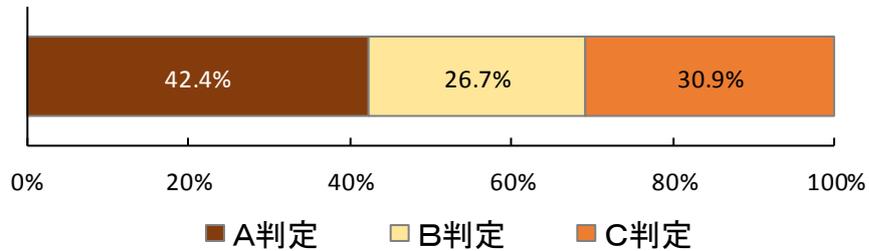
判定種別を割合で見ると、「A判定」が42.4%、次いで「C判定」が30.9%となっています。

判定別の推移では、「A判定」及び「B判定」は増加傾向にあります、 「C判定」では平成29年度で減少が見られました。

#### ●療育手帳所持者数の年齢別・障害判定の割合



資料：総合福祉保健システム(平成29年4月1日時点)



資料：総合福祉保健システム(平成29年4月1日時点)

#### ●療育手帳所持者数の判定別推移

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定	158	158	161	168	170
B判定	89	92	98	103	107
C判定	113	115	120	126	124
合計	360	365	379	397	401

資料：総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

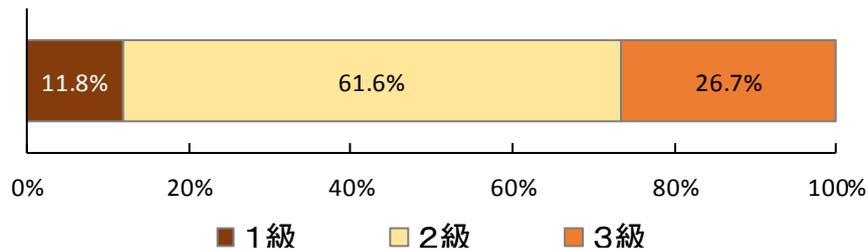
#### (4) 精神に障がいのある人の状況

等級別を割合で見ると、「2級」が61.6%、次いで「3級」が26.7%となっています。

等級別の推移では、「1級」「2級」で増加傾向が見られ、「3級」はほぼ横ばいの推移となっています。「1級」は平成25年の42人から平成29年の67人と、約1.6倍になっています。

自立支援医療受給者数の推移では、平成25年度以降増加傾向にあり、今後も増加していくものと思われます。

#### ●精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別割合



資料：総合福祉保健システム(平成29年4月1日時点)

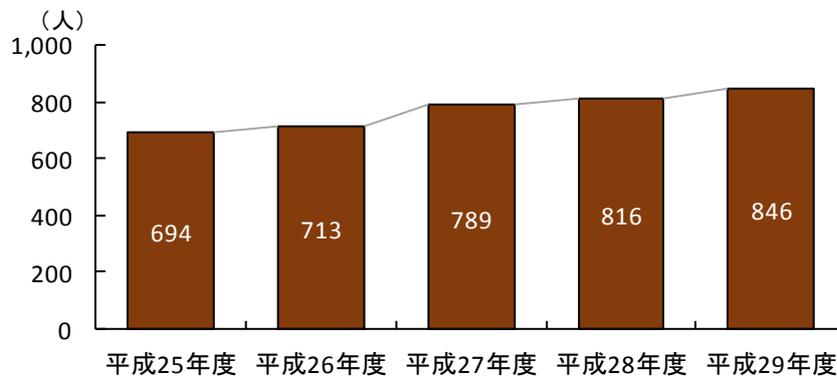
#### ●精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

単位：人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	42	48	45	48	67
2級	254	301	318	343	351
3級	152	151	157	164	152
合計	448	500	520	555	570

資料：総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

#### ●自立支援医療(精神通院医療)受給者数推移



区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者	694	713	789	816	846

資料：総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

### 3. 第4期清須市障害福祉計画（見込値と実績値）

#### （1）障害福祉サービス

##### ①訪問系サービス

訪問系サービス全体としては、利用者・時間数ともに増加傾向にありますが、見込値に対して実績が少ない状況です。サービス提供事業所数も増加傾向にあり、サービス提供の基盤は確保できていると考えています。

##### ●訪問系サービスの利用量推移

		単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	計画見込量	人/月	92.0	100.0	108.0
		時間/月	1,615.0	1,696.0	1,749.0
	利用実績	人/月	72.8	84.3	92.9
		時間/月	1,425.1	1,376.2	1,394.2
	実績/計画見込量 比率	%	79.1	84.3	86.0
		%	88.2	81.1	79.7
重度訪問介護	計画見込量	人/月	9.0	9.0	9.0
		時間/月	426.0	426.0	426.0
	利用実績	人/月	5.5	5.4	6.3
		時間/月	477.5	353.9	562.8
	実績/計画見込量 比率	%	61.1	60.0	69.9
		%	112.1	83.1	132.1
同行援護	計画見込量	人/月	3.0	4.0	4.0
		時間/月	18.0	22.0	22.0
	利用実績	人/月	2.5	2.2	3.0
		時間/月	19.7	29.4	37.4
	実績/計画見込量 比率	%	83.3	55.0	75.0
		%	109.4	133.6	170.0
行動援護	計画見込量	人/月	6.0	6.0	6.0
		時間/月	50.0	50.0	50.0
	利用実績	人/月	6.0	5.1	5.9
		時間/月	70.0	39.1	31.6
	実績/計画見込量 比率	%	100.0	85.0	97.7
		%	140.0	78.2	63.1

●訪問系サービスの利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度障害者等 包括支援	計画見込量	人／月	0.0	0.0	0.0
		時間／月	0.0	0.0	0.0
	利用実績	人／月	0.0	0.0	0.0
		時間／月	0.0	0.0	0.0
	実績/計画見込量 比率	%	0.0	0.0	0.0
		%	0.0	0.0	0.0
訪問系サービス	計画見込量	人／月	110.0	118.0	126.0
		時間／月	2,109.0	2,168.0	2,219.0
	利用実績	人／月	86.8	97.0	108.0
		時間／月	1,992.3	1,798.6	2,026.0
	実績/計画見込量 比率	%	78.9	82.2	85.7
		%	94.5	83.0	91.3

※平成29年度は10月までの実績です。

## ②日中活動系サービス

自立訓練は、標準利用期間が機能訓練は1年半、生活訓練は2年となっており、リハビリなどで機能が回復すると利用を終了します。主に、高次脳機能障がいのある方が利用することが多く、平成27、28年度は対象者が少なかったため見込人数に達しませんでした。

就労支援では就労継続支援A型、B型とも利用者が見込みより少ない状況ですが、年々増加しています。

療養介護は、近隣に施設が開所し、入所した方があったため増加しています。

●日中活動系サービスの利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	計画見込量	人/月	92.0	93.0	94.0
		人日/月	1,685.0	1,702.0	1,720.0
	利用実績	人/月	82.9	78.3	83.3
		人日/月	1,735.3	1,804.8	1,671.3
	実績/計画見込量比率	%	90.1	84.2	88.6
		%	103.0	106.0	97.2
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	人/月	2.0	2.0	2.0
		人日/月	20.0	20.0	20.0
	利用実績	人/月	0.2	0.8	0.0
		人日/月	0.7	11.1	0.0
	実績/計画見込量比率	%	10.0	40.0	0.0
		%	3.5	55.5	0.0
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	人/月	3.0	3.0	3.0
		人日/月	25.0	25.0	25.0
	利用実績	人/月	1.5	1.0	2.0
		人日/月	8.3	11.8	36.1
	実績/計画見込量比率	%	50.0	33.3	66.7
		%	33.2	47.2	144.6
就労移行支援	計画見込量	人/月	10.0	12.0	14.0
		人日/月	170.0	204.0	238.0
	利用実績	人/月	8.3	6.9	10.0
		人日/月	144.8	107.6	149.1
	実績/計画見込量比率	%	83.0	57.5	71.4
		%	85.2	52.7	62.7

●日中活動系サービスの利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A型)	計画見込量	人/月	45.0	51.0	57.0
		人日/月	967.0	1,071.0	1,197.0
	利用実績	人/月	44.3	52.3	53.0
		人日/月	942.2	1,118.6	1,087.0
	実績/計画見込量 比率	%	98.4	102.5	93.0
		%	97.4	104.4	90.8
就労継続支援 (B型)	計画見込量	人/月	76.0	81.0	85.0
		人日/月	1,368.0	1,458.0	1,530.0
	利用実績	人/月	68.8	73.9	73.7
		人日/月	1,263.2	1,326.6	1,315.6
	実績/計画見込量 比率	%	90.5	91.2	86.7
		%	92.3	91.0	86.0
療養介護	計画見込量	人/月	6.0	6.0	6.0
	利用実績	人/月	5.9	8.6	9.0
	実績/計画見込量 比率	%	98.3	143.3	150.0
短期入所 (ショートステイ)	計画見込量	人/月	21.0	22.0	23.0
		人日/月	147.0	154.0	161.0
	利用実績	人/月	24.3	30.9	34.6
		人日/月	115.2	141.8	239.0
	実績/計画見込量 比率	%	115.7	140.5	150.4
		%	78.4	92.1	148.4

※平成29年度は10月までの実績です。

### ③居住系サービス

居宅系サービスは、ほぼ見込どおり推移しています。

#### ●居住系サービスの利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画見込量	人/月	25.0	26.0	27.0
	利用実績	人/月	23.8	24.9	28.9
	実績/計画見込 量比率	%	95.2	95.8	106.9
施設入所支援	計画見込量	人/月	37.0	36.0	35.0
	利用実績	人/月	34.0	32.3	34.6
	実績/計画見込 量比率	%	91.9	89.7	98.8

※平成29年度は10月までの実績です。

### ④相談支援サービス

平成 27 年4月よりサービス等利用計画が必須となりましたが、就労継続支援などの利用者は相談支援事業所に頼まず、自ら作成するセルフプランが多いため、利用者数は見込みほど増加していません。

地域移行・地域定着支援については、平成 27 年度以降実績がありません。

#### ●相談支援の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画見込量	人/月	60.0	65.0	70.0
	利用実績	人/月	46.6	46.0	50.9
	実績/計画見込 量比率	%	77.7	70.8	72.7
地域移行支援	計画見込量	人/月	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人/月	0.0	0.0	0.0
	実績/計画見込 量比率	%	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計画見込量	人/月	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人/月	0.0	0.0	0.0
	実績/計画見込 量比率	%	0.0	0.0	0.0

※平成29年度は10月までの実績です。

### ⑤障害児通所支援

児童発達支援・放課後等デイサービスは、対象者の方への周知がされたこと、早期から利用する方が増えたこと、市内に事業所数が増えたことなどにより、利用者が増えサービス提供量も増加しています。

#### ●障害児通所支援の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	計画見込量	人/月	28.0	33.0	37.0
		人日/月	168.0	198.0	222.0
	利用実績	人/月	29.3	31.4	41.7
		人日/月	287.7	302.6	330.6
	実績/計画見込量比率	%	104.6	95.2	112.7
%		171.3	152.8	148.9	
放課後等 デイサービス	計画見込量	人/月	103.0	115.0	126.0
		人日/月	721.0	805.0	882.0
	利用実績	人/月	75.1	89.6	101.1
		人日/月	900.8	1,199.0	1,285.4
	実績/計画見込量比率	%	72.9	77.9	80.3
%		124.9	148.9	145.7	
保育所等訪問支援	計画見込量	人/月	1.0	1.0	1.0
		人日/月	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人/月	0.2	0.3	0.1
		人日/月	0.1	0.6	0.1
	実績/計画見込量比率	%	20.0	30.0	14.0
%		10.0	60.0	14.0	
医療型 児童発達支援	計画見込量	人/月	2.0	2.0	2.0
		人日/月	20.0	20.0	20.0
	利用実績	人/月	1.2	1.8	1.7
		人日/月	7.7	13.1	12.6
	実績/計画見込量比率	%	60.0	90.0	85.5
%		38.5	65.5	62.9	

※平成29年度は10月までの実績です。

### ⑥障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援サービス利用時に対象者の方への周知がされたことにより利用者が見込み以上に増加しています。

#### ●障害児相談支援の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	計画見込量	人/月	13.0	15.0	16.0
	利用実績	人/月	23.6	21.8	30.4
	実績/計画見込量比率	%	181.5	145.3	190.2

※平成29年度は10月までの実績です。

地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

●理解促進研修・啓発事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画見込量		実施	実施	実施
	利用実績		実施	実施	実施（予定）

※平成29年度は10月までの実績です。

②自発的活動支援事業

●自発的活動支援事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画見込量		実施	実施	実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施

※平成29年度は10月までの実績です。

③相談支援事業

●相談支援事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	計画見込量	か所	4.0	4.0	4.0
	利用実績	か所	4.0	4.0	4.0
	実績/計画見込量比率	%	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	計画見込量		実施	実施	実施
	利用実績		実施	実施	実施
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—
障害者支援協議会	計画見込量		実施	実施	実施
	利用実績		実施	実施	実施
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施
	利用実績		実施	実施	実施
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—
住宅入居等支援事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—

※平成29年度は10月までの実績です。

④成年後見制度利用支援事業

●成年後見制度利用支援事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	計画見込量	人／年	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人／年	0.0	0.0	0.0
	実績/計画見込量比率	%	0.0	0.0	0.0

※平成29年度は10月までの実績です。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●成年後見制度法人後見支援事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	計画見込量		未実施	未実施	未実施
	利用実績		未実施	未実施	未実施
	実績/計画見込量比率	%	—	—	—

※平成29年度は10月までの実績です。

⑥意思疎通支援事業

●意思疎通支援事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	計画見込量	人／月	8.0	9.0	10.0
	利用実績	人／月	7.8	12.0	5.7
	実績/計画見込量比率	%	97.5	133.3	57.0
手話通訳者 設置事業	計画見込量	人／月	2.0	2.0	2.0
	利用実績	人／月	2.0	2.0	2.0
	実績/計画見込量比率	%	100.0	100.0	100.0

※平成29年度は10月までの実績です。

⑦日常生活用具給付事業

●日常生活用具給付事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・ 訓練支援用具	計画見込量	件／年	6.0	5.0	5.0
	利用実績	件／年	7.0	5.0	4.0
	実績/計画見込量比率	%	116.7	100.0	80.0
自立支援生活用具	計画見込量	件／年	20.0	22.0	25.0
	利用実績	件／年	11.0	12.0	3.0
	実績/計画見込量比率	%	55.0	54.5	12.0
在宅療養等 支援用具	計画見込量	件／年	3.0	3.0	3.0
	利用実績	件／年	6.0	13.0	5.0
	実績/計画見込量比率	%	200.0	433.3	166.7
情報・ 意思疎通支援用具	計画見込量	件／年	5.0	4.0	4.0
	利用実績	件／年	7.0	0.0	4.0
	実績/計画見込量比率	%	140.0	0.0	100.0
排泄管理支援用具	計画見込量	件／年	1,116.0	1,137.0	1,158.0
	利用実績	件／年	1,009.0	1,125.0	434.0
	実績/計画見込量比率	%	90.4	98.9	37.5
住宅改修費	計画見込量	件／年	4.0	4.0	4.0
	利用実績	件／年	7.0	1.0	4.0
	実績/計画見込量比率	%	175.0	25.0	100.0

※平成29年度は10月までの実績です。

⑧手話奉仕員養成研修事業

●手話奉仕員養成研修事業の利用量推移

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員 養成研修事業	計画見込量	人／年	20.0	20.0	20.0
	利用実績	人／年	20.0	22.0	21.0
	実績/計画見込量比率	%	100.0	110.0	105

※平成29年度は10月までの実績です。

⑨移動支援事業

●移動支援事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	計画見込量	人／年	90.0	93.0	97.0
		時間／年	6,570.0	6,789.0	7,081.0
	利用実績	人／年	94.0	78.0	68.0
		時間／年	4,868.5	3,929.0	2,218.0
	実績/計画見込量比率	%	104.4	83.9	70.1
		%	74.1	57.9	31.3

※平成29年度は10月までの実績です。

⑩地域活動支援センター事業

●地域活動支援センター事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	計画見込量	人／月	24.0	27.0	27.0
		か所	8.0	9.0	9.0
	利用実績	人／月	19.3	24.0	30.0
		か所	6.0	5.0	6.0
	実績/計画見込量比率	%	80.4	88.9	111.1
		%	75.0	55.6	66.7

※平成29年度は10月までの実績です。

⑪訪問入浴サービス事業

●訪問入浴サービス事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	計画見込量	人／月	7.0	7.0	7.0
		か所	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人／月	8.0	7.0	7.0
		か所	1.0	1.0	1.0
	実績/計画見込量比率	%	114.3	100.0	100.0
		%	100.0	100.0	100.0

※平成29年度は10月までの実績です。

⑫日中一時支援事業

●日中一時支援事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時 支援事業	計画見込量	人／月	71.0	81.0	92.0
		か所	19.0	20.0	21.0
	利用実績	人／月	107.0	123.0	120.0
		か所	14.0	17.0	18.0
	実績/計画見込量比率	%	150.7	151.9	130.4
		%	73.7	85.0	85.7

※平成29年度は10月までの実績です。

⑬生活サポート事業

●生活サポート事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート 事業	計画見込量	人／年	1.0	1.0	1.0
		か所	1.0	1.0	1.0
	利用実績	人／年	3.0	0.0	1.0
		か所	3.0	0.0	1.0
	実績/計画見込量比率	%	300.0	0.0	100.0
		%	300.0	0.0	100.0

※平成29年度は10月までの実績です。

⑭自動車運転免許取得・改造助成事業

●自動車運転免許取得・改造助成事業の利用量推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成事業	計画見込量	人／年	2.0	2.0	2.0
	利用実績	人／年	8.0	1.0	3.0
	実績/計画見込量比率	%	400.0	50.0	150.0

※平成29年度は10月までの実績です。

# 第3章 障がいのある人の意向と課題

## 1. 障がいのある人へのアンケート調査

清須市では、障がいのある人に対して、生活の実態と今後の意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

### ■ 調査の目的・内容

本調査は、平成30年度を初年度とする清須市障害者基本計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定するにあたって、障がいのある人（身体・知的・精神、難病）を対象に福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向など把握するために実施しました。

### ■ 調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、  
障害者福祉金受給者、障害福祉サービス利用者 計 2,884 人

### ■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

### ■ 調査期間

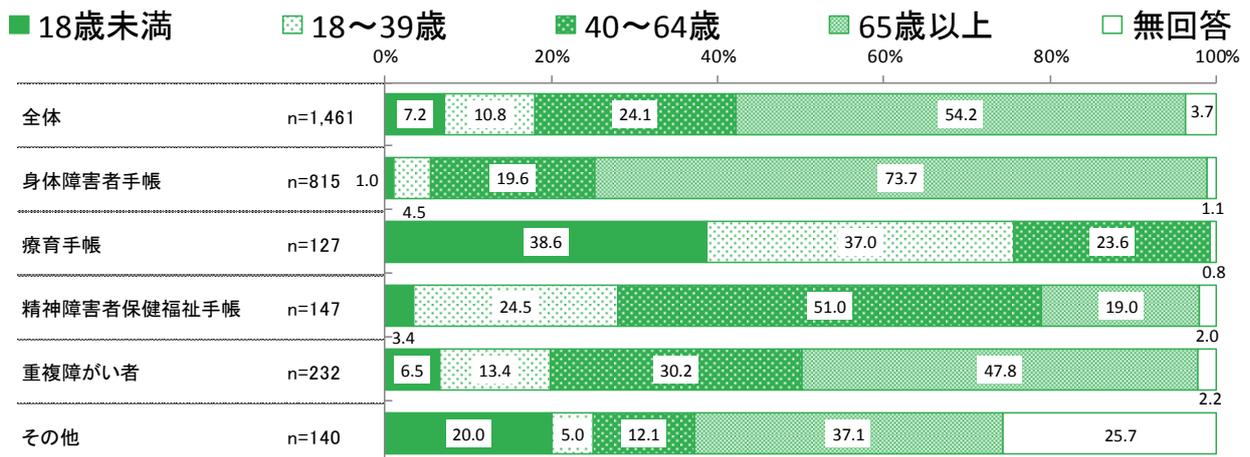
平成29年8月4日～8月22日（調査基準日 平成29年8月1日）

### ■ 調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象者数は、全体で2,884人、うち1,461人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は50.7%でした。

対象者数	回答者数	回答率
2,884	1,461	50.7%

### ■ 調査対象者の障害者手帳別・年齢別の内訳

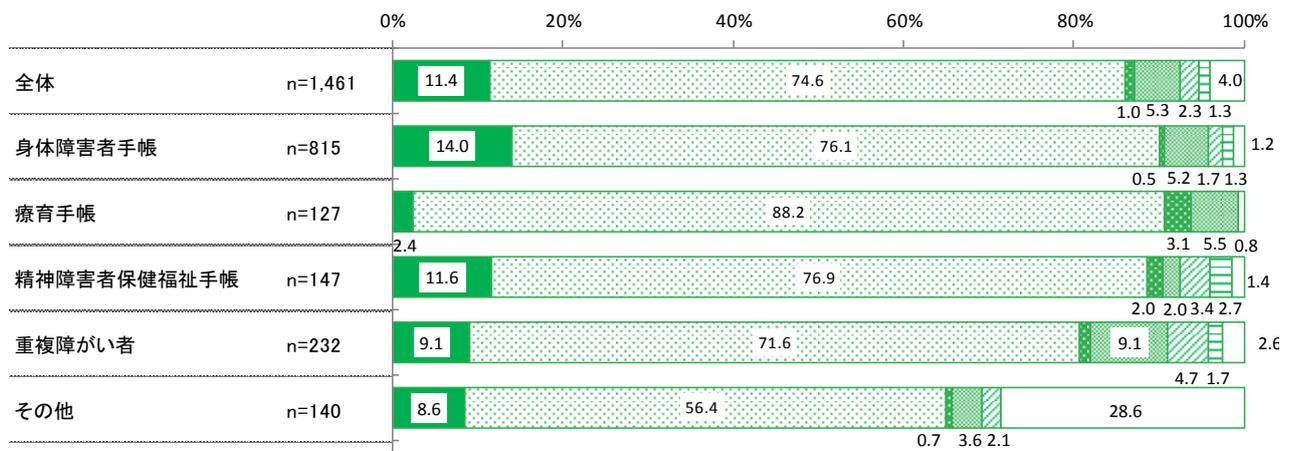


## (1) 生活環境

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が74.6%と最も多くなっています。障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約7～8割を占めています。

### ●現在の暮らしについて

- 一人で暮らしている
- 家族と暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている
- 病院に入院している
- その他
- 無回答



将来住みたい、暮らしたい生活の場については、「自宅」が74.9%と最も多くなっています。障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「自宅」が約6～8割を占めています。

### ●将来住みたい、暮らしたい生活の場

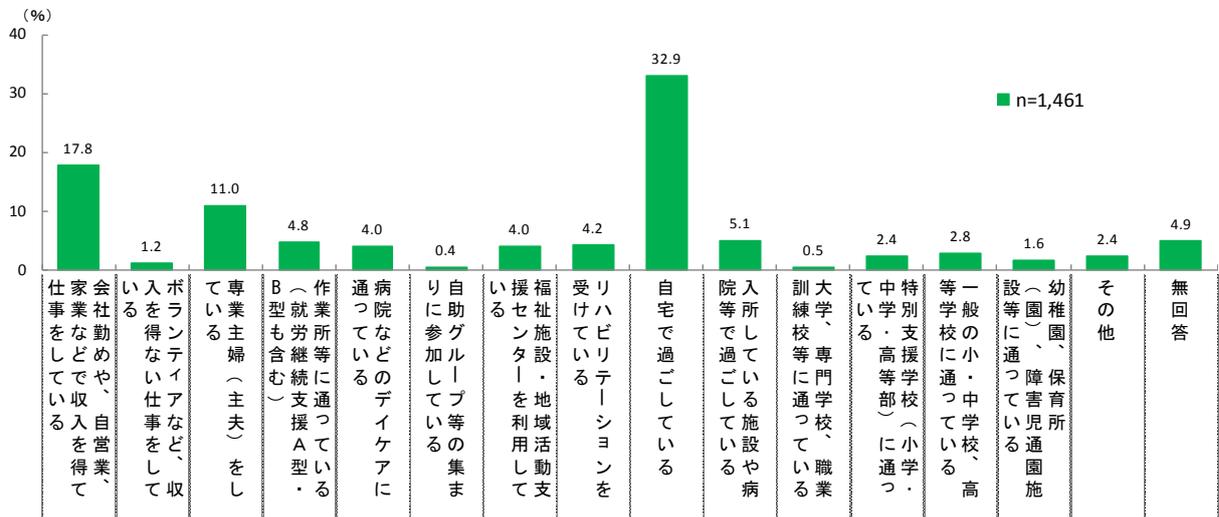
- 自宅
- グループホーム
- 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)
- 病院
- その他
- 無回答



## (2) 日常生活

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が32.9%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が17.8%、「専業主婦（主夫）をしている」が11.0%となっています。

●平日の主な過ごし方 ※複数回答



## <障がい別>

	調査数	問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。					
		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型も含む）	病院などのデイケアに通っている	自助グループ等の集まりに参加している
全体	1,461	17.8	1.2	11.0	4.8	4.0	0.4
身体障害者手帳	815	19.4	1.3	13.5	0.5	4.4	0.7
療育手帳	127	18.1	0.8	1.6	26.8	0.8	0.0
精神障害者保健福祉手帳	147	25.2	1.4	10.2	6.8	4.8	0.0
重複障がい者	232	12.5	1.3	12.1	8.2	2.2	0.0
その他	140	9.3	0.7	3.6	2.1	6.4	0.0

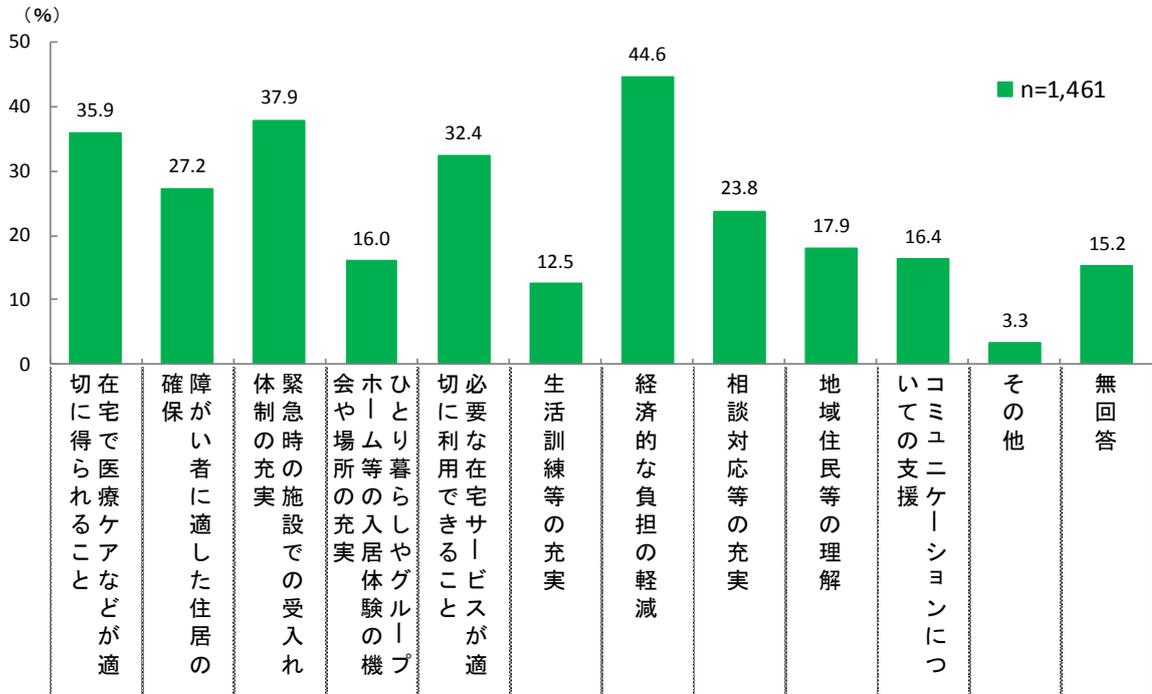
	調査数	福祉施設・地域活動支援センターを利用している	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	特別支援学校（小学・中学・高等部）に通っている
全体	1,461	4.0	4.2	32.9	5.1	0.5	2.4
身体障害者手帳	815	2.8	5.8	39.5	5.6	0.1	0.2
療育手帳	127	5.5	0.0	4.7	0.8	1.6	17.3
精神障害者保健福祉手帳	147	1.4	0.7	36.7	4.8	0.7	0.7
重複障がい者	232	8.6	4.3	31.0	7.8	0.0	3.9
その他	140	5.0	2.1	19.3	1.4	2.9	0.7

	調査数	一般の小・中学校、高等学校に通っている	幼稚園、保育所（園）、障害児通園施設等に通っている	その他	無回答
全体	1,461	2.8	1.6	2.4	4.9
身体障害者手帳	815	0.6	0.1	2.7	2.6
療育手帳	127	9.4	11.0	0.0	1.6
精神障害者保健福祉手帳	147	2.7	0.0	1.4	2.7
重複障がい者	232	0.9	0.9	4.3	2.2
その他	140	12.9	5.0	0.7	27.9

### (3) 障がいのある人の支援

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が44.6%と最も多く、次いで、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が37.9%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が35.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.4%となっています。

●地域で生活するための支援 ※複数回答



#### <障がい別>

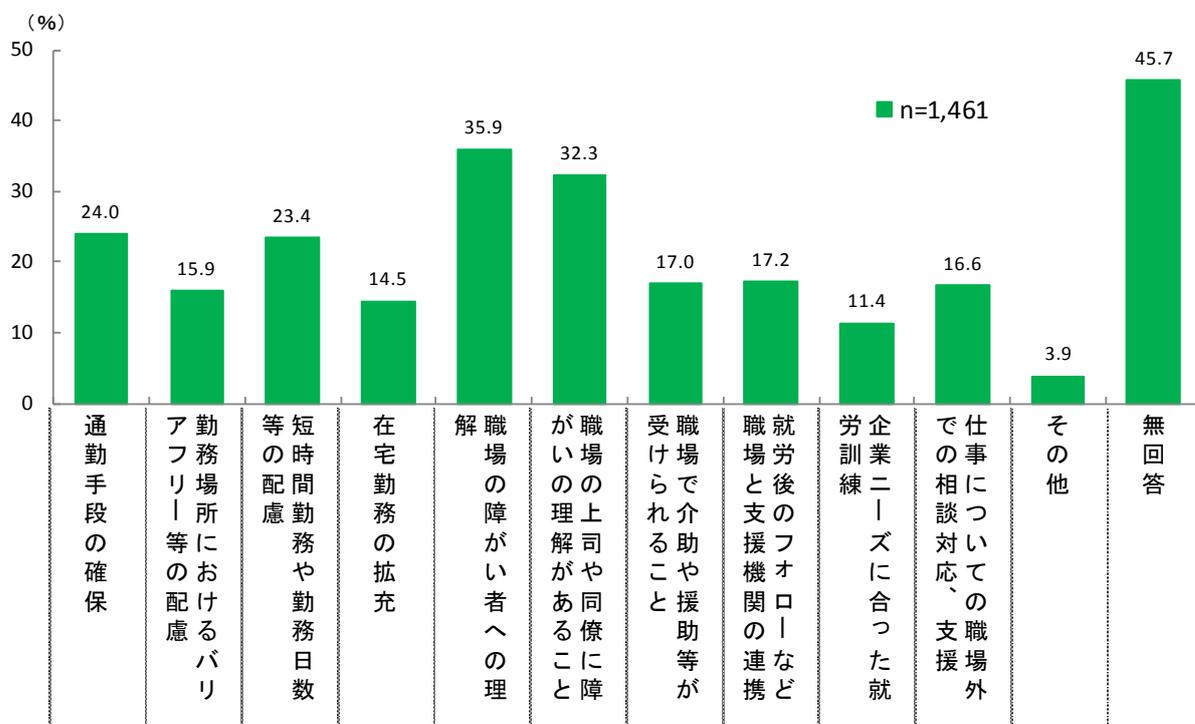
(%)

	問22 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。						
	全体	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	ひとり暮らしやグループホーム等の入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実
全体	1,461	35.9	27.2	37.9	16.0	32.4	12.5
身体障害者手帳	815	42.1	24.2	39.8	10.8	35.2	8.6
療育手帳	127	18.9	51.2	48.8	47.2	30.7	30.7
精神障害者保健福祉手帳	147	29.3	33.3	25.9	21.1	23.1	19.0
重複障がい者	232	36.2	31.9	43.1	18.1	37.1	13.8
その他	140	21.4	9.3	20.7	9.3	19.3	9.3

	全体	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	1,461	44.6	23.8	17.9	16.4	3.3	15.2
身体障害者手帳	815	42.8	18.9	13.5	12.4	2.7	14.1
療育手帳	127	52.8	48.0	45.7	35.4	4.7	7.1
精神障害者保健福祉手帳	147	59.2	39.5	25.9	27.2	4.8	12.9
重複障がい者	232	44.0	20.7	16.4	12.1	4.7	12.1
その他	140	32.9	19.3	12.9	17.9	1.4	36.4

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要かと尋ねたところ、「職場の障がい者への理解」が35.9%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が32.3%、「通勤手段の確保」が24.0%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が23.4%となっています。

●障がい者の就労支援 ※複数回答



<障がい別>

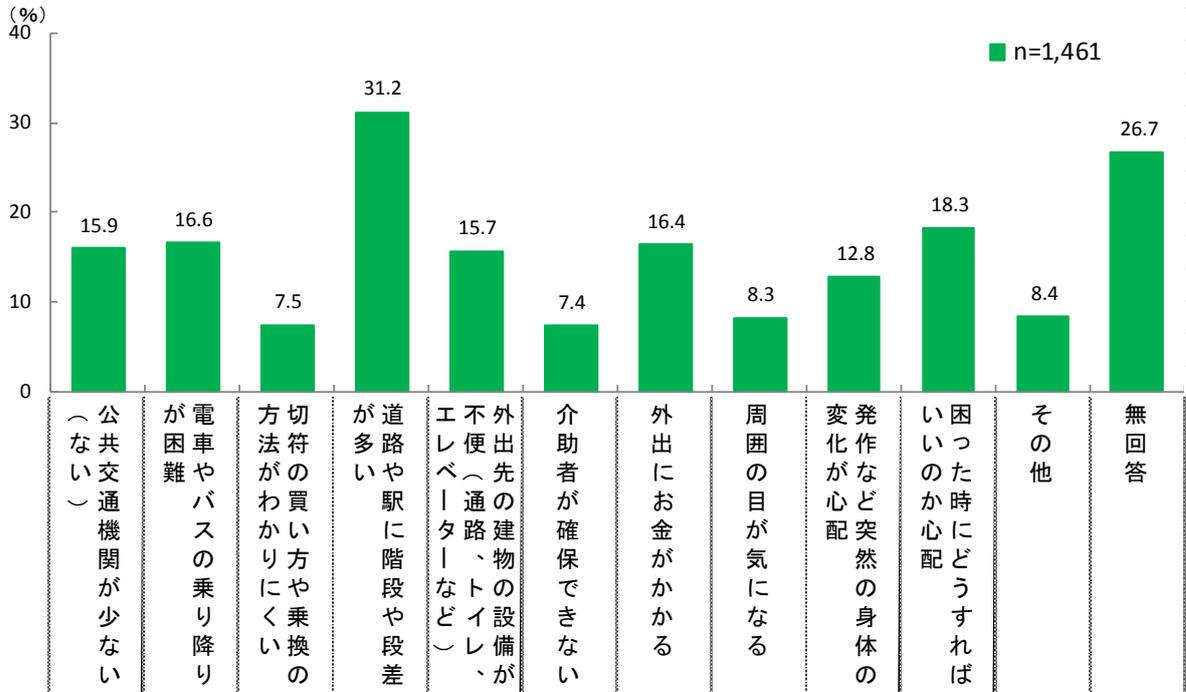
	調査数	問32 あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。					
		通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障がい者への理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること
全体	1,461	24.0	15.9	23.4	14.5	35.9	32.3
身体障害者手帳	815	22.2	19.6	21.7	14.4	32.1	28.3
療育手帳	127	44.1	8.7	26.8	12.6	66.9	59.1
精神障害者保健福祉手帳	147	34.7	12.9	46.3	25.9	51.0	50.3
重複障がい者	232	18.1	14.7	19.0	12.5	28.0	25.4
その他	140	15.0	5.7	13.6	8.6	27.1	23.6

	調査数	職場で介助や援助等が受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体	1,461	17.0	17.2	11.4	16.6	3.9	45.7
身体障害者手帳	815	16.3	10.9	8.5	11.9	3.4	50.1
療育手帳	127	39.4	46.5	24.4	34.6	0.8	22.0
精神障害者保健福祉手帳	147	17.0	31.3	22.4	32.7	3.4	24.5
重複障がい者	232	12.5	11.6	8.6	11.2	9.5	50.0
その他	140	7.9	21.4	9.3	20.0	0.7	56.4

#### (4) 外出

外出する時に困ることについては、「道路や駅に階段や段差が多い」が31.2%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が18.3%、「電車やバスの乗り降りが困難」が16.6%、「外出にお金がかかる」が15.9%等となっています。

●外出するときに困ること ※複数回答



#### <障がい別>

(%)

	問27 外出する時に困ることは何ですか。						
	調査数	公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	道路や駅に階段や段差が多い	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない
全体	1,461	15.9	16.6	7.5	31.2	15.7	7.4
身体障害者手帳	815	16.6	18.4	5.3	38.5	18.4	6.9
療育手帳	127	14.2	7.1	23.6	10.2	5.5	7.9
精神障害者保健福祉手帳	147	19.0	8.8	8.8	13.6	5.4	5.4
重複障がい者	232	15.5	24.6	7.8	35.8	22.4	12.5
その他	140	11.4	9.3	3.6	18.6	8.6	3.6

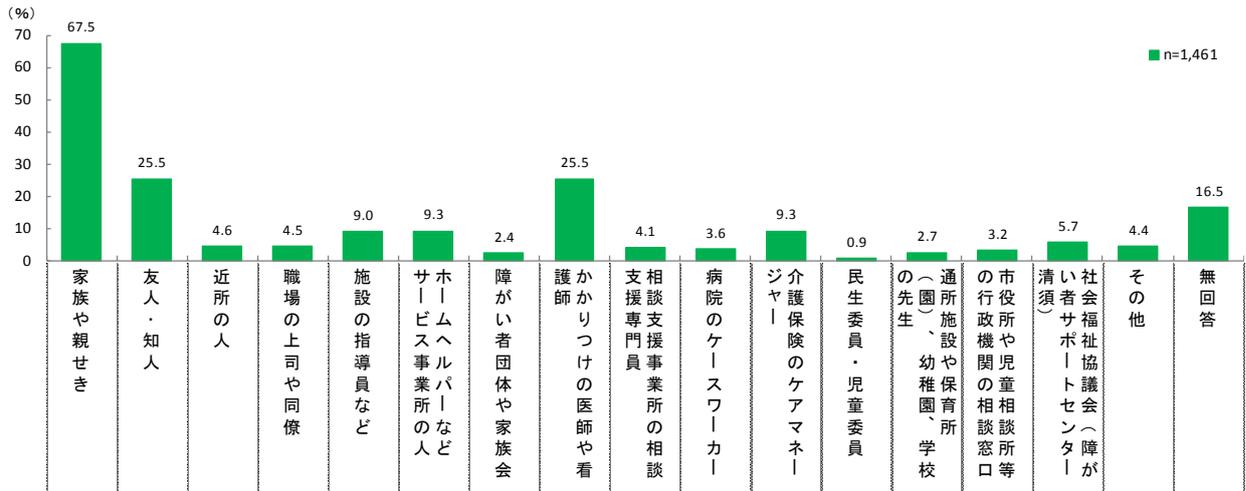
	調査数	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	1,461	16.4	8.3	12.8	18.3	8.4	26.7
身体障害者手帳	815	15.1	4.0	12.5	13.0	8.0	27.1
療育手帳	127	15.0	20.5	6.3	42.5	7.1	21.3
精神障害者保健福祉手帳	147	31.3	26.5	17.0	19.7	12.2	21.8
重複障がい者	232	14.7	6.5	17.2	21.6	9.9	19.8
その他	140	12.1	5.7	8.6	20.0	5.7	45.7



普段、悩みや困ったことをどなたに相談するかについては、「家族や親せき」が67.5%と最も多く、次いで「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」が25.5%、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」、「介護保険のケアマネージャー」が9.3%となっています。

障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳では「施設の指導員など」、「障がい者団体や家族会」、「相談支援事業所の相談支援専門員」、「通所施設や保育所（園）、幼稚園、学校の先生」、「社会福祉協議会（障がい者サポートセンター清須）」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「かかりつけの医師や看護師」、「病院のケースワーカー」となっています。

● 普段の悩みや困ったことの相談先 ※複数回答



<障がい別>

	調査数	問45 あなたは普段、悩みや困ったことを誰に相談することが多いですか。					
		家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人
全体	1,461	67.5	25.5	4.6	4.5	9.0	9.3
身体障害者手帳	815	69.8	27.4	5.8	3.4	6.6	7.2
療育手帳	127	76.4	26.0	1.6	11.8	22.8	19.7
精神障害者保健福祉手帳	147	69.4	25.9	4.8	8.2	8.2	8.2
重複障がい者	232	64.7	21.1	3.9	3.4	14.2	12.9
その他	140	48.6	20.7	1.4	2.1	2.9	7.1

	調査数	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	相談支援事業所の相談支援専門員	病院のケースワーカー	介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員
全体	1,461	2.4	25.5	4.1	3.6	9.3	0.9
身体障害者手帳	815	1.2	24.0	0.9	1.8	11.8	0.9
療育手帳	127	10.2	20.5	23.6	1.6	0.8	0.0
精神障害者保健福祉手帳	147	2.0	42.2	6.8	11.6	4.1	1.4
重複障がい者	232	3.0	29.3	3.9	6.0	11.2	1.7
その他	140	1.4	15.0	2.9	2.9	5.0	0.0

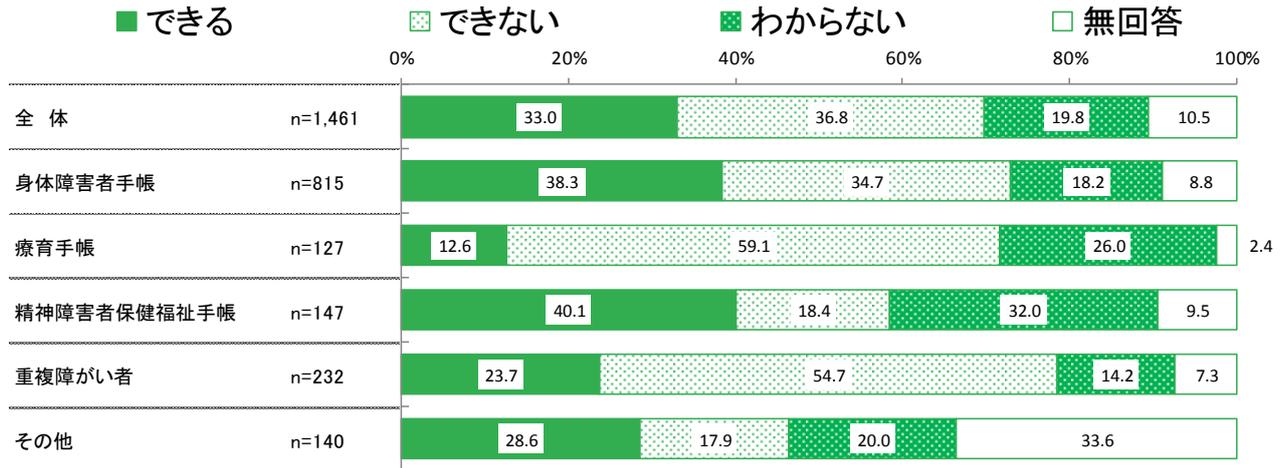
	調査数	通所施設や保育所（園）、幼稚園、学校の先生	市役所や児童相談所等の行政機関の相談窓口	社会福祉協議会（障がい者サポートセンター清須）	その他	無回答
全体	1,461	2.7	3.2	5.7	4.4	16.5
身体障害者手帳	815	0.5	2.7	3.6	4.3	16.1
療育手帳	127	15.0	3.1	18.9	3.9	6.3
精神障害者保健福祉手帳	147	1.4	4.1	7.5	7.5	10.9
重複障がい者	232	1.7	4.3	6.0	4.3	14.2
その他	140	7.1	3.6	3.6	2.1	37.9

## (6) 災害時の対応

災害時に一人で避難できるか尋ねたところ、「できない」が36.8%と最も多く、次いで「できる」が33.0%、「わからない」が19.8%となっています。

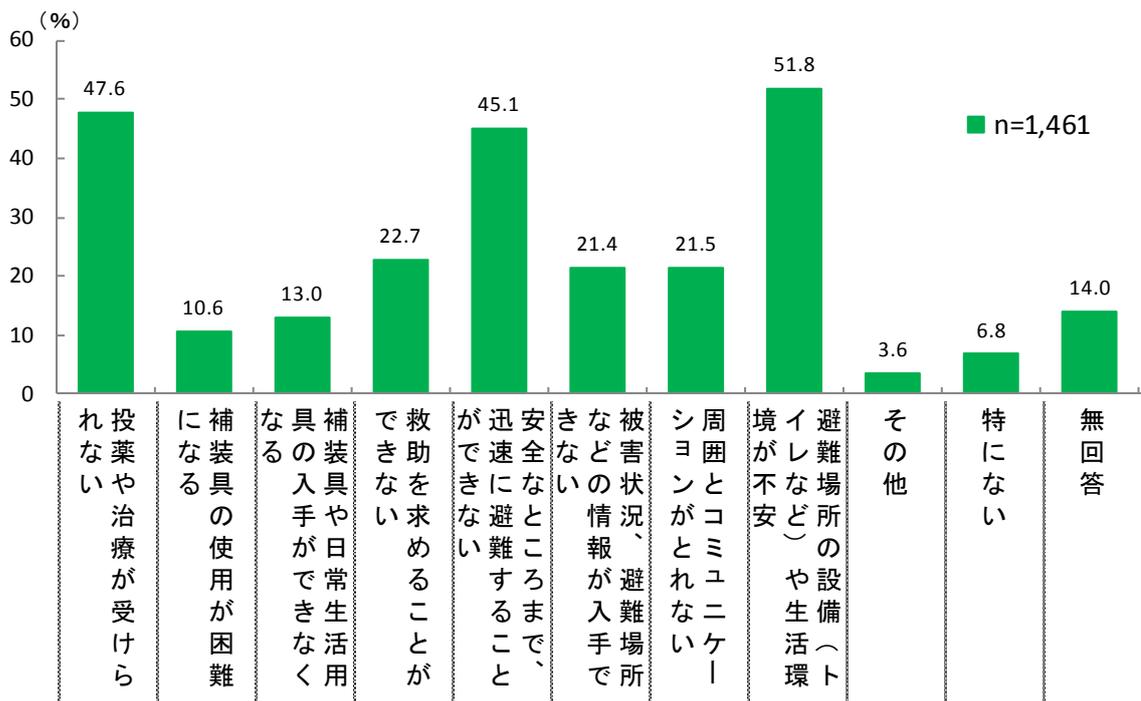
障がい別で見ると、身体障害者手帳は「できる」が38.3%で多くなっています。療育手帳は「できない」が59.1%で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳は「できる」が40.1%で多くなっています。

### ●災害が発生したとき一人で避難できるか



災害時にどういったことに困ると思うか尋ねたところ、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が51.8%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が47.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が45.1%、「救助を求めることができない」が22.7%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が21.5%となっています。

### ●災害時に困ること ※複数回答



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳では「救助を求めることができない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」となっています。精神障害者保健福祉手帳では「投薬や治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

### <障がい別>

(%)

	調査数	問61 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。					
		投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	1,461	47.6	10.6	13.0	22.7	45.1	21.4
身体障害者手帳	815	49.2	13.9	15.2	16.6	48.7	19.3
療育手帳	127	21.3	3.9	8.7	57.5	59.1	43.3
精神障害者保健福祉手帳	147	69.4	2.7	11.6	22.4	27.9	18.4
重複障がい者	232	52.2	11.2	11.2	28.4	46.1	19.0
その他	140	32.1	5.0	8.6	17.9	27.9	21.4

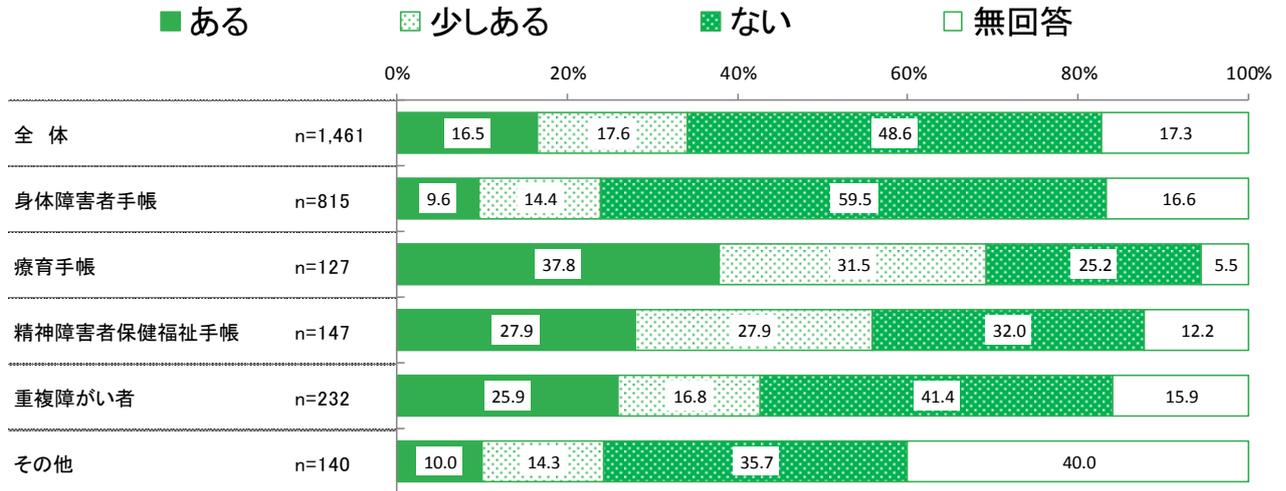
	調査数	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体	1,461	21.5	51.8	3.6	6.8	14.0
身体障害者手帳	815	13.5	52.8	2.1	7.7	11.9
療育手帳	127	59.8	61.4	9.4	5.5	7.1
精神障害者保健福祉手帳	147	34.7	53.1	4.1	4.1	9.5
重複障がい者	232	22.8	53.4	4.7	5.6	14.2
その他	140	17.1	33.6	4.3	7.1	36.4

## (7) 権利擁護・障がい者差別解消

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか尋ねたところ、「ない」が48.6%と最も多く、次いで「少しある」が17.6%、「ある」が16.5%となっています。

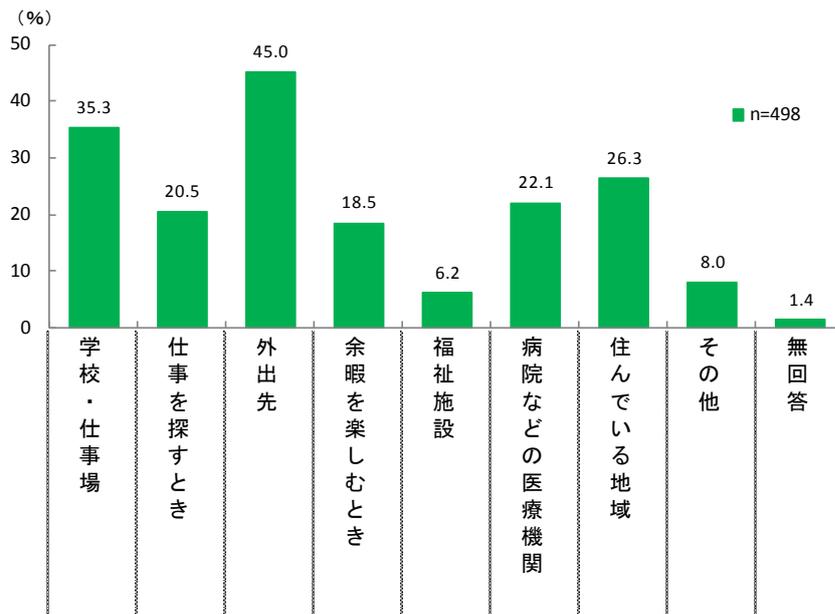
障がい別で見ると、療育手帳で「ある」が37.8%で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳は「ない」が32.0%と多くなっています。

### ●障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方や少しある方に、どのような場所で差別や、嫌な思いをしたか尋ねたところ、「外出先」が45.0%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が35.3%、「住んでいる地域」が26.3%、「病院などの医療機関」が22.1%、「仕事を探するとき」が20.5%となっています。

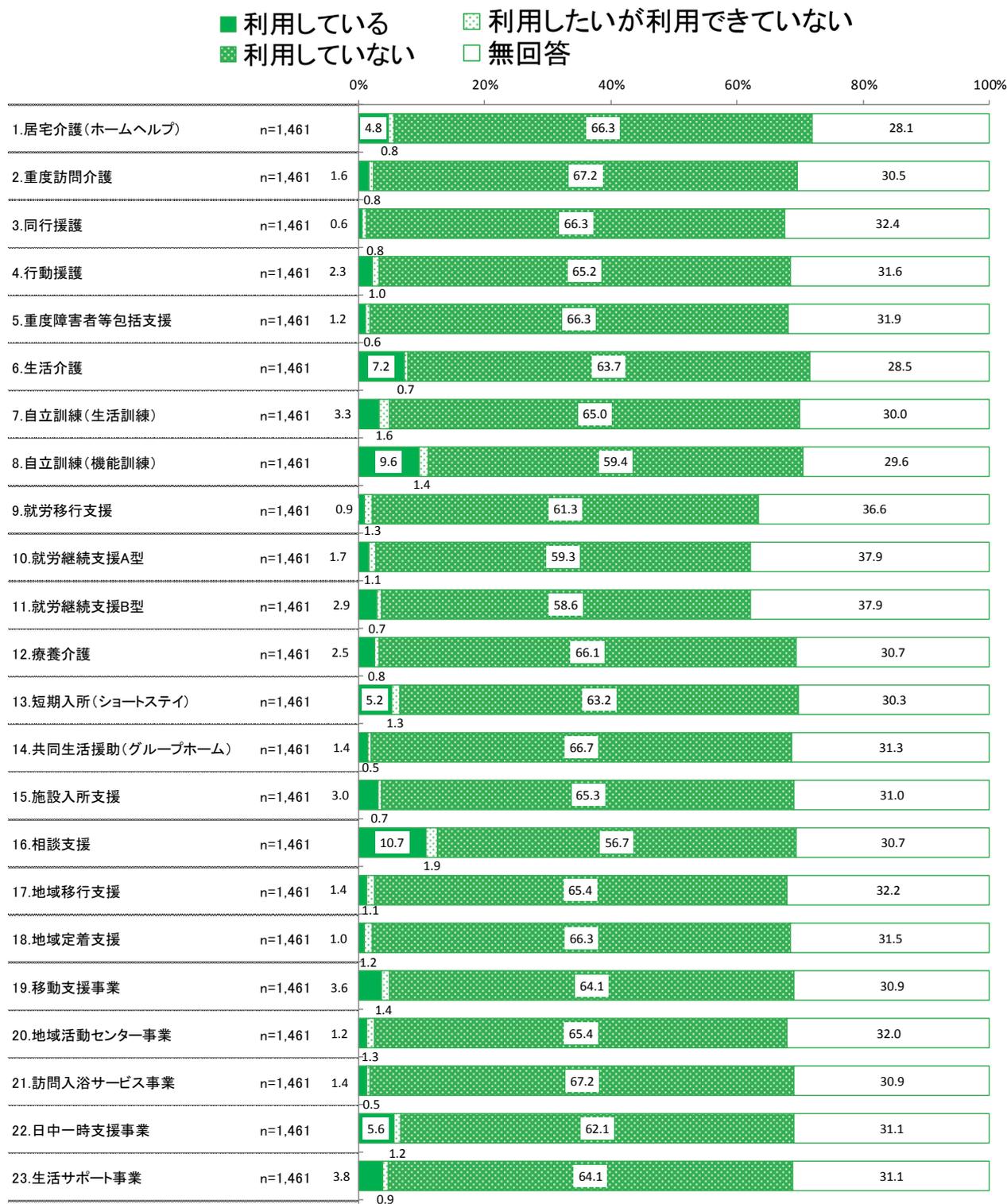
### ●どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答



## (8) 障害福祉サービス・福祉施策

現在、利用しているサービスは、「相談支援」、「自立訓練（機能訓練）」「生活介護」と続いています。利用したいが利用できていない障害福祉サービスについては、「相談支援」、「自立訓練（生活訓練）」、「自立訓練（機能訓練）」と続いています。

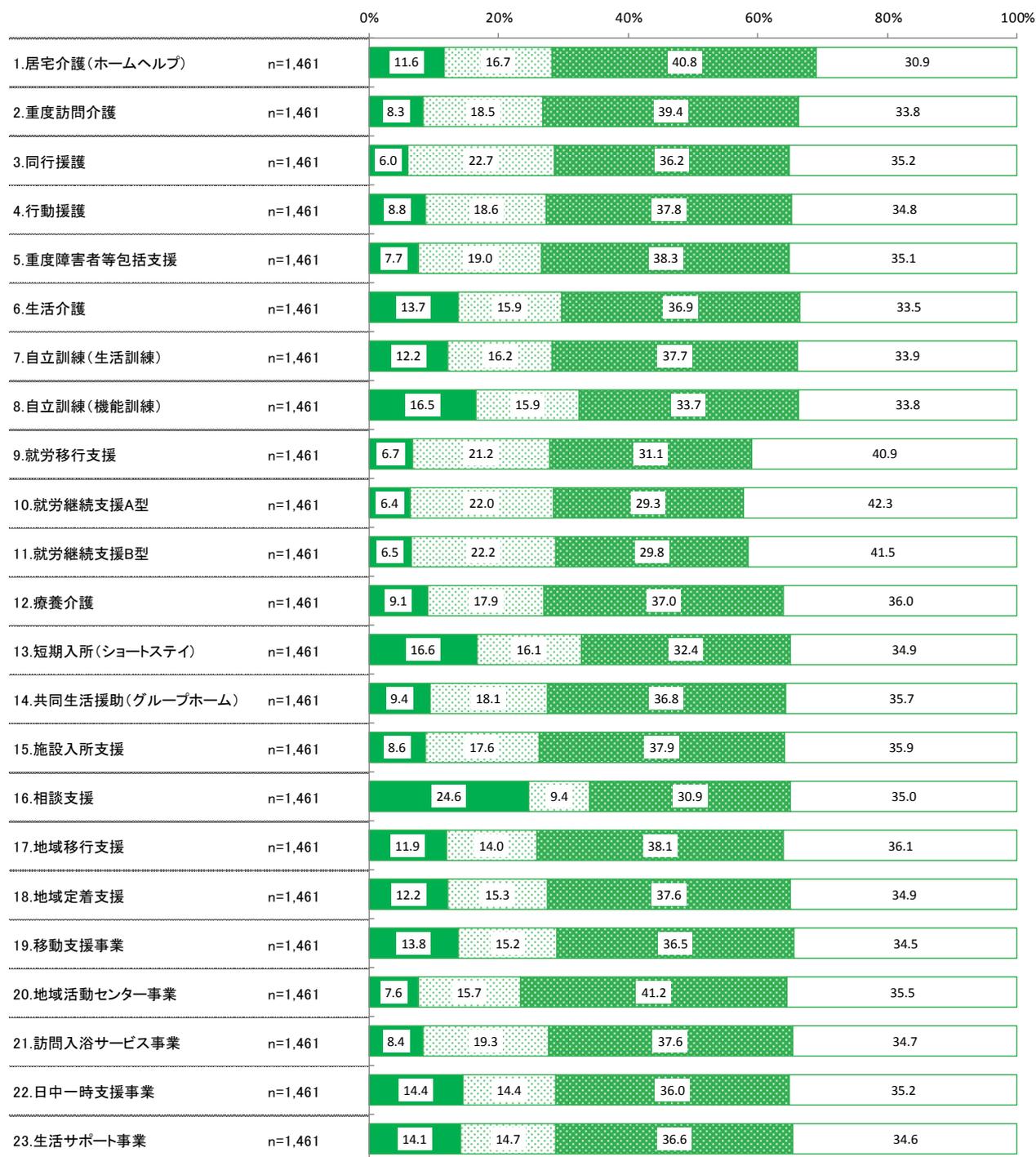
### ●現在利用している障害福祉サービス



今後、利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が24.6%と最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が16.6%、「自立訓練（機能訓練）」が16.5%、「日中一時支援事業」が14.4%、「生活サポート事業」が14.1%となっています。

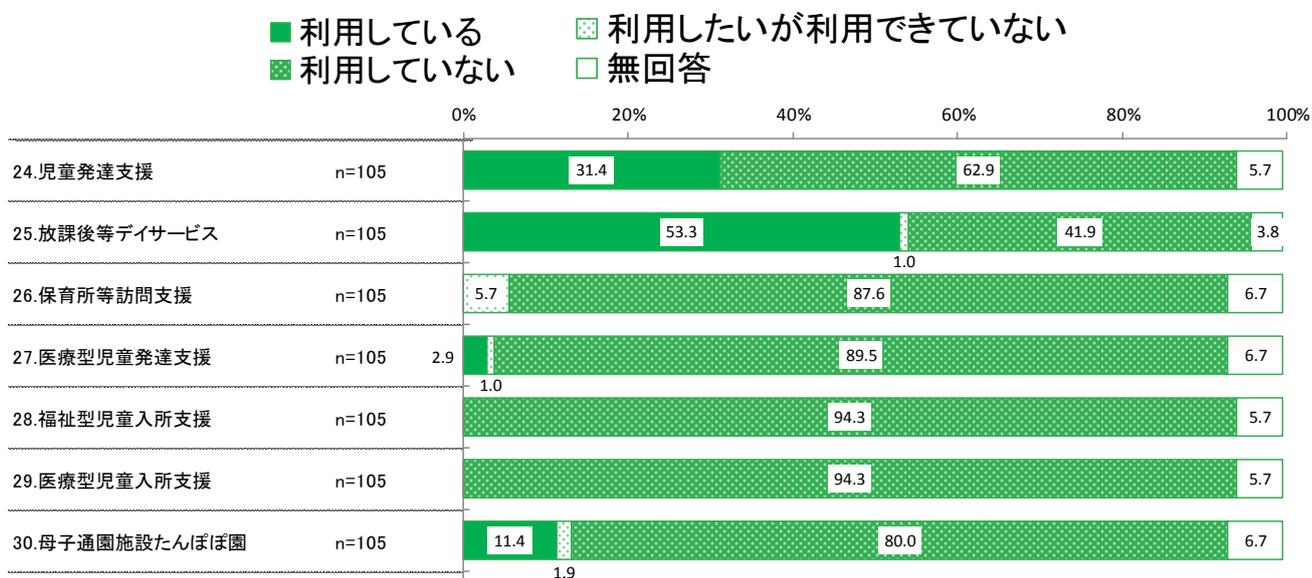
### ●今後利用したい障害福祉サービス

■ 利用したい      ■ 利用しない      ■ わからない      □ 無回答



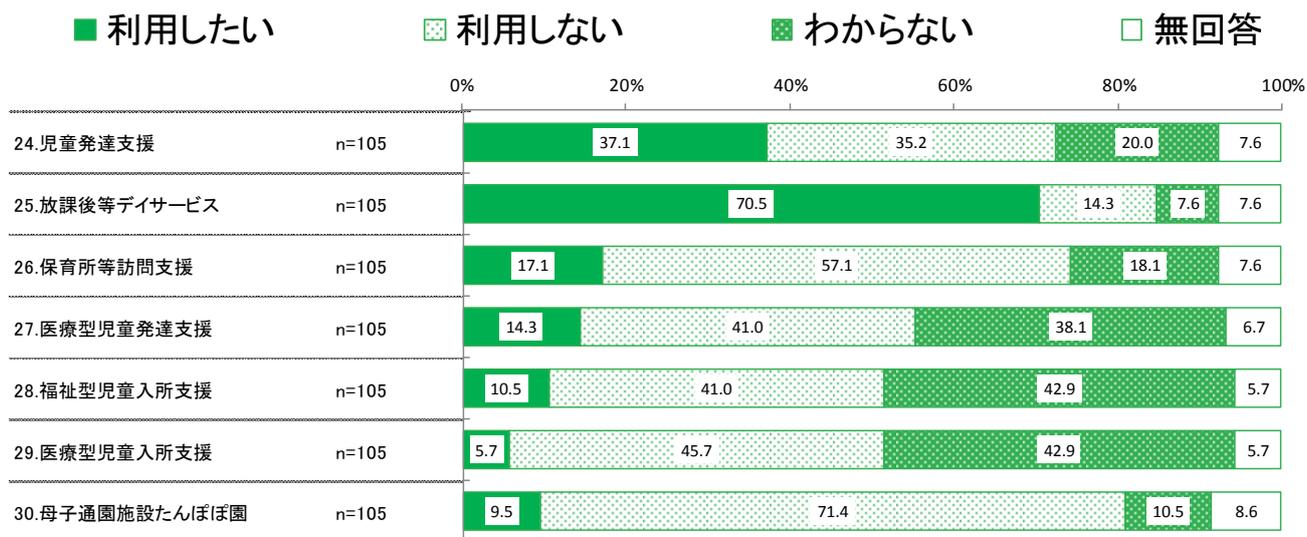
現在、利用している障害児通所支援サービスについては、「放課後等デイサービス」が53.3%と最も多く、次いで「児童発達支援」が31.4%、「母子通園施設たんぽぽ園」が11.4%となっています。

### ●児童に対する現在利用している障害福祉サービス



今後、利用したい障害児通所支援サービスについては、「放課後等デイサービス」が70.5%と最も多く、次いで「児童発達支援」が37.1%、「保育所等訪問支援」が17.1%となっています。

### ●児童に対する今後利用したい障害福祉サービス

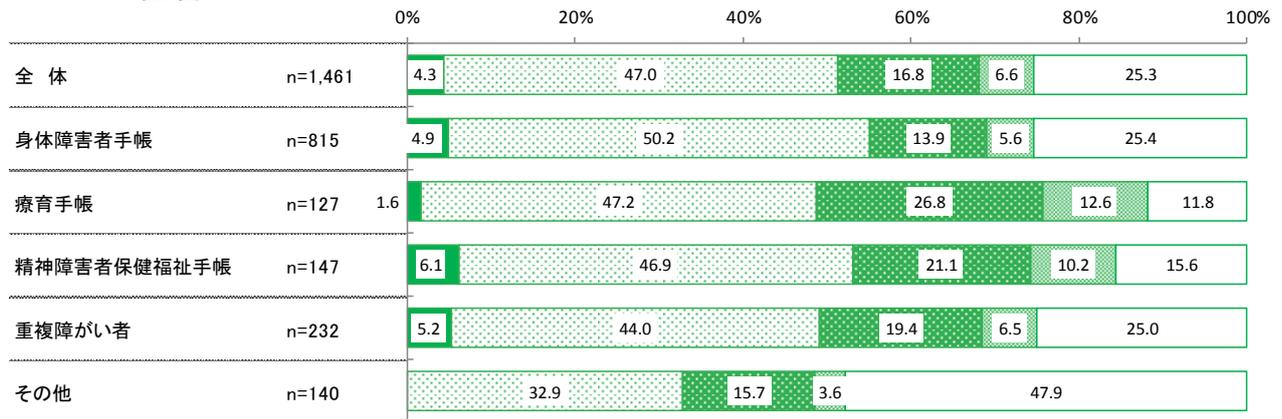


### (9) 暮らしやすさや地域や社会への参加

清須市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うのか尋ねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」が47.0%と最も多く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」が16.8%、「暮らしやすいまちだとは思わない」が6.6%、「とても暮らしやすいまちだと思う」が4.3%となっています。

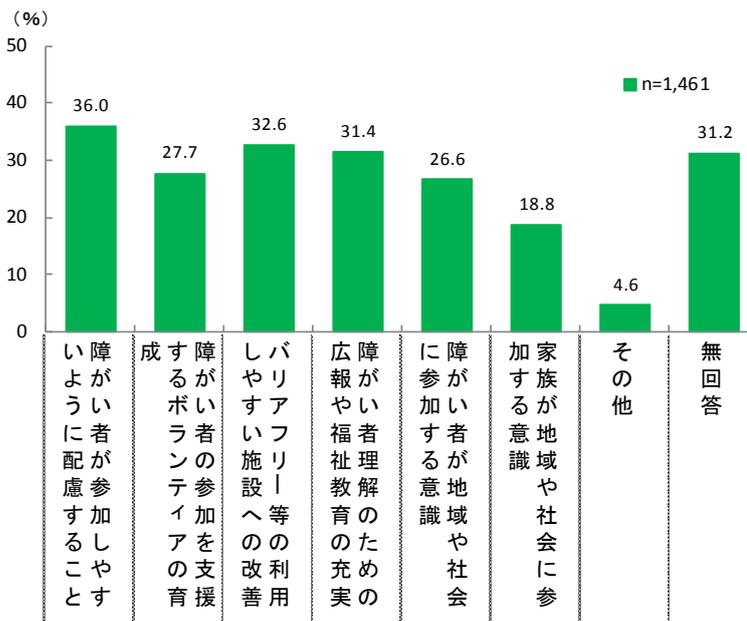
#### ●清須市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか

- とても暮らしやすいまちだと思う
- あまり暮らしやすいまちだとは思わない
- 無回答
- 暮らしやすいまちだと思う
- 暮らしやすいまちだとは思わない



障がい者が地域や社会に参加できるためには、どのようなことが必要か尋ねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が36.0%と最も多く、次いで「バリアフリー等の利用しやすい施設への改善」が32.6%、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が31.4%、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」が27.7%、「障がい者が地域や社会に参加する意識」が26.6%となっています。

#### ●地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと ※複数回答



<障がい別>

(%)

	調査数	問43 障がい者が地域や社会に参加できるためには、 どのようなことが必要だと考えますか。			
		障がい者が参加し やすいように配慮 すること	障がい者の参加を 支援するボラン ティアの育成	バリアフリー等の 利用しやすい施設 への改善	障がい者理解の ための広報や福 祉教育の充実
全 体	1,461	36.0	27.7	32.6	31.4
身体障害者手帳	815	34.2	26.0	37.3	26.1
療育手帳	127	58.3	53.5	24.4	60.6
精神障害者保健福祉手帳	147	47.6	27.9	25.9	43.5
重複障がい者	232	31.9	28.0	33.6	32.3
その他	140	20.7	13.6	17.9	21.4

	調査数	障がい者が地域 や社会に参加する 意識	家族が地域や社 会に参加する意識	その他	無回答
全 体	1,461	26.6	18.8	4.6	31.2
身体障害者手帳	815	25.0	16.8	3.4	32.6
療育手帳	127	44.1	37.8	7.1	7.9
精神障害者保健福祉手帳	147	32.7	18.4	6.8	23.1
重複障がい者	232	22.8	16.8	6.5	31.9
その他	140	19.3	16.4	3.6	51.4

## 2. サービス提供事業所アンケート調査

---

清須市では、サービス提供事業所に対して、障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

### ■ 調査の目的・内容

本調査は、平成 30 年度を初年度とする清須市障害者基本計画、第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画を策定するにあたって、各事業所の今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向などを把握するために実施しました。

### ■ 調査対象

平成 28 年度本市に請求実績のある事業所 217 か所

### ■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

### ■ 調査期間

平成 29 年 8 月 4 日～8 月 22 日（調査基準日 平成 29 年 8 月 1 日）

### ■ 調査対象数、回答者数、回答率

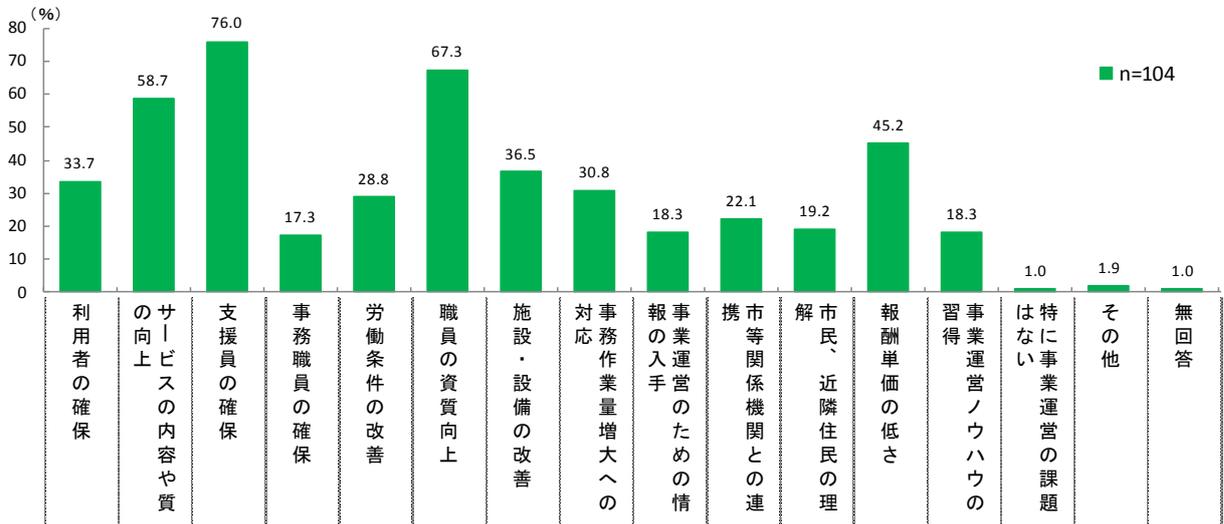
本調査の対象事業所数は、全体で 217 事業所、うち 104 事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は 47.9%でした。

対象事業数	回答事業数	回答率
217	104	47.9%

### (1) 運営上の課題や支援

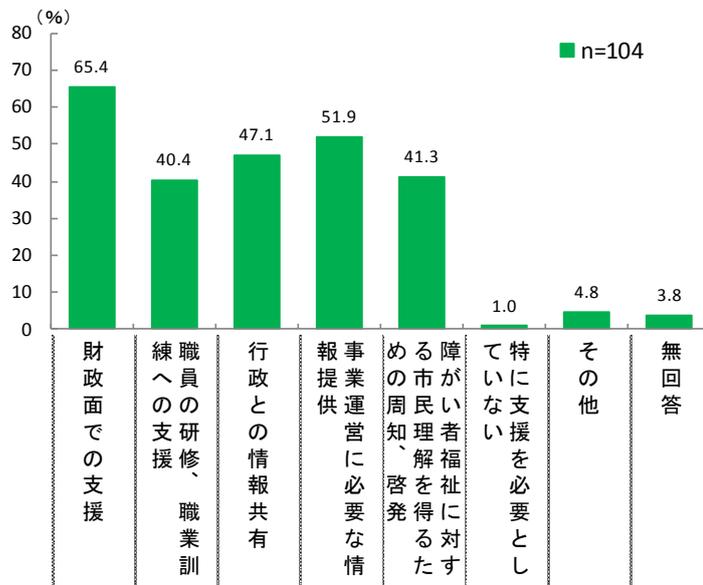
改善したいとお考えの運営上の課題について尋ねたところ、「支援員の確保」が76.0%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が67.3%、「サービスの内容や質の向上」が58.7%となっています。

●改善したいとお考えの運営上の課題 ※複数回答



行政等の関係機関からどのような支援があればいいかを尋ねたところ、「財政面での支援」が65.4%と最も多く、次いで「事業運営に必要な情報提供」が51.9%、「行政との情報共有」が47.1%となっています。

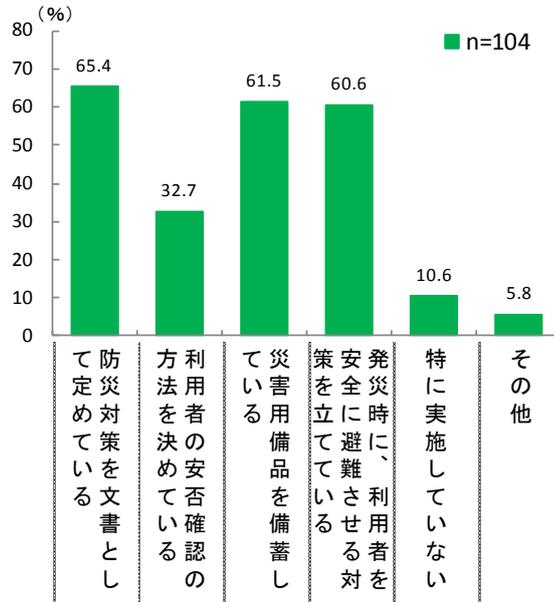
●行政等の関係機関からどのような支援があればいいか ※複数回答



## (2) 防災・防犯対策

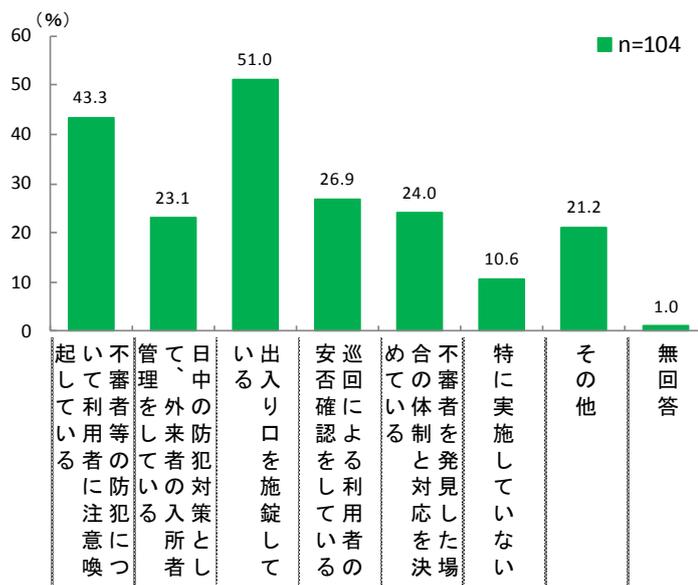
防災対策を実施しているかを尋ねたところ、「防災対策を文書として定めている」が65.4%と最も多く、次いで「災害用備品を備蓄している」が61.5%、「発災時に、利用者を安全に避難させる対策を立てている」が60.6%となっています。

### ●防災対策を実施しているか ※複数回答



事業所の防犯対策を実施しているかを尋ねたところ、「出入口を施錠している」が51.0%と最も多く、次いで「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」が43.3%、「巡回による利用者の安否確認をしている」が26.9%となっています。

### ●防犯対策を実施しているか ※複数回答



### 3. 関係団体ヒアリング結果

---

清須市では、障がい者関係団体に対して、グループヒアリングを実施しました。各団体の意見をお伺いするとともに、団体同士の連携のきっかけになる取り組みであったと考えます。関係団体ヒアリングでいただいた主な意見は次のとおりです。

#### <調査団体名>

- 清須市身体障害者福祉協会
- 手をつなぐ親の会
- 尾張中部精神障がい者家族会 れんこん
- ネットワーク花ばたけ
- 尾張中部障害者就業・生活支援センター

#### (1) 活動・事業上の課題

##### 会員数減少・高齢化

- 会員の高齢化、死亡、若い世代が入らないため会員数の減少に繋がる。
- 会員の高齢化が役員のなり手不足に繋がり、役員一人ひとりの負担の増加。

##### 交流・繋がり

- 親同士の交流を目的として情報交換会を開催しており、行政関係者や事業所の職員など、支援者さんにもご参加していただいておりますが教育関係者にご出席いただけていない。
- 母子通園に通園している母親方から、「教育センターからの巡回訪問」や「職員研修会」を希望されている。
- 思春期以降の年齢の高い方対象の講演会を企画して行いたいと思っているが、市内の就労支援事業所などを利用している当会員以外の方との繋がりを持つことが出来ず、福祉支援者の参加も少なく残念である。

##### 障がいに対する理解など

- 本人・家族も受け入れてない人がいるため、団体側から積極的に情報発信しにくい。
- 障がいに対する本人、家族、社会の理解不足。
- 職員が1人で担当する人数が多い（1人で50人程度の利用者を支援）。

## (2) 課題解決のために考えていること・必要なこと

### 周知

- 市の窓口で手帳交付時に入会案内を渡しているが、入会には繋がらない。今後は再交付の人にも渡せるとよい。

### 交流・繋がり

- 若い世代や、他団体との交流 → 交流を図り、運営に協力してもらう。
- 親と学校との関係をつなぐ要である学校教育課の方に会に出席していただき、相互の理解を深めたいと思うので、今後も学校教育課への働きかけを続けていきたい。
- 当団体は親グループ同士を繋ぐ窓口の役割を担っているので、そこを活かして他の団体と共同で活動したい。

### 連携

- 愛知県総合教育センターと連携し、悩みを持つ保護者に教育センターを紹介していただきたい。
- 聴覚に障がいのある児童が市内の小中学校に入学できる準備体制を考えるには、聾学校との連携、見学、教育交換制度などもご検討いただきたい。

### 相談窓口設置

- 教育部には、「専門の教育相談窓口を開設」「専門の職員」に対する予算をご検討いただきたい。（参考：豊田市）
- 就学、就労、不登校など子どもたちの年代を問わず相談があるのは、教育をはじめ横の連携「総合的な相談窓口」が無いためなので、開設をお願いしたい。

### その他

- 職員のスキルアップを図り、専門性を高める。

## (3) 不足していると思われるサービス

### 移動支援

- 朝の通勤・通学には利用できない。
- 移動支援を利用したいが、同性の男性のヘルパーが不足しているため着替えが必要な場所の利用ができない。トイレなどの介助や見守りが必要な場合も躊躇すると思う。
- 名古屋市のような、通学の送迎支援が使えると本当に助かる。

### グループホーム・ショートステイなど

- 18才以上のサービスが全般的に少ない。（ショートステイ（児・者）、生活の拠点となるグループホーム、入所施設、日中一時支援など）
- グループホームを今よりも中度、重度の障がいのある人も利用できるように制度を

見直してはどうか。

- レスパイトのできるショートステイ先、将来暮らせる場所、グループホームが必要
- ショートステイは近隣市町の事業所しかなく、市内に利用できる事業所はない。

#### **就労関係**

- 就労移行支援の2年間だけでは社会復帰に繋がらない。
- 就労継続支援と日中一時支援の同日併用の可能日数を増やしてほしい。
- A型の就労支援事業所が最近なくなり、B型の就労支援事業所も定員がいっぱいで個々に合った選択ができない。新たな事業所の開設を望む。

#### **相談・情報提供**

- 基幹相談支援センターの相談担当者には、愛知県教育センターを紹介するだけでなく相談者と一緒に同行する機会を与え、相談業務の質の向上に繋げてほしい。

#### **保育所関係**

- 保育園で障がいのある児童を受け入れる態勢（保育士不足と経験・知識不足）を確保してほしい。
- 保育所等訪問支援はニーズがあるものの利用しにくいので改善してほしい。

### **(4) 障害福祉について最も課題と感じていること**

#### **相談窓口**

- 困りごとがあった場合に、最初にどこに相談すればいいかわからない。障がいのある人・児童の困りごとは、福祉、医療、教育など多くの分野が関わっている事が多い為、多くの情報を持ち、障がい者・児の不安や日常での困難さなどを理解し、各分野との連携の取れる窓口が必要。
- 障害福祉の窓口を、「乳幼児・保育・教育」の専門に相談できる窓口を予算を立てて開設していただきたい。

#### **連携**

- 県センターと保育士、保健師、福祉窓口の担当者が繋がる事により、特別支援教育や障がい窓口の情報、就労先などの情報や知識もつくので、県センターのほうからパイプを繋いでいただきたい。
- 未就学児～就労中の20歳代になる本人とその保護者、その年代により欲しい情報は違う。地域の中で育ちあうにはどうしたらいいか。「家族・市民・企業・関係者・行政」が協働しネットワークで支える仕組みを作る必要があると思う。

#### **その他**

- 親亡き後の本人たちの住居 → グループホームの設置（清須市には少ない）、空家・社員寮の活用。
- 県で行う障がい者の大会などへのバス送迎（公用車）の利用。

## (5) 生活環境の整備

### 道路・施設整備

- 公共施設のトイレ整備 → 春日図書館（設備が整っているため）並みのトイレを増やしてほしい。
- 歩道の拡充 → 市内の道路は歩道が狭い。車道と歩道の段差をなくしてほしい。

### その他

- 就労継続支援の送迎にあしがるバスが使えると自立につながると思う。

## (6) 情報提供の充実など

- 民生委員、町内会、ボランティア団体の巡回。
- 障がいの特性に合った情報を積極的に提供してほしい。
- 児童発達支援などの福祉サービスの利用の仕方や、入園・入学準備方法などの情報が、どこに聞けばいいかわからない。
- 市職員に、親会の事業や定例会に参加してほしい。
- 歯科医師会が発行している「障害児者用の歯科診療所のパンフレット」や県センターの障害児相談窓口の資料を、困って悩んでいる家庭に配布してほしい。
- 当団体企画の講演会でも取り上げた成年後見制度については、話を1度聞いただけでは理解できない。制度の変更もあり定期的に勉強会を開き、自立した生活について考える機会にしたい。

## (7) 防災、防犯などについて

### 避難について

- 災害が起きても、避難所へは行かず、車での避難生活になるだろう。
- 福祉避難所の増設。安心して避難できる場所がないと家で留まることになる。
- 福祉避難所の開設基準や要援護者名簿の活用方法など、災害時に障がいのある人と家族がどう動けばいいのかを具体的に周知してほしい。
- 避難場所には、聴覚障がいのある人用にホワイトボードや、マークや光で合図や確認できる備品があるといい。
- 学校の施設が避難所になっている中、バリアフリー化、トイレ、階段に手すりが欲しい。障がいのある児童の通いやすい学校は防災の考え方にもつながる。
- 自宅での避難訓練の実施が実施できれば、自宅での安否確認、食料・薬の確保など、自宅ですべてできるのかを確認できる。

### 防犯について

- 防犯については、聴覚に障がいのある方々にも携帯電話に防犯ネット発信の登録をしてもらうなど、情報サービスをつないでほしい。
- 見守りの方に子どもや保護者からお礼をする機会を作り、市内で利用できる「きよす楽市券」をお礼として渡す。

## その他

- 緊急時の障がい者・児童に対する支援の仕方を地域の自治会長などに知ってもらう。
- 市や災害ボランティアが中心になってHUGカード体験と併せて障がいのある人への理解を深める機会を作ってはどうか。

## (8) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### 家族に対して

- 家族が抱え込まないよう、市・サポセンなどが訪問を行い、家族が相談しやすいような体制を作してほしい。

### 学校との連携

- 差別解消を進めるために、小中学校での福祉教育に力を入れてほしい。単年度での実施ではなく継続した学習となるよう、教育と福祉が連携して行うこと。又、見えない障がい（知的・聴覚など）についての教育もしてほしい。
- 地域交流（支援校ー地元小・中）を積極的に進めてほしい。
- 小中学校で行われている福祉実践教室などでも生徒が興味を持てるような取り組みができるのではないか。

## その他

- 精神障がいのある人への偏見がある → 時間はかかるが、認知度を上げ偏見を取り除くしかないのでは。
- 幼児健康診査、就園、就学前までに、保健師さんと連携も保ちながら、家庭と行政が寄り添い、子どもの事情を把握しながら、就園前には保育園とのパイプ役になって頂きたい。

## (9) 自立した生活の支援・意思決定支援

- 家族へのケア → 本人だけではなく、家族も相談できる体制が必要。
- 地域移行の受け皿が少ない。
- 民間事業所が増え丁寧に個別支援計画を立てられているが、それが公的施設と共有できていないケースが多い。

## (10) 自立した生活の支援・意思決定支援

### 経済的負担

- 障害年金3級受給者は生活が厳しい。何か援助があれば。
- 自閉症男児で多動性障がいあり、病気で長期入院も大部屋では過ごせない為、個室を選ぶしかない。その負担は大きいので支援がほしい。

### 健診の拡充

- 18歳から40歳間の健診の拡充を市が積極的に行ってほしい。
- 早期のケアに繋げるため3歳児健診だけでなく、5歳児にも健診を行ってはどうか。

### その他

- 地域内の医療機関の理解が少ない。
- 清須市内の障がいのある人への診療所（研修終了後の協力医の紹介）
- 市内で障がいのある人に配慮した医療ができる病院・診療所・歯科・眼科・耳鼻科・訪問看護ステーションなど情報一覧がほしい。また、障がいのある人への理解を深めるよう取り組んでほしい。

## (11) 雇用・就業、経済的自立の支援

### 企業や行政との連携

- 商工会との協力 → 研修会の開催や就労支援施設へ視察に来てもらう。企業と行政職員、親会などで会社見学・勉強会（懇親会）を開催してほしい。
- 障がいのある人の雇用促進に取り組んでほしい。相談支援事業所、就労移行事業所だけでなく、清須市産業課、商工会などが繋がりをもち取り組んでほしい。
- 障がいのある人の雇用促進を考えるならば、障がい者雇用推進セミナーの開催を考えてほしい。

### 精神障がいのある人への配慮

- 同時に2つのことはできないので、配慮してほしい。
- 社会として精神障がいの方を受け入れる体制の確保が必要

### その他

- 数日ではなく、長期でジョブコーチに指導してもらえると本人も長く続くのでは。
- 指導員が本人の特性を見抜き、一般就労に繋げる。
- 本人の働く意欲を一番に考えて相談を聞くことが大事。

## (12) 教育について

### 学校環境について

- 市内の保育園と同様に、たんぽぽ園でも給食を導入してほしい。
- 支援学級に必要な、自立につながる教具がそろっていない。

### 職員と親の話し合い

- 地元の小中学校、学校教育課の方に障がい児・者を持つ親の話をしっかり聞いて欲しい。
- 職員間での内々の話し合いだけでなく、母親との話し合いや、実際に先生が児と交流することに、もっと時間を割いてほしい。

### 連携

- 小学校入学に際して、親が動かなければいけないことが多いが、情報が少なくて困る。保育園・小学校・教育委員会が連携してスムーズに行くようにサポートしてほしい。
- 「母子通園・保育園・幼稚園・学校」の連携と相談支援・保健師の繋がりができれば、障がいのある子どもは地域の学校への受け入れが、緩やかになる。

### 分けない教育

- 分けない教育 →なるべく普通の保育園に通わせるようにする。他の園児にも思いやりの気持ちが生まれるのでは。
- 障がいのある子とない子を分けなくて、同じクラスで教育を受けさせてほしい。

### その他

- 共生教育を行うことで、合理的配慮を学ぶことができる。
- 学校で「働く」ことについて教えることができれば、自立への意識が出てくるのでは。
- たんぽぽ園での個別支援計画の立案にあたって、親の意見を聞き取るだけでなく、療育の専門的な視点やアプローチがもっと欲しい。
- 児童発達支援センターの設置の際には圏域ではなく清須市で作ってほしい。

### (13) 文化芸術活動・スポーツなどの振興

#### 教室・講座開設

- 講座を開設してほしい。学生の時に部活動をして取り組んだスポーツを継続して地域の仲間たちと楽しむ場所が必要。大きな大会などにも出場する機会を与えてやりたい。(水泳、フライングディスクなど)
- スポーツ支援事業(気楽な)を開設して頂き、「愛知医療学院の学生」「障がい者スポーツ指導者」などとのつながりを作っていただきたい。
- パラリンピックなど競技がやりたい人、少し難しいので風船バレーやストレッチやダンスなどルールの簡単な教室、プール教室を市で検討してほしい。

#### 作品展示・販売

- 障害福祉的な事業などで、「障害者施設の生産品」や「障がいのある人を持つ親の作品」を展示及び販売などにつなげて頂けると、地域の人との繋がりが出来ると思う。
- 行政が作る冊子などに障がいを持つ人の絵画作品を定期的に使用してはどうだろうか。社会参加できる方法の一つととらえて考えてほしい。

#### その他

- きよすスポーツクラブの中に障がい者スポーツを取り入れて欲しい。
- 清須市はるひ美術館はすてきな施設なのですが障がいを持つ人の利用が少ない。療育手帳を持っている場合は付き添いも無料になり美術館は障がい児・者にも優しい施設として紹介してほしい。

### (14) 関係団体との協力・連携について

- 一宮市の家族会を参考にしているかどうか。市から委託を受けて週3回ピアサポート事業を行っている。
- 福祉団体共同で映画鑑賞会を検討中している。
- ワークシェアリング →愛知医療短期大学と、ひきこもりの方の社会復帰に向けた連携をしている。(4名利用中)
- 今回の支援事業やサービスなどの意見をまとめて行く過程で、連携とは集まってお互いを知り合うところから始めるべきだと思いました。団体同士も同じように知り合うところから始めれば良いと思います。

## (15) 障害福祉の向上のために行政に望むこと

### あしがるバス

- あしがるバス乗務員の障がいのある人への対応について → 車いす介助などができていないので、研修会などを開いてほしい。

### 雇用について

- 地域企業の障がい者雇用の促進（岡山県総社市『1000人雇用』参照）
- 企業に対して障がいのある人の能力について周知を促すような取り組みをしてほしい。

### その他

- 統合失調症、うつ、てんかんへの理解を深める啓発活動をしてほしい。
- 出生後から療育、入園、入学とステージがかわっても、切れ目のない支援が受けられるように態勢を整えてほしい。
- 県教育センターとの連携や講演会へのご出席もお願いしたい。

## (16) 障害福祉の向上のために地域に望むこと

- 高齢者だけでなく、若年世代が孤立しないような地域であってほしい。
- 障がいのある子の存在や、特別支援学級・特別支援学校の存在を、地域の人達にも知ってほしい。障がいがあるということは特別なことではなく、「あたり前にいる1人」として受け入れ、見守ってほしい。
- 市内には、知的障害者相談員さん、身体障害者相談員さんがいるが、広報だけの案内では、せっかくの良い相談員さんが広く伝わっていない。
- 地域にあった福祉の街づくりを一緒に考えてほしい。

## 4. 市民ワークショップ結果

### (1) ワークショップの目的

- 市民ワークショップは、障害者基本計画の策定に当たり、清須市の障がい者の現状と課題から清須市の特徴を踏まえた地域での取り組み（支えあいなど）を立案することを目的に2回実施しました。

### (2) 市民ワークショップの概要

【タイトル】障がいのある人もない人も地域で支えあう社会づくりを考える市民ワークショップ

	第1回目	第2回目
日時・場所	○平成29年9月9日（土） ○13:30～15:30 ○清洲市民センター	○平成29年9月23日（土） ○13:30～15:00 ○清洲市民センター
テーマ	○清須市の障がいのある人の地域生活の現状の課題 ○課題解決のアイデア	○力を入れるべき課題解決のアイデア ○アイデアの具体化
参加者	27人	24人

### (3) ワークショップの進め方

- ワークショップは、2回に分けて開催し、次の4つのステップで意見交換しました。
- まず第1回目は、障がいのある人の地域生活における課題を発表し、出された課題に対して課題解決のためのアイデアを考え、グループ毎に意見を取りまとめました。
- 第2回目は、課題解決のためのアイデアの中から、力を入れて取り組むべきアイデアをグループ内で選んでいただき、そのアイデアを誰が（どこが）、何のために、どのように行うかということを具体的に話し合いました。

(第1回目)

- ① 清須市の障がいのある人の地域生活の現状の課題をリストアップする



- ② 課題解決のためのアイデア（地域の支えあい案）を考える

(第2回目)

- ③ ①～②の成果から、力を入れて取り組むべきアイデア（地域の支えあい案）を選ぶ（1～3つ程度）



- ④ 選んだアイデアをできるだけ具体化する

#### (4) 障がいのある人の地域生活の課題と課題解決のアイデア

- ワークショップで出された主な課題と課題解決のアイデアは以下の通りです。課題解決のアイデアの網掛け部分は力を入れるべき“課題解決のアイデア”として選ばれたテーマです。

##### A グループ

課題	課題	課題解決のアイデア
雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の雇用にさらなる後押しをすれば働ける人が多くなる</li> <li>企業に対して障がいのある人への理解の場を作る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジョブコーチの支援充実</li> <li>障がいのある人に対する会社説明会</li> <li>1時間でも働ける場を作る</li> </ul>
親亡き後の不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>親亡き後の生活の場</li> <li>市内のグループホームが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームへの公的支援</li> <li>空き家の利用</li> </ul>
居場所・社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日は家以外で過ごす場所がない</li> <li>気軽にいつでも利用できる場所がない</li> <li>学校では障がいのあるなしで分けられているが、障がい児が普通学級に通ってもよい</li> <li>普段の生活の中で障がいのある人に接することが少ない</li> <li>障がいのある人への理解がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいに対する社会の理解</li> <li>小さい頃から障がいのある人が地域の中で当たり前で過ごす環境づくり</li> <li>小学校と特別支援学校との交流</li> <li>分けない教育（保育・小学校・中学校）</li> <li>社会参加できるイベントを増やす</li> </ul>
市との協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人と行政との意見交換の場がない</li> <li>住民基本条例がない</li> <li>個人情報の問題があり団体の活動がしづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人への理解のために市長との懇談会、交流会のような機会の創出</li> <li>市のよろず相談窓口をつくる</li> <li>市との協力を進める</li> </ul>
社会資源（あしがるバス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学・通勤の際に移動支援が使えない</li> <li>サービスと利用をつなぐ支援がない</li> <li>どんな社会資源があるかわからない</li> <li>あしがるバスをもっと気軽に使いたい</li> <li>市のバスを障がい者関係の事業に利用させてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資源マップをつくる</li> <li>移動支援を通学、通勤に使えるようにする</li> <li>市の社会資源、福祉サービスを使いやすいようにする</li> </ul>
生活など	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎日の中で愚痴を聞いてくれる人がいない</li> <li>歩いて行けるスーパーがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の生活をうまくしている障がいのある人、その家族にその成功例を聞き、参考とする</li> </ul>

## Bグループ

課題	課題	課題解決のアイデア
将来への不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分亡き後の不安があり、残った家族が安心して住める場所がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームを増やす</li> <li>聴覚障がいのある人及び他の障がい別の施設をつくる</li> </ul>
コミュニケーションの不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいのある人が施設入所した場合の不安</li> <li>聴覚障がいのある人の公的機関の話し（聴こえ）のフォローがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話のできる介護士を養成する</li> <li>学校で手話通訳を学ぶ機会をつくる</li> </ul>
災害時の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいのある人に対して近隣で災害があった場合のフォローがない</li> <li>聴覚障がいのある人は見た目がわかりにくく、コミュニケーションの障がいになっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に配る災害時のシミュレーションに福祉避難所や障がいのある人への対応の注意点を入れ、市民にアピールする</li> <li>災害時に備え、関係団体との連携を強くしておく</li> </ul>
子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚・難聴の子どもの学校受け入れ体制が不安</li> <li>保育園への障がい児の受入れが不安</li> <li>特別支援学校に通う子どもが地域と交流する場がほとんどない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たんぼぼ園、放課後等デイサービスの資質向上のための合同研修の実施（障がい理解のため保育園も一緒に参加）</li> <li>市内の保育園、学校、児童館が障がい児を積極的に受け入れる</li> <li>特別支援学校在籍児の居住地校の交流を推進する</li> </ul>
障がいのある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人に対する一般市民の理解はまだ遅れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流する場としてサロンをつくる</li> <li>親の会が専門的な講演会をしているため、そこで交流のパイプをつくる</li> </ul>
移動手段への不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー券をもう少し増やしてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーの場合1年分の回数券があるとよい</li> </ul>
雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が働きやすい会社が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所での障がいのある人の雇用を推進する</li> <li>市内企業、事業所の障がい者雇用率をアップさせる</li> <li>障がいのある人の雇用について市からフォロー、バックアップする</li> </ul>
相談・情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいのある人の相談窓口として週5日対応していただいているが、時間が限られている</li> <li>情報のあるガイドブックをお願いしたい（医療・学校・相談窓口）</li> <li>相談先が幼児→保育園→学齢期とステージが変わるたび一本化していない</li> <li>民間事業所（放課後等デイ）と行政（学校・園など）との連携が十分でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人への専門性の高い職員が施設との連携を強化する</li> <li>障がい児、者の相談に対するワンストップ窓口をつくる（保健、医療、福祉の知識のある職員の配置）</li> </ul>

## Cグループ

課題	課題	課題解決のアイデア
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者の意欲を引き出す支援が必要である</li> <li>• 特別支援学校に行ってしまうと、地域の子供たちとの交流があまりできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域のお祭りからラジオ体操など障がいのある人の参加の機会を創出する</li> </ul>
就学、就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスを提供する事業所が少ない</li> <li>• 障がいのある人が気楽に集まれる場所がない</li> <li>• 高校を卒業してからの就労以外の日中活動の場が少ない</li> <li>• 地域の保育園や小学校に入れてもらえない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害福祉サービス事業所を1か所に集めて、障がいのある人に説明する場をつくる</li> <li>• 就学や就職の日中活動の情報提供を行う</li> </ul>
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路の歩道部分は段差があり歩きにくい</li> <li>• 施設面でバリアフリーがされていない</li> <li>• 障がい者用トイレが少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• バリアフリーに関するニーズ調査をして行政に伝える</li> </ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校、職場に通うための手段がない</li> <li>• 通学で移動支援が使えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• あしがるバスの本数、ルートを増やす</li> <li>• 学校、職場への送迎サービスを創設する</li> <li>• 一般の方で登録制にして移動支援を行う</li> </ul>
障がいのある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がいに対する理解がない</li> <li>• 障がいがあるため避難所に行きにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がいについての市民の講習会を開く</li> <li>• イベントの企画などで交流の機会をつくる</li> </ul>
行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽度の障がいでは年金も少なく国民年金を支払わなければならないので、親のお金に頼らざるを得ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽度障がいのある人の国民年金の支払いを見直す</li> </ul>

### (5) 取り組むべきアイデア

- 課題解決のアイデアから、A・B・Cの3グループはそれぞれ力を入れるべきアイデアを選んでいただき、そのアイデアを具体化した結果、6つの取組となりました。各取組を優先すべき重点課題と考え、計画への反映を進めていきます。

#### Aグループ

取組み名称	①障がいに対する社会の理解 ・教育を分けない	②雇用機会の創出
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、校長、教頭、教師</li> <li>・大学、保育士、教育関係者</li> <li>・親、PTA</li> <li>・教育委員会、行政、地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者</li> <li>・社長</li> <li>・清須市、就業生活支援センター</li> <li>・ハローワーク</li> <li>・特別支援学校</li> </ul>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいへの理解を深め、偏見を持たなくする</li> <li>・小さい頃より障がいのある子もない子も一緒に過ごし、違いを尊い、多様であることを当然のこととして考えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主が障がいのある人のできることを理解する</li> <li>・その人の個性を生かして雇用する</li> </ul>
方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場では、障がいについて話し合い、報連相を行う</li> <li>・親の理解</li> <li>・学校関係者の勉強会</li> <li>・通常学級で過ごせるようにする</li> <li>・地域の行事を一緒に楽しめるよう企画・運営する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主、職場の障がいのある人に対する理解を進める</li> <li>・障がいのある人ができそうと思う仕事を雇用主などが理解する</li> <li>・商工会、ハローワークの連携が必要である</li> <li>・市が雇用促進運動を行う</li> </ul>

## B グループ

取組み名称	③生活の場の確保	④相談しやすい環境
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、通所施設</li> <li>障がいのある人本人</li> <li>障害者支援協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政</li> <li>障がいのある人の関係団体</li> </ul>
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立して自分らしく生きるため</li> <li>障がいのある人の自立のため</li> <li>グループホームや施設を増やすため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップで総合的な相談を受けられるようにするため</li> <li>情報保障の平等性のため</li> <li>まず心を楽しむため</li> </ul>
方法・内容	<p>【人材確保と財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門職員、日中施設の職員の確保</li> <li>待遇の改善</li> <li>福祉職員の質の向上のため、有資格者など条件が厳しくなり、人が集まらないので、条件の見直しをする</li> </ul> <p>【一般の人への理解を進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他市町村の取組や施設を見学する住民ツアーを企画する</li> <li>アパートなどに障がいのある人の枠を作る</li> <li>支援者を募り、共に生きる</li> </ul>	<p>【相談に行きやすくする】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最初にどこへ相談に行けばいいかわかる看板・窓口を設置する</li> <li>事業所、相談先、自助グループがわかる冊子を作成する</li> <li>相談された人はまず、行政に行くことを薦める</li> </ul> <p>【専門の窓口を作り、相談員を置く】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所に福祉・障がいのある人専門窓口をつくる</li> <li>専門窓口で専従の相談員を置く（有資格者）</li> <li>相談支援事業の充実を図る</li> </ul>

取組み名称	⑤交流する場をつくる
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政</li> <li>学校、保育園、特別支援学校</li> <li>市民、ブロック社協</li> </ul>
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>違和感なく当たり前という意識を高めるため</li> <li>障がいがあっても育ちあえる場をつくるため</li> <li>障がい者（児）と家族が交流するため</li> <li>障がい者（児）のことに関心を持つため</li> <li>どんな団体があるか知りたいため</li> <li>各団体・他のグループと交流するため</li> </ul>
方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>小さい時からの教育で自然に障がいのある人と接する</li> <li>地域の子は地域の学校（園）という基本姿勢とする</li> <li>放課後等デイサービスの利用</li> <li>広報で、障がいのある人とない人、高齢者などが交流する様子を自然に取り上げる</li> <li>障がい児・者と家族のためのサロンを開く</li> <li>ボランティアグループに補助金を多くする</li> </ul>

## C グループ

取組み名称	⑥移動支援
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公（行政機関・社会福祉協議会）</li> <li>・ 民（事業所・タクシー会社）</li> <li>・ 個（シルバー人材センター、地域住民、ボランティア（有償・無償））</li> </ul>
主な内容	<p>【家族の負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の負担を減らすため</li> <li>・ 保護者が就労する時間が確保できるため</li> </ul> <p>【本人の自立促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学、通勤、通院のため</li> </ul> <p>【日常生活・余暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物、日常生活のため</li> </ul>
方法・内容	<p>【支援者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域（ご近所さん）の力を調査し、活用する</li> <li>・ ボランティア（登録制）、学生ボランティアを育成・活用する</li> <li>・ シルバー人材センターを活用する</li> <li>・ 民生委員などに協力を仰ぐ</li> </ul> <p>【自立促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず自宅から学校までを付き添い、自立を促す</li> <li>・ 移動支援をトレーニングと捉える</li> </ul> <p>【今後の希望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援の支援内容の拡充（通学・通勤に利用できるように）</li> <li>・ 交通費の負担は家族でなく行政の補助を希望</li> <li>・ 急な時にでも対応できる体制づくり</li> </ul>

### ■ 取り組むべきアイデア（優先すべき重点課題）

- ①障がいに対する社会の理解・教育を分けない
- ②雇用機会の創出
- ③生活の場の確保
- ④相談しやすい環境
- ⑤交流する場をつくる
- ⑥移動支援

## 第4章 清須市障害者基本計画

### 1. 計画の基本理念

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人だけでなく、すべての市民のための計画と位置づけ、「価値共有」しながら、だれもが自分らしい生き方を追求でき、市民相互の心のぬくもりが実感できるまちづくりを目指し「一人ひとりの生き方をともに支えあう 夢応援・きよす」を清須市障害者基本計画の基本理念としてきました。

本計画では、現行の計画を踏まえた上で、障がいのある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあうノーマライゼーションを推進するために「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

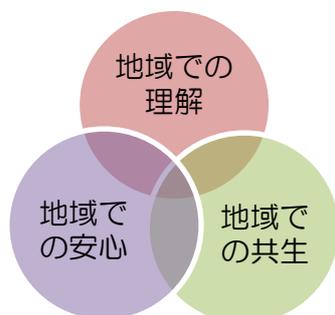
#### —基本理念—

障がいのある人もない人も、  
ともに育み支えあう地域社会の実現

### 2. 基本方針

基本理念の実現のために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく3つの基本方針を定め、基本方針毎の施策を展開していきます。

#### —基本方針—



#### 1 地域での理解

各種啓発・差別解消・権利擁護・情報提供・相談支援

#### 2 地域での共生

療育・保育・教育、就労支援、生涯学習、地域共生

#### 3 地域での安心

生活支援、保健・医療、生活環境、防災・防犯

### 3. 基本目標

基本理念	基本方針	分野の基本目標
障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現	<b>1 地域での理解</b> 障がいのある人に対する理解促進・配慮を充実します。	1 啓発・理解促進 2 差別の解消及び権利擁護の推進 3 相談・コミュニケーション支援体制の充実
	<b>2 地域での共生</b> 障がいのある人もない人も支えあう共生のまちづくりを推進します。	1 療育・保育・教育の推進 2 就労支援の推進 3 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実 4 地域交流・地域活動の推進
	<b>3 地域での安心</b> 障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりを推進します。	1 生活支援の充実 2 保健・医療の推進 3 生活環境の整備充実 4 防災・防犯の推進

## 4. 計画の体系

---

### 1 地域での理解

### 【目次】

#### 1 啓発・理解促進.....62

施策① 「障がい」や障がい者施策に関する市民の意識啓発と情報提供の充実.....62

施策② 就学前教育、学校教育などにおける一貫した福祉教育の推進.....63

#### 2 差別の解消及び権利擁護の推進.....63

施策① 障害者差別解消法に基づく事業の推進.....64

施策② 生涯学習の観点からの人権や障がいのある人の学習機会の充実.....64

施策③ 虐待防止に関する啓発と体制の整備の推進.....64

施策④ 権利擁護体制の確立.....64

#### 3 相談・コミュニケーション支援体制の充実.....65

施策① 障がいのある人の参加促進.....65

施策② 窓口サービスの充実.....66

施策③ 総合的な相談のネットワークづくり.....66

施策④ 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実.....66

施策⑤ 民生委員・児童委員の相談活動の充実.....66

施策⑥ 「声の広報」、「点字広報」の充実.....67

施策⑦ ホームページの充実.....67

施策⑧ 障がいのある人の情報バリアフリー化の推進.....67

<b>1 療育・保育・教育の推進</b> .....	<b>68</b>
施策① 母子保健事業の充実.....	69
施策② 早期療育体制の充実.....	69
施策③ 健康診査などの適切な実施.....	69
施策④ 障がいのある幼児の保育機会の充実.....	70
施策⑤ 就学・教育相談体制の充実.....	70
施策⑥ 障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供.....	70
施策⑦ 特別支援教育の推進.....	70
施策⑧ 学校教育における障がいのある人への理解の推進.....	71
施策⑨ 「障がい」に関する教職員研修の充実.....	71
施策⑩ 障がいのある子どもの放課後対策などの充実.....	71
<b>2 就労支援の充実</b> .....	<b>71</b>
施策① 障がいのある人の雇用拡大のための事業所などに対する啓発の推進.....	72
施策② 精神障害者社会適応訓練事業の推進.....	72
施策③ 総合的な就労相談体制の確立.....	72
施策④ 福祉的就労機会の提供.....	73
<b>3 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実</b> .....	<b>73</b>
施策① 生涯学習機会の充実.....	73
施策② 障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興.....	74
施策③ 障がいのある人への生涯学習関連情報の提供.....	74
<b>4 地域交流、地域活動の推進</b> .....	<b>75</b>
施策① 障がい者団体や市民の自主的な交流活動への促進と支援.....	75
施策② ボランティアやNPOの育成.....	75
施策③ ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実.....	76
施策④ 地域福祉ネットワークの推進.....	76

<b>1 生活支援の充実</b> .....	<b>77</b>
施策① 「介護給付」の提供.....	77
施策② 「訓練等給付」の提供.....	78
施策③ 「地域生活支援事業」の推進.....	78
施策④ 在宅の難病患者などに対する支援.....	78
施策⑤ 発達障がいのある人への生活支援策の検討.....	78
施策⑥ 日中活動の場の確保.....	79
施策⑦ 認定外の新たな日中活動の機会の創出.....	79
施策⑧ グループホームなど居住系サービスの充実.....	79
施策⑨ 各種福祉手当・制度の充実.....	79
施策⑩ 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進.....	80
施策⑪ 各種減免制度の周知と利用促進.....	80
<b>2 保健・医療の推進</b> .....	<b>80</b>
施策① 障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実.....	81
施策② 医療費の給付.....	81
施策③ 生活習慣病予防対策の推進.....	81
施策④ 在宅療養生活の支援.....	82
施策⑤ リハビリテーション体制の充実.....	82
施策⑥ 精神保健福祉事業の推進.....	82
<b>3 生活環境の整備充実</b> .....	<b>82</b>
施策① グループホームなど居住系サービスの充実（再掲）.....	83
施策② 住宅改修・緊急通報システム・寝具乾燥等の支援.....	83
施策③ 一般住宅の確保の支援.....	84
施策④ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進.....	84
施策⑤ 安全・安心の道路交通環境や障がいのある人に配慮した公園などの整備.....	84
施策⑥ 民間建築物の整備改善の促進.....	84
施策⑦ 名鉄新清洲駅のバリアフリー化の促進.....	85
施策⑧ バリアフリー法等の要件を満たすコミュニティバスの運行.....	85
施策⑨ 移動支援の充実.....	85

<b>4 防災・防犯の推進</b> .....	<b>85</b>
施策① 地域防災計画の推進.....	86
施策② 地域防犯体制の確立.....	86
施策③ 避難行動要支援者の避難支援体制の確立.....	86

# 第5章 計画に関する施策の推進内容

## 1. 地域での理解

### (1) 啓発・理解促進

#### <基本的な考え方>

障がいがある人ない人もお互いの個性を尊重し、支えあう住みよいまちづくりを進めていくためにも、広報などでの啓発活動や幼い頃からの福祉教育が重要となります。

#### <現状と課題>

- 本市では、広報や市のホームページ、障害者週間での啓発活動など様々な機会において障がいや障がいのある人に対する理解のための啓発を行ってきました。
- 障がいのある人アンケートでは、障がいのある人が地域や社会に参加するために必要なこととして、約3割の人が「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」を挙げています。
- 市民ワークショップでは、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が遅れているという意見が出るなど市民の実態として、理解が進んでいないとかがえます。また、福祉教育については、「小さい頃より障がいのある子もいない子も一緒に過ごし、違いを尊重し、多様であることを当然のこととして考えることができる」と幼い頃からの教育を分けないことが障がいのある人への理解のための一番の福祉教育であるというご意見をいただきました。

#### 施策① 「障がい」や障がい者施策に関する市民の意識啓発と情報提供の充実

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページを活用するなど、「障がい」や「障がいのある人」に対する市民各層の理解と協力を得るための啓発活動の充実</li> <li>・「障がい」や「障がい者問題」に関する啓発資料の収集と作成</li> <li>・「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)などを通じた人権教育、啓発活動の推進</li> <li>・障がい者関係団体による市民への自主的な啓発活動の促進</li> <li>・外見からは分からないものの援助や配慮を必要としている方の意思表示を支援するためのヘルプマーク及びヘルプカードの普及</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいがある人ない人すべての人が住みよいまちづくりを進めていくためにも、広報などでの啓発活動の充実を図ります。</li> <li>・市のホームページの掲載内容についてもよりわかりやすい情報提供ができるよう取り組んでいきます。</li> <li>・清須市福祉ガイドに障がいのある人の作品を掲載し、障がいに対する理解促進を図ります。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

施策② 就学前教育、学校教育などにおける一貫した福祉教育の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前教育や学校教育での総合的学習の時間などを活用した福祉教育の推進</li> <li>学校に対する福祉意識啓発機会の充実</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も社会福祉協議会との連携による福祉実践教室の開催などの福祉教育の推進を図るとともに、研修会を開催するなど、学校に対する福祉意識の啓発に努めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	
主な担当課	学校教育課 子育て支援課			

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

<基本的な考え方>

障害者差別解消法の広報・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。また、障害者虐待防止法の広報・啓発を図るとともに、虐待防止及び養護者に対する支援を行ってまいります。権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を継続してまいります。

<現状と課題>

- 本市では、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法について、市のホームページや広報において周知・啓発を図ってきました。
- 障がいのある人へのアンケートでは、障害者差別解消法の認知度（「法律の名称も内容も知っている」と「法律の名称は知っているが、内容は知らない」の合計）は約3割となっています。まだ障がいのある人に対しての周知が足りていないと考えられますので、障がいのある人も含めて広く市民に対して周知・啓発が必要となります。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、34.1%が“ある”（「ある」と「少しある」の合計）と答えています。差別や嫌な思いを受けた場所としては「外出先」「学校・仕事場」「住んでいる地域」が多くなっています。このように、差別や嫌な思いを経験している障がいのある人はまだまだ多いとかがえまますので、地域・学校・仕事場などあらゆる場所において障害者差別解消法の周知を広く行っていく必要があります。
- 障害福祉サービスを提供している事業者に対する調査では、障害者差別解消法に基づいた取組として、「障がいに関する理解や人権意識の向上に向けた職員の研修の実施」、「障がいのある人及びその家族などからの相談体制の整備」がそれぞれ約6割となっており、相談体制や研修を進めている状況がうかがえます。本市としても、事業所に対して一層の取組の促進と情報提供など様々な支援が必要となります。
- 障害者虐待防止法についても、市のホームページを中心に周知し、障害者虐待相談窓口を設けて、情報の提供を呼びかけています。

施策① 障害者差別解消法に基づく事業の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法についての周知・啓発 「不当な差別的扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供</li> <li>職員対応マニュアルの作成</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいや理由とする差別の解消を推進するため、広く市民に対し障害者差別解消法の周知啓発に努めます。</li> <li>障害福祉サービス事業所に対する周知啓発を行います。</li> <li>職員対応マニュアルを作成するとともに、研修を実施し、障がいのある人に対して配慮ある体制づくりを進めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策② 生涯学習の観点からの人権や障がいのある人の学習機会の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習を通じた人権問題や障がいのある人に関する学習機会の充実</li> <li>人権啓発事業の充実</li> <li>障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権や障がいのある人について生涯学習講座などの学習機会を提供し、より理解を深めていきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課 生涯学習課			

施策③ 虐待防止に関する啓発と体制の整備の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発</li> <li>虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体との連絡・連携体制の確立</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>県障害福祉課、県中央児童・障害者相談センター、基幹相談支援センターと連携しながら虐待防止に取り組めます。</li> <li>障害者虐待防止法により、障害者虐待防止センターの機能を社会福祉課に置き、地域の関係機関と協力し、虐待の早期発見、早期対応に努めていきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策④ 権利擁護体制の確立

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進を図り、関係機関と連携しながら利用を必要とする個別ケースについて積極的に対応します。</li> <li>日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と連携し取り組んでいきます。また、成年後見制度については、関係機関との連携により対応しています。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
主な担当課	社会福祉課			

### (3) 相談・コミュニケーション支援体制の充実

#### <基本的な考え方>

障がいのある人もない人もお互いの理解を深めるために、意思表示や意思疎通を行うことができるように相談・コミュニケーション支援体制の充実を図ります。また、相談・コミュニケーション支援については、支援者の協力が不可欠であるため、人材育成にも注力していきます。

#### <現状と課題>

- 基幹相談支援センターを平成27年4月から障がい者サポートセンター清須(社会福祉協議会)に委託し、相談体制の充実を図ってきました。
- 本市では、聴覚機能、言語機能又は音声機能に障がいのある人の社会生活のために、手話通訳者を社会福祉課窓口を設置しています。市民ワークショップの中で、週5日相談窓口で手話通訳者に対応していただいているが、時間が限られていることが不便であるという意見がありました。また、手話に関して、学校で手話通訳を学ぶ機会を作って手話のできる人材を育成してほしいという意見もありました。
- 意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。視覚に障がいのある人のためには、「声の広報」、「点字広報」を作成しています。点字広報についてはボランティアグループに作成していただいておりますが、利用者がいない状況のため、利用促進のためのPRが必要と考えられます。
- 関係団体ヒアリングの中で、「困りごとがあった場合に最初にどこに相談に行ったらよいかわからない」「障がいのある人の相談事は、福祉・医療・教育など多くの分野が関わっており、連携した対応をしてほしい」という相談についての意見がありました。こうした意見を受けて、相談体制の充実のため、各部署の横の連携強化が必要となっています。また、庁内の相談体制に加えて、身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの地域の相談活動も重要であり、地域の身近な相談者として、さらに活発な活動を行うことができるように、本市の研修などの支援の充実も必要と考えられます。

#### 施策① 障がいのある人の参加促進

<b>概要</b>	・ 各種の交流活動や事業への、介助者や手話通訳者などの配慮などに対する支援			
<b>施策の展開</b>	・ 意思疎通支援事業として、聴覚機能、言語機能、音声機能、その他の機能障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。今後も継続して実施するとともに利用促進を図っていきます。 ・ 意思疎通支援事業として、手話奉仕員養成講座を今後も継続していきます。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

## 施策② 窓口サービスの充実

<b>概要</b>	・それぞれの障がいの特性の配慮したきめ細かな窓口サービスの充実			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚機能、言語機能又は音声機能に障がいのある人の社会生活のために、手話通訳者を社会福祉課窓口に通5日設置し、今後もこの体制を維持していきます。</li> <li>・市役所をはじめ各施設の窓口、筆談ができることを示すマークを設置し、意思の伝達に支援の必要な方に対しての支援を行なっていきます。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
<b>主な担当課</b>	全庁			

## 施策③ 総合的な相談のネットワークづくり

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の多岐にわたる相談内容に迅速かつ確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談」の検討</li> <li>・社会福祉協議会や障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくり</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務について、基幹相談支援センター（清須市社会福祉協議会）へ委託しています。地域包括支援センターが同じ建物の同じフロアであるため、介護保険などに関する連携を図り円滑な対応を行います。</li> <li>・市が委託している相談支援事業所には、精神保健福祉士及び社会福祉士等の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図ります。</li> <li>・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会（以下、障害者支援協議会。）、市町部会において、障がい者関連施設・医療機関・就労支援センターなど各分野にわたり総合的な相談ネットワークづくりを展開し、今後も医療機関などの連携の推進を図ります。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

## 施策④ 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実

<b>概要</b>	・障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員などによる相談活動の充実			
<b>施策の展開</b>	・定期的に相談日を定め、市内の施設を巡回するなど相談しやすい体制を整備し活動を推進します。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

## 施策⑤ 民生委員・児童委員の相談活動の充実

<b>概要</b>	・障がいのある人など援助を必要とする人の相談、指導、助言など、個別援助活動を行う民生委員、児童委員の相談活動の充実			
<b>施策の展開</b>	・民生児童委員協議会において、障がいのある人に関する研修会を実施し、障がいのある人に対する理解、知識を深め、相談活動を強化します。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

施策⑥ 「声の広報」、「点字広報」の充実

概要	・視覚障がいのある人に配慮した声の広報や点字広報などの市の広報や議会だよりの充実			
施策の展開	・ボランティアグループと連携を図り、可能であれば部数を増やし、図書館などに設置するなど点字広報の利用しやすい環境づくりを進めます。また、広報やホームページなどで点字広報についてもPRをします。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	人事秘書課 議事調査課 社会福祉課			

施策⑦ ホームページの充実

概要	・利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫、色覚異常のある人などへの配慮といったホームページによる情報提供の充実			
施策の展開	・平成26年2月の市ホームページのリニューアル以降、職員を対象としたアクセシビリティ研修を毎年実施しており、今後も継続して行い、アクセシビリティに配慮されたどなたでも利用しやすいホームページとなるように努めていきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	全庁			

施策⑧ 障がいのある人の情報バリアフリー化の推進

概要	・インターネットなどの情報媒体を気軽に利用できるよう、障がいのある人のパソコン操作などの支援やそのための「ITボランティア」などの人材養成 ・重要度の高い文書や案内文書などの点字版の作成や音声化など障がいの特性に配慮した広報発信			
施策の展開	・県においてITボランティアの人材養成講座の実施案内や声の広報などの窓口案内の対応などを周知します。また、ボランティアグループと連携を図り、障がいの特性に応じた情報伝達に努めます。 ・愛知県障害者能力開発校等が実施するパソコン教室について、広報紙等を通じて周知をします。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

## 2. 地域での共生

---

### (1) 療育・保育・教育の推進

#### <基本的な考え方>

障がいの早期発見のために、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図ります。また、妊娠期から学齢期までの各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開していきます。

#### <現状と課題>

##### (療育)

- 母子保健については、平成 29 年度より産後健康診査が始まり、健康診査結果を市が把握し、医療機関と連携を図りながらメンタル面で支援の必要性が高い産婦に早期に対応しています。先天性の聴覚障がいの早期発見を目的とした新生児聴覚検査の実施に向けた取組みが、課題となっています。
- 健康診査や相談後、療育へ繋ぐケースが増加しており、福祉・教育機関などの関係機関と連携を強化する必要があります。
- 療育の課題として、市内に療育に関する資源が乏しく、療育相談体制の充足が挙げられます。

##### (保育)

- 保育については、クラス担任や補助の保育士がクラス全体を見ながら障がいのある児童のケアをしている状況であり、保育士の配置に余裕のある園から障がい児の受け入れに努めています。障がい児への支援の充実については、担当する保育士の確保が課題となっています。
- 就園・就学に向けて保護者と話し合い、就園・就学先との連携をとり、児について相互で考え進めています。保護者の希望と保育現場の考えが充分理解し合えるような、相談機能の充実が課題です。
- 保育所・幼稚園・母子通園施設（たんぽぽ園）との情報共有により、就学相談を実施しています。
- 放課後児童クラブでは、障がいのある児童の登録があります。現状はこだわりが強い児童も多く、他の児童との関わり方で配慮が必要なことがあります。また、障がいのある児童などに対して加配をつけるられる人員の確保が課題となっています。

##### (教育)

- 市内小中学校に、知的障害 11 学級、肢体不自由 3 学級、病弱・身体虚弱 1 学級、聴覚障害 1 学級、自閉症・情緒障害 12 学級の特別支援学級を設定しています。
- 古城小学校と春日小学校を拠点校とし、市内の各小学校へ指導員が巡回し、通級指導教室を実施しています。また、特別支援教育支援員を小中学校全校に配置することで、個に応じた支援に努めています。

施策① 母子保健事業の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦と胎児の健康のための妊婦健康診査や健康相談、訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査での障がいの早期発見、乳幼児期における発育発達への不安に対する対応及び指導の充実</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携の強化と連絡調整を行い、その後の状況のフォローアップと評価を行います。</li> <li>・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援、また母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師などによる専門性を活かした総合的な支援を行います。</li> <li>・先天性風疹症候群の発生を防ぐために、ワクチン接種の助成を継続します。</li> <li>・母子保健推進員を養成します。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	
主な担当課	健康推進課			

施策② 早期療育体制の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳6か月健康診査、3歳児健康診査など子どもの発達の節目における健康診査を通じた障がいの早期発見と早期治療・療育の実施</li> <li>・障がいの早期発見・早期対応のための保健、福祉、学校などの連携強化</li> <li>・発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てについて相談できる機関の情報を提供します。</li> <li>・育児相談・要観察クリニックなどの体制を充実します。</li> <li>・幼児健康診査事後教室にて発達支援・育児支援を行い、必要時には専門機関を紹介します。</li> <li>・県中央児童・障害者相談センターによる出張相談が実施されています。</li> <li>・育児に関わる機関や地域と連携し子育てを支援します。</li> <li>・保育園と母子通園施設の連携の充実をしていきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●			
主な担当課	健康推進課 子育て支援課 社会福祉課			

施策③ 健康診査などの適切な実施

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の発達検査や保護者・家族のカウンセリング、日常生活指導の充実と必要に応じた関係機関への紹介など、健康診査などの適切な実施</li> <li>・見守り、虐待予防など相談・支援</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士など、相談体制を充実させ、虐待の予防及び安心して育児ができるよう支援します。</li> <li>・ゆったりした気分で育児ができるよう支援します。</li> <li>・関係課が連携して取り組んでいきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	健康推進課 子育て支援課 学校教育課			

#### 施策④ 障がいのある幼児の保育機会の充実

<b>概要</b>	・障がいのある児童の保育の充実			
<b>施策の展開</b>	・保育士を増員し、障がいのある児童の受け入れ体制の拡充に努めます。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●			
<b>主な担当課</b>	子育て支援課			

#### 施策⑤ 就学・教育相談体制の充実

<b>概要</b>	・保健、福祉や保育所、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化			
<b>施策の展開</b>	・各機関との連携の強化を図ります。 ・保育園・幼稚園・母子通園施設などとの連携を密にし、早期の教育相談を推進します。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●		
<b>主な担当課</b>	学校教育課 子育て支援課			

#### 施策⑥ 障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供

<b>概要</b>	・特別支援学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮			
<b>施策の展開</b>	・特別支援学級・通級指導教室などの適切な設置に努めます。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●		
<b>主な担当課</b>	学校教育課			

#### 施策⑦ 特別支援教育の推進

<b>概要</b>	・通常の学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備			
<b>施策の展開</b>	・特別支援教育支援員の力量向上を図るなど、個に応じた支援の充実を目指します。			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●		
<b>主な担当課</b>	学校教育課			

施策⑧ 学校教育における障がいのある人への理解の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるための特別支援学校などの子どもとの交流教育の推進</li> <li>福祉実践教室などで、副読本の活用や手話・点字・車椅子体験、ボランティア体験など、学校教育における障がいのある人に対する学習機会の充実</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉実践教室などの実施により、体験学習の充実を図るとともに、特別支援学校と連携し児童間の交流を推進します。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●		
主な担当課	学校教育課			

施策⑨ 「障がい」に関する教職員研修の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な障がいに対する理解を深めるための学校での研修の充実</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事業所などとの連携など、校内現職研究などで「障がい」に関する学校での研修の充実に努めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	
主な担当課	学校教育課 社会福祉課			

施策⑩ 障がいのある子どもの放課後対策などの充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休業時における居場所づくり</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備の安全に配慮しつつ、放課後などにおける子どもの学習・スポーツ・文化活動の充実に努めます。</li> <li>引き続き障がいのある児童などの受け入れをすすめ、すべての児童がすごしやすいよう障害児通所支援サービスの提供体制確保など環境づくりに努めます。</li> </ul>			
-対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●		
主な担当課	学校教育課 社会福祉課			

(2) 就労支援の充実

<基本的な考え方>

障がいのある人がその適性や能力に応じた就労をし、地域で自立した生活を送ることは障がいのある人自身の生きがいのつくりにもつながります。障がいの特性や状態を踏まえて、その人に合った就労ができるように、就労環境づくりを進めると同時に、情報提供を行っていきます。

## <現状と課題>

- ▶ 障がいのある人へのアンケート調査では、障がいのある人の就労支援として必要なこととして、「職場の障がいのある人への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が挙げられています。このように、職場の障がいのある人への理解が不足しているという意見が多くなっており、会社や上司、同僚など職場の障がいや障がいのある人への理解促進が課題と言えます。

### 施策① 障がいのある人の雇用拡大のための事業所などに対する啓発の推進

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所（ハローワーク）や県、産業団体などとの連携強化による障がいのある人の雇用拡大のための事業所への啓発の推進</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援協議会などにおいて、企業に対して障がいのある人の雇用の啓発を推進し、就労拡大を図ります。特別支援学校などとの連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりの推進に努めます。</li> <li>障害者優先調達推進法に伴い、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しています。</li> <li>市内の障害者就労施設に提供可能な物品や役務を調達していきます。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

### 施策② 精神障害者社会適応訓練事業の推進

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復途上の精神障がいのある人を対象とした、企業などへの委託による就労の場の提供と生活訓練の実施</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の精神障害者社会適応訓練事業を活用し、一般企業への就労につながるよう就労に関する情報の提供に努めます。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

### 施策③ 総合的な就労相談体制の確立

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援協議会及び尾張中部障害者就業・生活支援センターを核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援協議会で就労支援をテーマにした交流会。勉強会を実施していきます。また、市役所において尾張中部障害者就業・生活支援センターによる出張就労相談を実施し、就労活動につなげていきます。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

施策④ 福祉的就労機会の提供

概要	・特別支援学校卒業生や在宅で障がいのある人の要望を見極めた福祉的就労機会の提供			
施策の展開	・地域活動支援センターなどの施設で生産活動を行えるよう、利用希望者に対し、情報提供を行っていきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
主な担当課	社会福祉課			

(3) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

<基本的な考え方>

生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の生活を充実させるものであり、生きがいづくりにもつながります。そのため、障がいのある人が生涯学習やスポーツなどへの参加しやすい環境づくりを進めていきます。

<現状と課題>

- 生涯学習講座において、障がいのある人の参加の場合、職員をつけるなどの対応を行っています。生涯学習に使用する施設で、バリアフリー化ができていない施設もあり、その改修が課題となります。
- 市主催のスポーツ・レクリエーション行事である「清須ウオーク」において、障がいのある人の参加を受け入れ、すべての人が参加できるイベントづくりに努めています。また、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）を愛知県障害者スポーツ大会へ卓球及び水泳の会場として提供しています。（2年に1回、5月開催）
- 市立図書館では、対面朗読や録音室の利用実績がなく、利用ができることを周知する必要があります。

施策① 生涯学習機会の充実

概要	・障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習施設を活用した学習機会の充実。 ・指導者の育成をするとともに芸術・文化活動に関する情報提供の充実。			
施策の展開	・障がいのある人が参加しやすいように、職員をつけるなどの配慮のある対応を行っています。 ・バリアフリー化していない施設に関しては、順次バリアフリー化を進めて行きます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	生涯学習課			

### 施策② 障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供。</li> <li>健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がいのある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツなどの生涯スポーツを推進。</li> </ul>			
施策の展開	障がいのある人も参加できるスポーツ・レクリエーション行事の提供に努め、障がいのある人の施設利用の促進のため、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）と新川地域文化広場（カルチバ新川）の使用料減免制度を継続します。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
		●	●	●
主な担当課	スポーツ課			

### 施策③ 障がいのある人への生涯学習関連情報の提供

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉に関する資料の収集と広く市民への提供</li> <li>障がいに配慮した図書収集と利用促進</li> </ul>			
施策の展開	障がいのある人が利用できる資料の収集、イベントの開催を実施します。また、障がい者の要望にこたえられるよう他機関との連携を図ります。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
	●	●	●	●
主な担当課	生涯学習課			

#### (4) 地域交流、地域活動の推進

##### <基本的な考え方>

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためにも、市民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、関係団体などの支援が必要となります。そのため、地域交流や地域活動を活性化するように支援し、障がいのある人を支えるネットワークづくりを進めていきます。

##### <現状と課題>

- 障がいのある人へのアンケートでは、障がいのある人が地域や社会に参加するために必要なこととして、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」が約3～4割の人が挙げています。また、障がいのある人を支える側に対する意向に対して、「障がいのある人が地域や社会に参加する意識」も約3割の回答があり、障がいのある人自身も積極的に参加した方がよいという考えがうかがえます。このように、地域や社会に参加するためには、参加しやすい配慮とボランティアの育成が重要と考えられます。

##### 施策① 障がい者団体や市民の自主的な交流活動への促進と支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無を問わず市民相互が日常的に交流できる機会の創出や市民の自主的な交流事業の促進</li> <li>開催場所の提供や開催にかかわるアドバイスなど障がい者団体や地域における市民の自主的な交流活動への支援</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会では、地域におけるサロン活動を通じて、社会参加・交流の場づくりを充実させていきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

##### 施策② ボランティアやNPOの育成

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の促進</li> <li>特に支援が求められる、知的障がいのある人や精神障がいのある人の支援のためのボランティアやNPOの育成</li> <li>障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の育成</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの育成や学習のための講座を継続して実施していきます。知的・精神障がいのある人のNPOなどに対しては継続した育成を行います。また、ピアサポート活動を推進します。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

### 施策③ ボランティア・NPO 活動に関する情報提供の充実

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報提供の充実</li> <li>・ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動についての情報提供は、ホームページや広報で継続して実施していきます。また、ボランティア連絡協議会などでボランティア間の交流・情報交換を進めていきます。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

### 施策④ 地域福祉ネットワークの推進

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動の総合的推進</li> </ul>			
<b>施策の展開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援協議会を通じ、各関係機関が連携を深め、障がいのある人に関する地域福祉ネットワークづくりを推進します。</li> </ul>			
<b>対象者</b>	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
<b>主な担当課</b>	社会福祉課			

### 3. 地域での安心

#### (1) 生活支援の充実

##### <基本的な考え方>

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がいの特性や状態に応じた障害福祉サービスや障害児通所支援サービス、地域生活支援事業などの充実を図ります。

##### <現状と課題>

- 障がいのある人へのアンケートでは、将来の生活の不安について「必要な福祉サービスが受けられるか」が4割の人が回答しています。このように、障がいのある人の不安解消のためにも、今後も一層の障害福祉サービス提供の充実が求められていることがうかがえます。
- 平成27年度から平成28年度の2カ年の障害福祉サービスの、就労継続支援A型及びB型が利用者数、時間ともに増加しているため、就労継続支援事業所の確保が求められます。
- グループホームについては市内で4か所開所されており整備が進んでいますが、障がい者団体ヒアリングでは不足しているサービスの一つとして挙げられており、将来暮らせる場所としての整備充実への意向がうかがえます。
- 移動支援は、市民ワークショップでも優先して取り組むべき施策として挙げられました。現状では、通勤・通学に使用できないなど利便性に問題があり、早急な改善が求められています。

#### 施策① 「介護給付」の提供

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」「行動援護」「療養介護」などの障害支援区分に応じたサービスの提供</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の居宅での生活を支えるため、事業所の協力を得ながら、介護給付のサービスの充実を図ります。</li> <li>・ 基幹相談支援センター（社会福祉協議会）と連携し、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう務めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
主な担当課	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策② 「訓練等給付」の提供

概要	・障害者総合支援法に基づく「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」などの提供			
施策の展開	・障がいのある人の日中における自立した生活を支援するため、訓練等給付サービス充実を図ります。基幹相談支援センター（社会福祉協議会）と連携し、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策③ 「地域生活支援事業」の推進

概要	・障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」による障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施			
施策の展開	・地域生活支援事業全体の報酬単価を見直し、利用者及びサービス提供事業所が利用しやすい環境を整えます。 ・移動支援については、市民ワークショップなどの意見を踏まえ、通学などの使用について調査・研究します。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策④ 在宅の難病患者などに対する支援

概要	・在宅での療養生活を続ける、難病患者などの生活支援のための総合支援法に基づく「居宅介護」（ホームヘルプ）や「短期入所」、「日常生活用具の給付」などの提供 ・保健・医療・福祉の連携強化によるきめ細かな支援体制の整備			
施策の展開	・難病患者などに対するサービス提供を周知するとともに必要なサービスについて利用を促進していきます。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策⑤ 発達障がいのある人への生活支援策の検討

概要	・「発達障害者支援法」を踏まえた、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策の実施			
施策の展開	・臨床心理士による心理発達相談の充実を図ります。 ・発達障がいのある人に対する支援にあたり、関係各課、関係機関との連携を行う体制づくりを進めていきます。			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （65歳～）
	●	●	●	
主な担当課	学校教育課 社会福祉課			

施策⑥ 日中活動の場の確保

概要	・ 障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保する			
施策の展開	・ 日中活動系のサービス実施の意向がある事業者に対して積極的に情報提供し、サービス提供量の確保に努めます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策⑦ 認定外の新たな日中活動の機会の創出

概要	・ 障害支援区分の認定外となる軽度の障がいのある人を対象とした日中活動の機会の創出			
施策の展開	・ 日中一時支援及び地域活動支援センターの報酬単価に他市町とのかい離がみられるため、提供事業所が市内で増えるよう、報酬単価の改正に取組み、利用者及び事業所の利便性が増すよう努めます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策⑧ グループホームなど居住系サービスの充実

概要	・ 障害者総合支援法に基づく入所施設やグループホーム、福祉ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の場の確保			
施策の展開	・ グループホームの利用者にとって、負担の大きい家賃に対して、家賃補助を実施しています。 ・ 市内でグループホームを開設する予定の事業所へ積極的に情報提供を行います。 ・ 入所施設については誘致可能か、研究をしていきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策⑨ 各種福祉手当・制度の充実

概要	・ 在宅で暮らす障がいのある人のための各種福祉手当・制度の充実			
施策の展開	・ 今後も特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当及び障害者福祉金の受給について、分かりやすく案内をし適切に実施していきます。 ・ 障がいのある人の通院や社会参加を促進するためタクシー料金又は、ガソリン費の助成を行います。 ・ 身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度、中等度児童に対し、補聴器の購入費等を助成します。 ・ 小児慢性特定疾病児童に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図るために日常生活用具を給付します。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課 子育て支援課			

## 施策⑩ 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進

概要	・心身障害児などの保護者が亡くなったり、重度の障がいになった場合にその扶養されている障がいのある人に給付金を支給する「心身障害者扶養共済制度」への加入促進			
施策の展開	・広報・窓口などにより、障害者手帳所持者に対し、制度の周知を行い、継続して加入促進を行います。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

## 施策⑪ 各種減免制度の周知と利用促進

概要	・住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及			
施策の展開	・広報・ホームページ・ガイドブックなどで周知している他、手帳交付時には窓口においても制度の説明を行い、制度の利用促進を図ります。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

## (2) 保健・医療の推進

### <基本的な考え方>

今後、障がいのある人の高齢化や重度化が進むことが予測されるため、保健・医療サービスの充実が不可欠となります。また、入所、入院中の障がいのある人が地域での生活に移行することが見込まれるため、地域で暮らすことができる環境整備が必要となります。

### <現状と課題>

- 障がいのある人が受診サポートブックを有効に活用できているか、関係機関とあらためて活用方法を確認していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療のみならず今後さまざまな機関と密な連携が一層必要になります。
- 障がいにより、ひきこもりや、廃用症候群、うつ病といった二次的な問題が生じることが多く、予防するためには早期から予防対策が必要です。
- 障がいのある人が65歳に到達したとき、介護予防事業に参加できるような働きかけが必要です。
- 高齢者人口が増加することで身体機能低下を有する障がいのある人の数も増えることが見込まれるため、医療終了後利用できるリハビリに特化した介護保険サービスのニーズが高まる可能性があります。

施策① 障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が必要な医療を安心して受けられるよう受診環境の充実の促進</li> <li>障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期から学童期、成人期などライフステージに応じた支援や関係機関が連携できる体制づくりを推進し、受診サポートブックの利用法などを検討していきます。</li> <li>かかりつけ医と専門的機能を持つ医療機関との連携を推進し、安心して医療が受けられる環境づくり、疾病の早期発見・早期治療のために、早い時期での受診を促します。</li> <li>関係機関へ電子@連絡帳の普及啓発に努めるとともに、各機関との連携を図ります。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課			

施策② 医療費の給付

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の施行に基づく自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の支給</li> <li>障がいのある人に対する医療費助成による支援</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の医療費助成を継続するとともに、対象の方への案内に努めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課 保険年金課			

施策③ 生活習慣病予防対策の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の健康の維持・増進や疾病予防のためのライフステージに応じた生活習慣病予防対策の推進</li> <li>高齢で障がいのある人に対する地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防の推進</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防対策の啓発の充実を図ります。</li> <li>検（健）診や各種相談・教室といった必要なサービスがスムーズに利用できるよう関係各課が連携して対応していきます。</li> <li>身近な場所で介護予防ができるような地域づくりを推進していきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	健康推進課 高齢福祉課 子育て支援課 学校教育課			

#### 施策④ 在宅療養生活の支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切な支援につなげるための関係機関や福祉の連携強化</li> <li>在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な障害福祉サービス及び介護保険サービスに繋がられるように関係機関と連携を深め、重度で複雑な場合については、個別会議などで対応していきます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課			

#### 施策⑤ リハビリテーション体制の充実

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする、日常生活の自立支援のための訓練の充実</li> <li>介護保険制度との連携を図り、加齢にともない身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションの充実</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が十分なサービスが受けられるような事業の体制整備をしていきます。</li> <li>障がい者支援から高齢者支援の移行期時に、スムーズな支援移行が出来る様に体制整備を進めます。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課 高齢福祉課			

#### 施策⑥ 精神保健福祉事業の推進

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発</li> <li>思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進</li> </ul>			
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉について啓発していきます。</li> <li>心の健康相談、メンタルヘルスチェックなどを市民に広く周知していきます。</li> <li>自殺対策の計画を策定し、地域ぐるみで自殺対策に取り組むことができるように支援をしていきます。</li> <li>ゲートキーパーの役割を市民に周知するとともに、引き続きゲートキーパーを養成していきます。</li> <li>保健所と連携し、当事者グループなどへの支援充実を検討します。</li> </ul>			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	健康推進課 社会福祉課			

### (3) 生活環境の整備充実

#### <基本的な考え方>

障がいのある人や高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、グループホームなどの確保や公共施設・道路・公共交通機関でのバリアフリー

化を推進します。また、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に配慮あるまちづくりを進める必要があります。

### <現状と課題>

- 障がいのある人へのアンケートにおいて地域で生活するための支援として「障がい者に適した住居の確保」の項目を約3割の人が選択しています。また、将来の生活に対する不安として、住む（生活する）ところを確保できるか」の項目についても約2割の人が選択しています。住居に関してのニーズは特に知的障がいのある人の意向が強く、親亡き後の不安に対して、安心できる住居の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。
- 公園におけるバリアフリーについては、出入口などの段差解消は、改修を行うことが可能ですが、多目的トイレの設置については公園内の設置スペースや予算により現況を確認しながら検討していく必要があります。
- 障がいのある人アンケートにおいて外出するときに困ることとして「道路や駅に階段や段差が多い」の項目は約3割の人が選択しています。また、「電車やバスの乗り降りが困難」「公共交通機関が少ない」「外出先の建物の設備が不便」はそれぞれ約2割の人が選択しています。こうした意見を踏まえて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた設計などの対応の検討が必要となります。

#### 施策① グループホームなど居住系サービスの充実（再掲）

概要	・ 障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、福祉ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の場の確保			
施策の展開	・ グループホームの充実を図ります。 ・ 入所施設については、誘致できるよう、調査・研究していきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
主な担当課	社会福祉課			

#### 施策② 住宅改修・緊急通報システム・寝具乾燥サービス等の支援

概要	・ 地域生活支援事業として、住宅を改修するにあたっての相談の充実と共に、費用負担への支援 ・ 緊急通報システム事業として、緊急時に、警備会社又は受信センターに通報・連絡し安全を確保 ・ 寝具洗濯乾燥事業として、寝具の衛生管理が困難な方に寝具の洗濯乾燥等を実施			
施策の展開	・ 住宅改修費用を助成し、利用者負担の軽減を図ります。 ・ 緊急通報システムを設置して、万一の場合の安全を確保します。 ・ 寝具の洗濯乾燥等を提供することにより、自立と生活の質の確保を図ります。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	高齢福祉課 社会福祉課			

施策③ 一般住宅の確保の支援

概要	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業への取り組み			
施策の展開	・県の福祉向住宅の情報案内など、居住場所確保の支援を行います。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
			●	●
主な担当課	社会福祉課			

施策④ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

概要	・障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と施設更新や改修等の計画段階からのユニバーサルデザインの検討 ・障がいのある人の意向を組み入れた事業実施方式の定着			
施策の展開	・公共施設の更新や改修時には、障がいのある人や歩行が困難な人はもちろん、全ての人利用しやすいように、バリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン改修を実施していきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	財政課及び各施設所管課			

施策⑤ 安全・安心の道路交通環境や障がいのある人に配慮した公園などの整備

概要	・障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や、安全な道路交通環境の整備 ・公園などのバリアフリー化の推進			
施策の展開	・道路については、段差の状況を把握した上で、舗装等の整備の際に、段差解消の対策を講じます。また、主要な公園施設については出入口などバリアフリー化を検討していきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	都市計画課 土木課			

施策⑥ 民間建築物の整備改善の促進

概要	・不特定多数の市民が利用する商業施設や病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化の促進			
施策の展開	・不特定多数の人が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法及び人にやさしい街づくり条例（愛知県条例）に基づき、整備を促進します。また、既存の施設については、県条例に基づいて措置に努めてもらうよう啓発していきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	都市計画課			

#### 施策⑦ 名鉄新清洲駅のバリアフリー化の促進

概要	・名鉄新清洲駅のバリアフリー化の促進			
施策の展開	・バリアフリー化の対策がなされていない名鉄新清洲駅については、現在計画されている名鉄本線高架化事業にあわせて対策を講じていきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	新清洲駅周辺まちづくり課			

#### 施策⑧ バリアフリー法等の要件を満たすコミュニティバスの運行

概要	・バリアフリー法等の要件を満たす車両によるコミュニティバスの運行			
施策の展開	・コミュニティバスについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動等円滑化のための必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令111号）」の要件を満たす車両により運行を行う。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	企画政策課			

#### 施策⑨ 移動支援の充実

概要	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護・同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業の推進			
施策の展開	・利用者の利便性向上に寄与できるよう、利用条件の見直しなどを検討します。 ・利用条件の見直しを通して障がいのある人の社会参加を推進します。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
		●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

### (4) 防災・防犯の推進

#### <基本的な考え方>

障がいのある人が地域で安全・安心の暮らしができるように、防災・防犯対策が必要となります。防災については、災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、避難行動要支援者名簿の作成と地域における体制づくりを進めていく必要があります。

#### <現状と課題>

- 障がいのある人へのアンケートでは、災害発生時における一人での避難について、「できない」が36.8%、「できる」が33.0%と約4割が「できない」と回答しています。障害者手帳別に見ると、「できない」は療育手帳所持者が59.1%と多くなっています。

このように障がい別の特性を踏まえた上で、避難支援体制を検討していく必要があります。

- 災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安、投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで迅速に避難することができない」がそれぞれ約5割となっており、迅速な避難のむずかしさ、避難場所における環境についての不安がうかがえます。
- 防犯については、犯罪件数自体は減少傾向にありますが、侵入盗などの犯罪率は今も県内上位であり、今後も粘り強く防犯啓発活動を実施していく必要があります。

### 施策① 地域防災計画の推進

概要	・「地域防災計画」に基づく、障がいのある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制及び避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した対策の充実			
施策の展開	・今後も地域防災リーダー養成講座や出前講座、自主防災訓練などを通じて、災害時要配慮者への理解や地域における日頃の関係づくりの重要性などを伝え、地域における支援体制の確立に向けて取り組んでいきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	防災行政課 社会福祉課			

### 施策② 地域防犯体制の確立

概要	・地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動の推進			
施策の展開	・今後も引き続き、警察と連携を取りながら、市防犯協会や地域の自主防犯パトロール隊などと防犯啓発活動を実施し、地域の安全安心の推進や障がいのある方への防犯思想の普及などに取り組んでいきます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	防災行政課			

### 施策③ 避難行動要支援者の避難支援体制の確立

概要	・避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づく避難行動要支援者の避難支援体制の確立			
施策の展開	・避難行動要支援者の一人ひとりを支援するため、個別プランを作成するなど、避難行動要支援者の避難誘導や避難所における介助などの支援体制の充実に努めます。			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (65歳～)
	●	●	●	●
主な担当課	社会福祉課			

# 第6章 第5期清須市障害福祉計画

## 1. 第5期計画の基本的な考え方

### (1) 基本的理念

本計画は、清須市障害者基本計画と整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の理念に基づき計画の推進を図ります。

#### ①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

#### ②障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などでとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

#### ③施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取組み、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

## (2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備などが求められており、次の方針のもと計画を進めていきます。

<b>①必要な訪問系サービスの保障</b>
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。
<b>②障がいのある人が希望する日中活動系サービスの保障</b>
希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図ります。
<b>③グループホームなどの充実及び地域生活支援体制の充実</b>
地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行及び地域定着支援などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
<b>④福祉施設から一般就労への移行などの推進</b>
就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。
<b>⑤相談支援体制の充実</b>
障がいのある人への相談支援体制の充実を図ります。相談支援事業者などは、障がいのある人などが抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携により対応の充実を図ります。

## 2. 計画の位置付け

---

第5期清須市障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業などの各種サービスが計画的に提供されるよう、平成 32 年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

## 3. 計画の期間

---

平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

## 4. 計画の対象

---

- ・身体障がいのある人
- ・知的障がいのある人
- ・精神障がい（発達障がいを含む）のある人
- ・難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

## 5. 計画の内容

---

- (1) 第5期清須市障害福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2) 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業などの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 6. 平成 32 年度の数値目標

第5期の障害福祉計画では、施設に入所する障がいのある人の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行などを進めるため、平成 32 年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がいのある人の自立に向けた地域移行を進めていきます。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行実績

第4期障害福祉計画では、福祉施設入所者の地域生活移行者数の目標値を5名と設定しましたが、平成28年度末までに地域移行した方は0名でした。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行（第4期の進捗状況）】

項目	第4期 計画数値	考え方	平成28年 度末時点
【目標値】 平成29年度末 地域生活移行者数	5人	施設入所からグループホームなどへ移行した方の数	0人

#### 目標値設定に関する国の基本方針

平成 32 年度における施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとしており、また、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを目標としています。

#### 本市の考え方

国の基本指針では、平成 32 年度における施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを踏まえて、1名(3.1%)としています。

また、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを踏まえて、3名(9.3%)としています。施設利用者数は微減しているものの重度障がいのある人のニーズが高いこと、また、地域移行に関しては、地域移行の実績がまだないことから、地域のグループホームなどの体制づくりを進めていきます。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行（目標値）】

項目	数 値	備 考
平成28年度末時点の入所者数(A)	32人	平成28年度末時点の入所者数
平成32年度末の入所者数(B)	31人	平成32年度末の入所者数
【目標値】 施設入所者の削減	1人	3.1%減少 【削減見込みの割合 = (A - B) / A × 100】
【目標値】 入所施設からの地域移行(C)	3人	(A)のうち、平成28年度末入所者の9.3%

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づいて平成 32 年度における数値目標を設定します。

### 目標値設定に関する国の基本方針

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーションなどにおいて精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしています。

市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

### 本市の考え方

国の指針に基づき、専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域で設置していきます。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（目標値）】

項 目	数 値	備 考
【目標値】平成 32 年度末までの設置数	圏域で設置	専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場

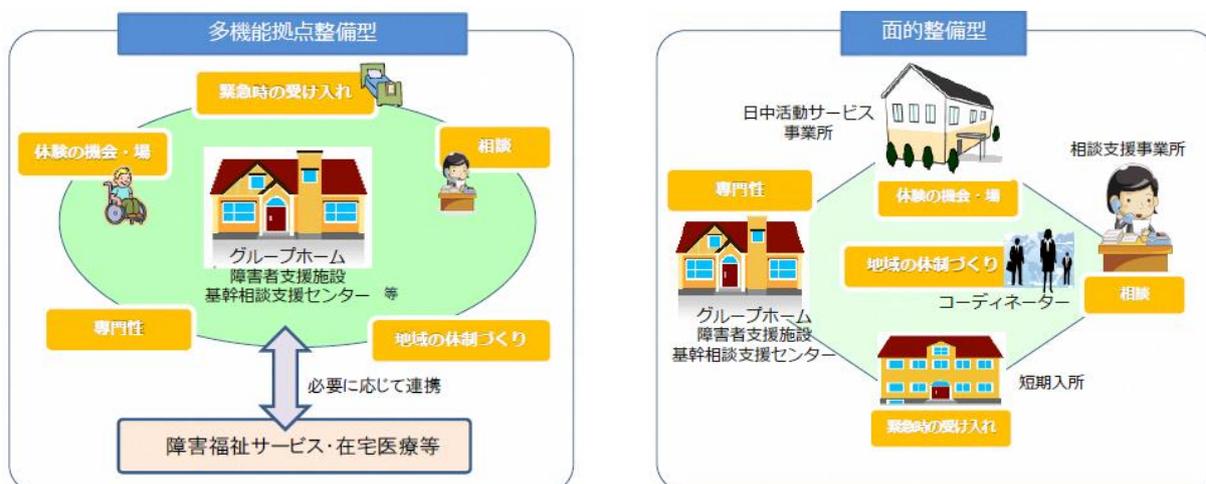
### (3) 地域生活支援拠点などの整備

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

#### 目標値設定に関する国の基本方針

平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）が求められています。このため、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。

#### ●地域生活支援拠点などの整備手法（イメージ）



出典：厚生労働省

#### 本市の考え方

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能として、圏域で協議しながら、拠点の整備又は、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制整備を図ります。

#### 【地域生活支援拠点などの整備（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】平成 32 年度末までの設置数	圏域で 1 か所	福祉圏域で拠点の整備又は複数機関の分担による体制の整備

**(4) 福祉施設から一般就労への移行など**

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき平成 32 年度における数値目標を設定します。

**【福祉施設から一般就労への移行（第 4 期の進捗状況）】**

項 目	第 4 期計画		平成 28 年度末時点
	計画数値	考え方	
【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	4 人	平成 29 年度において福祉施設から、一般就労する方の数	2 人

**【就労移行支援事業の利用者数（第 4 期の進捗状況）】**

項 目	第 4 期計画		平成 28 年度末時点
	計画数値	考え方	
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10 人	平成 29 年度に就労移行支援事業所を利用する方の数	20 人

**【就労移行支援事業の就労移行率（第 4 期の進捗状況）】**

項 目	第 4 期計画		平成 28 年度末時点
	計画数値	考え方	
【目標値】 平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所割合（事業所数）	100% 1 事業所	平成 29 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	100% 1 事業所

## 目標値設定に関する国の基本方針

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定します。

### ①福祉施設から一般就労への移行に係る目標値

平成32年度の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行者数の1.5倍以上に増加させることを目標としています。

### ②就労移行支援事業の利用者数に係る目標値

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度における利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることを目標としています。

### ③事業所ごとの就労移行率に係る目標値

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としています。

### ④就労定着支援事業の職場定着率に係る目標値

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とすることを基本としています。

## 本市の考え方

国の基本指針では、平成32年度の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行者数の1.5倍以上に増加させることを目標としていることを踏まえて、3名（1.5倍）としています。

また、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度における利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることを目標としていることを踏まえて、24名（1.2倍）としています。

事業所ごとの就労移行率に係る目標は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としていることを踏まえて、1事業者で達成させることとしています。

就労定着支援事業の職場定着率に係る目標については、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上を基本としているため、1年後の定着率を80%としています。

【福祉施設から一般就労への移行（目標値）】

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値①】 平成 32 年度の一般就労移行者数	3 人	平成 32 年度に福祉施設から一般就労する方の数（平成 28 年実績の 1.5 倍）

【就労移行支援事業の利用者数（目標値）】

項目	数値	備考
平成 28 年度末 就労移行支援事業の利用者数	20 人	平成 28 年度に就労移行支援事業所を利用した方の数
【目標値②】 平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	24 人	平成 32 年度末に就労移行支援事業所を利用する方の数を 2 割増加 （平成 28 年度実績の 1.2 倍）

【就労移行支援事業の就労移行率（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値③】 就労移行率が 3 割以上の事業所割合（事業所数）	100% 1 事業所	平成 28 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数

【就労定着支援事業の就労定着率（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値④】 平成 31 年度末における就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%	国の基本指針に基づき、就労定着率 80% を目標とします。
【目標値⑤】 平成 32 年度末における就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%	同上。

## 7. 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

障害福祉サービスなどの必要量見込に際しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人当たり利用量などを勘案し算出しています。また、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者の一定数が地域生活への移行が可能となることから、平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数のうち一定数（基盤整備量）が地域移行することも勘案しております。

【地域移行に伴う基盤整備量】

項目	数値	備考
地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	65歳以上 5人 65歳未満 7人	平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

### (1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がい等を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的又は精神に障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

## 見込みの考え方

重度障害者等包括支援以外の訪問系サービスでは、過去の実績を踏まえ利用者数が増加するものと見込んでいます。

【訪問系サービスの実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	72.8	84.3	93.0	95.0	100.0	105.0
	時間/月	1,425.1	1,376.2	1,395.0	1,425.0	1,500.0	1,575.0
	事業所数	32	37	37	37	37	37
重度訪問介護	人/月	5.5	5.4	7.0	7.0	8.0	8.0
	時間/月	477.5	353.9	563.0	563.0	643.0	643.0
	事業所数	10	9	13	13	13	13
同行援護	人/月	2.5	2.2	3.0	4.0	4.0	5.0
	時間/月	19.7	29.4	39.0	52.0	52.0	65.0
	事業所数	3	3	3	3	3	3
行動援護	人/月	6.0	5.1	6.0	6.0	7.0	7.0
	時間/月	70.0	39.1	36.0	36.0	42.0	42.0
	事業所数	9	7	7	7	7	7
重度障害者等 包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業所数	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス	人/月	86.8	97.0	109.0	112.0	119.0	125.0
	時間/月	1,992.3	1,798.6	2,033.0	2,076.0	2,237.0	2,325.0
	事業所数	54	56	60	60	60	60

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

## (2) 日中活動系サービス

(※人/月：1月当たりの利用者数 人日/月：1月当たりの利用日数)

### ①生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

#### 見込みの考え方

過去の利用実績と今年度の利用実績を踏まえ、利用者の微増を見込んでいます。

#### 【生活介護の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	82.9	78.3	84.0	85.0	87.0	89.0
	人日/月	1,735.3	1,804.8	1,680.0	1,700.0	1,740.0	1,780.0

### ②自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能の維持、回復などの必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーションを行います。

#### 見込みの考え方

平成29年度の利用実績はありませんが、今後も一定の利用者を見込んでいます。

#### 【自立訓練（機能訓練）の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0.2	0.8	0.0	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.7	11.1	0.0	10.0	10.0	10.0

### ③ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上するための支援などを行います。

#### 見込みの考え方

今年度は利用量が増加しており、今後も利用人数に応じて利用量が増加していくと見込んでいます。

#### 【自立訓練（生活訓練）の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1.5	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	人日/月	8.3	11.8	36.0	54.0	54.0	54.0

### ④ 就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労などが見込まれる障がいのある人であって、就労を希望する方に対し、生産活動などを通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。

#### 見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加を見込んでいます。

#### 【就労移行支援の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
就労移行 支援	人/月	8.3	6.9	10.0	12.0	14.0	16.0
	人日/月	144.8	107.6	150.0	180.0	210.0	240.0

⑤就労継続支援（A型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加を見込んでいます。

【就労継続支援（A型）の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
就労継続 支援 (A型)	人/月	44.3	52.3	53.0	55.0	57.0	59.0
	人日/月	942.2	1,118.6	1,113.0	1,155.0	1,197.0	1,239.0

⑥就労継続支援（B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加を見込んでいます。

【就労継続支援（B型）の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
就労継続 支援 (B型)	人/月	68.8	73.9	74.0	75.0	77.0	79.0
	人日/月	1,263.2	1,326.6	1,332.0	1,350.0	1,386.0	1,422.0

⑦就労定着支援【新規】

サービス名	サービスの概要
就労定着支援【新規】	企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

見込みの考え方

平成 30 年度から始まるサービスです。一定の需要があると見込んでおります。

【就労定着支援の実績と見込量】

	単位	第 4 期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
就労 定着支援	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0
	人日/月	—	—	—	10.0	10.0	10.0

⑧療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療を要する障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

【療養介護の実績と見込量】

	単位	第 4 期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
療養介護	人/月	5.9	8.6	9.0	9.0	9.0	9.0

⑨短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、障がい者支援施設などに短期間入所し、必要な介護などを行います。 障がい者支援施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。

見込みの考え方

利用者数は福祉型、医療型を分ける以前は、平成 27 年度が、24.3 人/月、平成 28 年度が、30.9 人/月と増加傾向にありました。そのため、今期についても増加を見込んでいます。

【短期入所（ショートステイ）の実績と見込量】

	単位	第 4 期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
短期入所 (福祉型)	人/月	—	—	31.0	31.0	32.0	33.0
	人日/月	—	—	248.0	248.0	256.0	264.0
短期入所 (医療型)	人/月	—	—	5.0	5.0	6.0	6.0
	人日/月	—	—	15.0	15.0	18.0	18.0

### (3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助【新規】	障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

#### 見込みの考え方

自立生活援助は平成30年4月から始まるサービスです。地域移行を推進することから、一定の需要があると見込んでおります。

グループホームについては、過去の実績を勘案し、今後も利用者が増加すると見込んでいます。

また、施設入所については、利用者の地域移行が進むことを見込んで減少しています。

#### 【居住系サービスの実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	1.0	1.0	2.0
	か所	—	—	—	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23.8	24.9	29.0	30.0	32.0	34.0
	か所	18	20	22	23	25	26
施設入所支援	人/月	34.0	32.3	35.0	34.0	33.0	31.0
	か所	18	19	20	20	20	19

### (4) 相談支援サービス

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等利用計画が適正かどうかモニタリングを行い検証します。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神に障がいのある人に対して、居住の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身で生活している障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において訪問・相談等の支援を行います。

## 見込みの考え方

計画相談支援の利用者増加が見込まれ、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた相談支援体制の充実に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援について利用実績はありませんが、地域移行・地域での生活に向けた訪問相談、利用者や家族などへの情報提供などに努めるとともに、医療機関・行政機関などとの連携及び調整を密に行います。

【相談支援サービスの実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人/月	46.6	46.0	51.0	52.0	54.0	56.0
	か所	49	52	51	52	52	53
地域移行支援	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	か所	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	か所	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

## (5) 各サービスの見込量の確保の方策

### 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）については、サービス利用の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質向上を図るよう働きかけます。

同行援護については、利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在給付実績はありませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

### 日中活動系サービス

就労移行支援については、増加傾向にあることからハローワーク、尾張中部障害者就業・生活支援センター及び相談支援事業所などとの連携を強化し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

一般就労を希望する方に対しては、就職に必要とされる能力向上のため、愛知障害者職業センターや愛知障害者職業能力開発校を活用し、就労につなげます。

就労継続支援（A型、B型）、短期入所（ショートステイ）については、増加傾向で見込まれることから、障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう、新たな事業所の開設や近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により、必要なサービス確保に努めます。

### 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、ニーズを把握し、支援を図ります。

施設入所支援については、地域移行の推進により入所者の減少が見込まれますが、利用希望者や家族へ対しては情報提供を行い、利用しやすい環境を整えます。

### 相談支援サービス

計画相談支援については、利用者の増加が大きく見込まれるため、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を一層促進し、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所の認定を受けるよう働きかけます。

## 8. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 見込みの考え方

社会福祉法人など民間事業者や各関係機関等との連携を図りながら、障がいのある人に対する理解を深める研修・啓発事業に取り組みます。

#### 【理解促進研修・啓発事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有	有	有	有

※平成29年度は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

### (2) 自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### 見込みの考え方

ピアサポートなど、障がい者福祉団体などが行う自発的活動に対し支援します。

#### 【自発的活動支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	有・無	無	無	無	有	有	有

※平成29年度は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

### (3) 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある人やその保護者又は、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜の供与、権利擁護に必要な援助など、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

#### 見込みの考え方

引き続き、障がいのある人へ適切な情報提供を行い、サービスの利用促進に努めます。  
相談者のスキルアップに向け、県が実施する研修などを活用し、相談業務の質の向上を図っていきます。

#### 【相談支援事業の実績と見込み】

	単位	第4期実績			第5期見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	有・無	有	有	有	有	有	有
障害者支援協議会	有・無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有・無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有・無	無	無	無	無	無	無

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

##### 見込みの考え方

成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がいのある人への支援として、引き続き制度を維持します。サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

##### 【成年後見制度利用支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

##### 見込みの考え方

成年後見制度を必要としている人が安心して利用できるよう、法人後見活動をしている団体への支援体制構築を行います。

##### 【成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	有・無	無	無	無	有	有	有

※平成29年度は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(6) 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などによる支援を行います。

見込みの考え方

派遣事業はこれまでの実績の伸び率から増加を見込んでいます。設置事業は現状の2名体制を維持し、聴覚に障がいのある方の利便性向上に努めます。

【意思疎通支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	人/月	7.8	12.0	6.0	7.0	8.0	9.0
手話通訳者設 置事業	人/月	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養など支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

見込みの考え方

サービスを必要とする重度の障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。引き続き、情報収集を行い、対象品目の拡大などについて検討していきます。

【日常生活用具給付等事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	件/年	7	5	4	5	6	7
自立生活支援用具	件/年	11	12	3	5	6	7
在宅療養等支援用具	件/年	6	13	5	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	0	4	5	6	7
排泄管理支援用具	件/年	1,009	1,125	1,116	1,138	1,160	1,183
住宅改修費	件/年	7	1	6	6	6	6

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得）の養成研修を行います。

### 見込みの考え方

聴覚障がいのある人などの社会参加を促進するため、意思疎通を仲介する手話奉仕員の養成を行います。

#### 【手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	20	22	21	20	20	20

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

## (9) 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

### 見込みの考え方

利用者数は減少していますが、障がいのある人の移動について欠かせないサービスであるため、今後の増加を見込みます。

#### 【移動支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	94.0	78.0	70.0	75.0	80.0	85.0
	時間/年	4,868.5	3,929.0	3,010.0	3,225.0	3,440.0	3,655.0

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(10) 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

見込みの考え方

相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場としての内容を充実し、利用の促進を図ります。

【地域活動支援センター事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター事業	人/年	19.3	24.0	31.0	32.0	34.0	36.0
	か所	6	5	7	7	7	7

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(11) 訪問入浴サービス事業

サービス名	サービスの概要
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。

見込みの考え方

在宅で生活を希望する身体に障がいのある人の地域移行に伴い、引き続き必要なサービス量を確保していきます。

【訪問入浴サービス事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	人/年	8.0	7.0	7.0	7.0	8.0	10.0
	か所	1	1	2	2	2	2

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(12) 更生訓練費支給事業

サービス名	サービスの概要
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援又は自立訓練を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

見込みの考え方

就労移行支援利用者の増加を見込み、サービス量の確保に努めます。

【更生訓練費支給事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
更生訓練費支給事業	人/年	5.0	6.0	5.0	6.0	6.0	6.0
	か所	5	8	5	6	6	6

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(13) 日中一時支援事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実施します。

見込みの考え方

利用者は増加傾向にあり、今後も増加していくものと見込んでおり、サービス提供体制の確保に努めます。

【日中一時支援事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	人/年	107.0	123.0	125.0	127.0	130.0	135.0
	か所	14	17	20	20	20	20

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(14) 生活サポート事業

サービス名	サービスの概要
生活サポート事業	ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、日常生活に関する支援などを行います。

見込みの考え方

在宅で生活を希望する障がいのある人の地域移行に伴い、引き続き必要なサービス量を確保していきます。

【生活サポート事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活サポート事業	人/年	3.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	か所	3	0	1	1	1	1

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(15) 自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス名	サービスの概要
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図る目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。

見込みの考え方

自動車運転免許所得・改造を支援し、身体に障がいのある人の社会参加を促進します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	8.0	1.0	4.0	4.0	4.0	4.0

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

## (16) 地域生活支援事業の見込量の確保の方策

障がいのある人が、障害福祉サービスなどを利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活を送ることができるように、多様な支援を効果的・効率的に実施します。

### 各種サービスの確保の方策について

#### (理解促進研修・啓発事業)

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、理解促進研修・啓発事業では障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを図ります。

#### (自発的活動支援事業)

自発的活動支援事業では、障がいのある人及びその家族、障がい者福祉団体などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

#### (障害者相談支援事業)

相談支援事業のうち障害者相談支援事業については、障がい者サポートセンター清須（基幹相談支援センター）、尾張中部福祉の社、愛知県青い鳥医療福祉センター、ケアサポートセンター七彩の4か所での実施を継続し、さらなる充実を図ります。

#### (成年後見制度利用支援事業)

成年後見制度を利用しやすくするため、社会福祉協議会と連携し、相談支援事業の充実と併せて、成年後見制度利用支援事業について広報・啓発に努めます。

#### (意思疎通支援事業)

意思疎通支援事業のうち手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、登録者の増員に努め、利用者へ周知を図ります。また、手話通訳者を社会福祉課に引き続き配置し、聴覚に障がいのある人への支援をします。

手話奉仕員養成研修事業については、全国で「手話言語法」に関する動きが活発となっており、受講者の拡大を図るため尾張中部福祉圏域内で協力して、手話奉仕員養成講座（入門・基礎・レベルアップ）を開催することにより人材育成に努めます。

#### (日常生活用具給付事業)

日常生活用具給付事業については、ストーマ装具は今後も増加傾向が見込まれ、他の用具を含めて清須市福祉ガイドブックなどにより利用者への周知を図ります。

#### (移動支援事業)

地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、移動支援事業を充実することで、外出が困難な障がいのある人の社会参加のための適切な支援を行います。

#### (地域活動支援センター事業)

障がいのある人へ創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

#### (訪問入浴サービス事業)

障がいのある人の地域移行の促進に伴い、在宅で生活する方の利用増加が推察されることから、訪問入浴サービス事業における必要なサービス量を確保します。

#### （日中一時支援事業）

日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の介護の負担軽減を図ります。そのため、日中一時支援事業におけるサービス提供事業者の確保に努めます。

#### （生活サポート事業）

生活サポート事業については、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、障がいのある人の日常生活を支援するため、必要なサービス量を確保します。

#### （自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業）

自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業について、身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図るため、自動車運転免許取得や自動車改造の費用を助成します。

## 9. 計画の推進にあたって

---

### （1）相談支援の提供体制の確保

障がいのある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることができる体制は不可欠です。

そのため基幹相談支援センターである「障がい者サポートセンター清須」の機能強化を図ります。今までの相談支援事業に加え、地域における相談支援の中核的な役割を担い、指導・助言、人材の育成を行うことにより、地域の相談支援体制の連携に取り組みます。

さらに、今後も支援を必要とする障がいのある人や引きこもりの人、医療費助成の対象が拡大される予定の難病患者などに対する相談支援の実施も課題となっています。引き続き、相談支援事業の普及啓発を図るとともに、基幹相談支援センターとしてのケースワーク並びにスーパーバイズ機能などを強化していきます。

### （2）障がいのある人などに対する虐待の防止に関する考え方

障害者虐待防止法を踏まえ、引き続き、障害者虐待防止センター（社会福祉課内）を中心とした関係機関などにより構成されるネットワークを活用し、障がいのある人などに対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

また、指定障害福祉サービス事業者などに対しても、障がいのある人の権利利益の擁護に向けた取り組みを進めます。

### （3）退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援についての考え方

退院が可能な精神障害者の地域生活への移行を促進するため、引き続き、障害者総合支援法に基づく「地域移行支援」及び「地域定着支援」などのサービスの実施に努めます。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、精神科病院に設置された「退院後生活環境相談員」、「医療保護入院者退院支援委員会」などとの連携を図り、地域生活への移行支援を進めます。

### （4）関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国、県及び清須市社会福祉協議会との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域でいきいきと日常生活や社会活動ができるよう支援体制の推進を図ります。

# 第7章 第1期清須市障害児福祉計画

---

## 1. 第1期計画の基本的な考え方

---

本計画は、児童福祉法の第33条の20、障害者総合支援法第87条第一の規定に基づいた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援に向けた障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の体制整備を目的として策定します。

障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

## 2. 計画の期間

---

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

## 3. 計画の対象

---

- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・ 18歳未満の知的障がいのある児童
- ・ 18歳未満の精神に障がいのある児童

## 4. 計画の内容

---

- (1) 障害児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 5. 平成 32 年度の数値目標

第 1 期の障害児福祉計画では、「児童発達支援センターの設置」や「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」などに関する目標を設定して取り組みます。

### (1) 児童発達支援センターの設置

#### 目標値設定に関する国の基本方針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

#### 本市の考え方

児童発達支援センターの設置については、児童発達支援の拠点として、圏域で協議の上、拠点の整備を図っていきます。

#### 【児童発達支援センターの設置（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】 平成 32 年度末までの設置	圏域で 1 か所	圏域での児童発達支援センター整備

### (2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

#### 目標値設定に関する国の基本方針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

#### 本市の考え方

保育所等訪問支援については、利用実績があります。今後は利用者増加に向けて利用体制の充実が課題となります。

#### 【保育所等訪問支援の利用体制の構築（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】 平成 32 年度末までの構築	体制の充実	保育所等訪問支援の利用体制の構築

**(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

**目標値設定に関する国の基本方針**

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

**本市の考え方**

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、市内に事業所があります。今後は、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に整備できるよう努めます。

**【重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（目標値）】**

項目	数 値	備 考
【目標値】 平成32年度末までの整備	圏域で1カ所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

**(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

**目標値設定に関する国の基本方針**

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

**本市の考え方**

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、圏域で協議の場を設定していきます。

**【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（目標値）】**

項目	数 値	備 考
【目標値】 平成30年度末までの整備	圏域で設置	圏域での医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

種類	H30 年度	H31 年度	H32 年度
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

## (5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

### 目標値設定に関する国の基本方針

国の指針では、各都道府県及び各市町村において、障がい児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援などの利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などにおける障がい児の受け入れ体制整備を行うものとしています。

### 本市の考え方

各園の受け入れ体制を勘案して、平成 30 年度から 32 年度の定量的な見込み量を設定します。保育園については、各園 3 人と見込みます。

### 【定量的な目標の設定】

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		H30 年度	H31 年度	H32 年度
保育所	32	39	39	39
認定こども園など	0	2	2	2
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	9	10	10	10

## 6. 障害児支援事業の見込量と確保の方策

### (1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 見込みの考え方

児童発達支援・放課後等デイサービスは、過去の実績を踏まえ利用者数・利用量ともに増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援・医療型児童発達支援は、実績を踏まえ、3年間は横ばいを見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援は平成30年4月からのサービスであり、需要量・供給量の把握が困難なため、見込量を設定しません。

#### 【障害児通所支援の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	29.3	31.4	45.0	50.0	55.0	60.0
	人日/月	287.7	302.6	360.0	400.0	440.0	480.0
放課後等デイサービス	人/月	75.1	89.6	102.0	113.0	125.0	138.0
	人日/月	900.8	1,199.0	1326.0	1469.0	1625.0	1794.0
保育所等訪問支援	人/月	0.2	0.3	1.0	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.1	0.6	1.0	1.0	1.0	1.0
医療型児童発達支援	人/月	1.2	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0
	人日/月	7.7	13.1	14.0	14.0	14.0	14.0
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0
	人日/月	—	—	—	7.0	7.0	7.0

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

※人/月は1月当たりの利用者数。 人日/月は1月当たりの利用日数。

## (2) 障害児入所支援

サービス名	サービスの概要
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※県による事業のため、実績及び見込みの設定は行いません。

## (3) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用とする障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者などとの連絡調整などの支援を行います。

### 見込みの考え方

セルフプラン作成者が一定数見込まれますが、障害児通所支援利用者の増加を勘案し、平成30年度以降も利用者は増加すると見込んでいます。

#### 【障害児相談支援の実績と見込量】

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害児 相談支援	人/月	23.6	21.8	31.0	35.0	39.0	43.0
	か所	14	15	13	14	14	15

※平成29年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

#### (4) 障がい児支援事業の見込量の確保の方策

子ども・子育て支援法などに基づく、「子ども・子育て支援事業計画」との緊密な連携を図るとともに、教育・保育などの利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援などの専門的な支援に取り組みます。

障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に専門的な支援を行うことが、子どもの育ちのために重要です。特に発達障がいについては、知的な障がいを伴わない場合、健康診査だけでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場などの日常生活の場において、初めて気づかれることが多くあり、この段階で適切な支援につなげていきます。

母子通園施設たんぽぽ園では、地域の身近な療育の場として、機能の充実を図るため、療育指導員の質の向上に努めます。

#### 各種サービスの確保の方策について

##### (児童発達支援)

子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携による、途切れのない支援が必要です。発達障がいのある児童については、早期発見、早期発達支援が重要であるため、愛知県青い鳥医療療育センター、医療機関や保健センターなどと連携し、児童発達支援における早期療育の実施に努めます。

##### (放課後等デイサービス)

放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練などを実施し、放課後等デイサービスによる障がいのある児童の放課後などの居場所の確保を図ります。

##### (保育所等訪問支援)

保育所等での集団生活が困難な障がいのある児童に対し、安定的に通園などができるよう保育所等訪問支援の充実により支援します。

##### (医療型児童発達支援)

医療型児童発達支援については、医療行為が必要な障がいのある児童に対し、療育の支援を行っていきます。

##### (障害児相談支援)

障害児相談支援については、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保を図ります。

## 第8章 計画の推進体制

---

### 1. 制度を円滑に推進するための体制の整備

---

#### (1) 相談体制の整備

在宅の障がいのある人や、その保護者などに対し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員による相談などニーズに応じた相談体制の構築に努めていきます。

#### (2) サービス事業者の参入促進のための情報提供

国の法律や制度の動向を踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各種サービスを行う意向のある事業者や企業の把握と、情報提供の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

#### (3) 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

#### (4) サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人が、自らの選択により必要なサービスを利用しながら安心して日常生活を送ることができるよう、市広報やホームページ、窓口においては「ガイドブック」、「障害福祉サービス事業所マップ」などを有効的に活用し、制度やサービス内容、サービス提供事業所などの情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動も充実させ、障がいのある人に対する差別や虐待防止など、障がいのある人の権利擁護のための取り組みと支援を行います。

## 2. 計画の推進体制の整備

### (1) 庁内における推進体制の充実

社会福祉課を中心にして関係各課との連携をすすめ、他の計画も含めて、総合的かつ計画的な実施に努めます。

### (2) 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、愛知県、市社会福祉協議会などの関連機関や、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者などと連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

### (3) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）の充実

清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）を開催し、地域における障がいのある人への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

### (4) 名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割

平成20年2月19日に北名古屋市、清須市、豊山町、春日町（平成21年10月1日清須市と合併）2市2町により、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が設立されました。

障害者支援協議会、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場となっており、次の役割を担っています。

1. 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
2. 困難事例の対応策に関すること。
3. 地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること。
4. 市町の障害福祉計画に関すること。
5. その他、市町が必要と認める事項に関すること。

これらの項目について協議するため、当協議会には、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体、民生委員・児童委員、保健所、学校、行政等の代表者が参加しています。

また、当協議会に運営会議を設置しており、行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障がい有する人の実情、希望や要望、状況等を把握し、目的達成のため、意見や提案等の協議を行っています。

さらに、専門的に協議する場として、圏域部会（相談支援、日中活動系事業所、訪問系事業所、行事作業）と市町個別の事項を協議する市町部会を設置し、必要に応じて開催しています。

そのほか、当協議会の活動を広く周知するため、発刊誌として「地域の風・絆」を毎月発行しています。

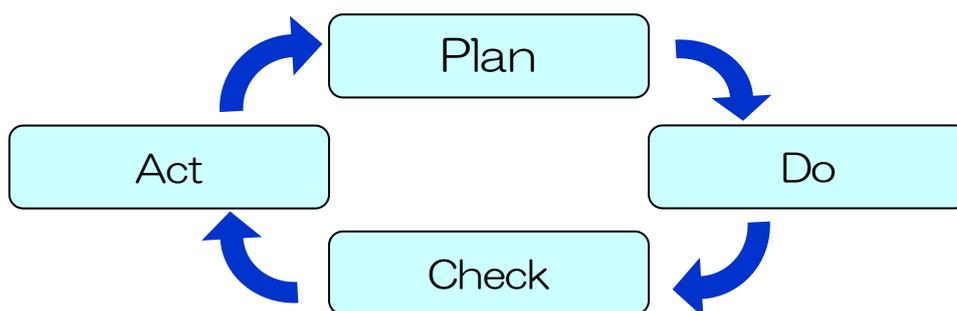
平成30年度からの愛知県地域保健医療計画においては、地域医療構想（平成28年10月策定）における構想区域と2次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています。

ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することとします。

### 3. 計画の達成状況の点検・評価

「障害者基本計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績及び「第5期清須市障害福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等並びに「第1期清須市障害児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制などについて、調査分析・評価などを行い、その結果を清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）に報告し、意見聴取をするものとします。

#### ■計画の点検・評価（PDCAサイクル）



計画（Plan）	障害者基本計画、第5期清須市障害福祉計画、第1期清須市障害児福祉計画の策定（目標設定）
実行（Do）	計画に基づき施策・事業の実行
評価（Check）	清須市による調査・分析、清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）への報告
改善（Act）	委員会の意見などに基づき、計画の目標、活動などを見直し実施

# 資料編

## 1. 清須市障害者計画・第5期清須市障害福祉計画・ 第1期清須市障害児福祉計画策定の経緯

日 程	内 容
平成29年 6月30日	第1回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 委嘱並びに委員の紹介 2. 部会長及び副部会長選出 3. 議事 （1）障害者基本計画、第4期障害福祉計画の検証について （2）障害者基本計画、第5期障害者福祉計画、第1期障害児福祉計画の策定方針について （3）計画策定スケジュールについて （4）計画策定のためのアンケートについて
平成29年 8月4日～ 8月22日	清須市障害者計画・第5期清須市障害福祉計画・ 第1期清須市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査実施 ・手帳所持者等 2,884人 ・サービス提供事業所 217箇所
平成29年 9月9日 9月23日	ワークショップの実施 ・障害者基本計画の策定にあたり、清須市の障がい者の現状と課題から清須市の特徴を踏まえた地域での取組（支えあい）を立案
平成29年 9月27日～ 10月5日	ヒアリング調査の実施 ・障がい者関係の5団体を対象に活動・事業上の課題や障害福祉、生活環境の整備等について調査
平成29年 11月10日	第2回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 議事 （1）計画策定に係る実態調査報告について （2）市民ワークショップ結果報告について （3）関係団体ヒアリング結果について （4）清須市障害者基本計画、第5期清須市障害福祉計画、第1期清須市障害児福祉計画の骨子案等について
平成29年 12月21日	第3回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 議事 （1）清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画素案について
平成30年 1月5日～ 2月6日	パブリックコメント実施
平成30年 2月26日	第4回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 議事 （1）清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画素案について

## 2. 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿

### (1) 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 7 日告示第 21 号

改正

平成18年 6 月 29 日告示第34号

平成29年 3 月 31 日告示第15号

清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 清須市における福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第 2 条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 清須市介護保険計画の策定及び見直し
- (2) 清須市障害者計画の策定及び見直し
- (3) 清須市児童福祉計画の策定及び見直し
- (4) 清須市高齢者保健福祉計画の見直し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に関する計画の策定及び見直し

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。

(部会)

第 6 条 委員長は、委員会に必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を 1 人置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、第2条各号に掲げる計画を所管する課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## (2) 清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会) 委員名簿

職 名	氏 名	役職	備 考
委 員	時 田 榮 一	社会福祉協議会会長	3条1号 福祉団体代表
委 員	高 橋 傳	身体障害者福祉協会会長	3条1号 福祉団体代表
委 員	渡 辺 玲 子	手をつなぐ親の会会長	3条1号 福祉団体代表
委 員	澁 谷 亮 子	精神障害者家族の会代表	3条1号 福祉団体代表
委 員	村 瀬 正 守	民生委員児童委員連絡協議会連絡会長	3条1号 福祉団体代表
委 員	伊 藤 葉 子	中京大学准教授	3条2号 学識経験者
委 員	柴 山 喜 美 子	女性の会代表	3条3号 住民代表
委 員	加 納 祐 一 郎	ボランティア連絡協議会会長	3条3号 住民代表
委 員	加 藤 裕	医師会代表	3条4号
委 員	近 藤 浩 幸	歯科医師会代表	3条5号
委 員	山 口 富 美 代	薬剤師会代表	3条6号
オブザーバー	山 村 浩 二	清須保健所健康支援課課長	

※備考欄については、清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱第3条各号(敬称略)

### 3.用語解説

---

#### 【 A～Z 】

##### ○ **A D H D (Attention Deficit-Hyperactivity Disorder : 注意欠陥多動性障害)**

知能は、ほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りをともなうもの。この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障害のいくつかが重複してみられるもの。

##### ○ **I T (Information Technology)**

情報技術。コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指す。

##### ○ **L D (Learnig Disability : 学習障害)**

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得としように著しい困難を示す様々な障害。学習障害は、中枢神経に何らかの機能障害があると推定されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕著化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

##### ○ **N P O (Non-Profit Organization)**

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

#### 【 あ行 】

##### ○ **アクセシビリティ**

情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障がいのある人や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

##### ○ **アセスメント**

障がいのある人が学校を卒業する前に、事前に福祉的就労施設を訪問しその適正などを評価すること。事前影響評価。

##### ○ **インターネット**

世界中のコンピュータと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信網。

##### ○ **医療的ケア児**

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。

## 【 行 】

### ○**介護給付**

障害者総合支援法による事業体系の区分の一つで、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動支援、重度障害者等包括支援といった訪問系サービスのほか、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援がこれに含まれる。

### ○**居住サポート事業（住宅入居等支援事業）**

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の相談支援事業に含まれる。

### ○**グループホーム（共同生活援助）**

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を営む住居であって、相談その他日常生活の援助を行う。

### ○**訓練等給付**

障害者総合支援法による事業体系の区分の一つで、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）がこれに含まれる。

### ○**ケースワーク**

個別援助技術。ケースワークにおいては、生活上の問題を抱えた人を個別的に援助するが、その人の主体性を尊重し、本人が問題を解決できるように側面から支援する。

### ○**ゲートキーパー**

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができるとのこと、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

### ○**権利擁護事業**

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業。

### ○**高機能自閉症**

3歳頃までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 【 さ行 】

### ○サロン活動

地域で高齢者や障がいのある人（児）、子育て中の人、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。

### ○児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行い、また、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設。

### ○人権擁護委員

法務大臣から委嘱された人たちで、清須市には 11 名いる。

定期的には人権よろず相談会を開催し、また、保育園や学校等の訪問や街頭での啓発活動を行い、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護する。

### ○受診サポートブック

尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会が、コミュニケーションや言葉の理解面などに障がいのある人のために作成。

診察時に配慮して欲しいことや、注意事項などを障がいのある人やその家族が事前に記入し、診察前に医療機関へ提出するもの。

### ○自立支援協議会

相談支援体制やネットワークを構築し、相談支援事業を円滑に実施するため、市町村が単独又は広域で設置する地域の関係機関・団体などからなる協議会。

### ○手話言語法

手話を言語として認めることを求める法律案。この法律案は、手話を日本語と同等の言語として認知し、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。

### ○身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行う相談員。

### ○**身体障害者手帳**

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

### ○**スーパーバイズ**

スーパーバイザー（熟練のワーカー）によるスーパーバイジー（経験の浅いワーカー）に対して行う教育訓練。

### ○**精神障害者保健福祉手帳**

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

### ○**成年後見制度**

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## 【 た行 】

### ○**知的障害者相談員**

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人やその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。

### ○**統合保育**

子どもを取り巻く全ての環境の中で、障害幼児と通常幼児が共に生活し、時間と空間を共有し、相互に影響しながら共に歩いていく保育。

### ○**特別支援教育**

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## 【 な行 】

### ○難病

原因不明、治療法未確定、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

### ○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的・精神障がいがある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。

### ○ニュースポーツ

いつでも、どこでも、だれでもできるレクリエーション性の高いスポーツ。特徴として、技術やルールが簡単、しかも適度な運動量を備えているため、年齢や性別にかかわらず、「誰でも参加できるスポーツ」をいう。

### ○ネットワーク

網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉および社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。

### ○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然であるという考え方。

## 【 は行 】

### ○バリアフリー新法

高齢者や障害者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律。正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、平成 18 年 6 月 21 日に公布、同年 12 月 20 日に施行された。

### ○発達障害

一般的に、乳幼児から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。一般的には、知的障害を伴わない軽度発達障害だけを指す場合が多い。代表的なものには、精神発達遅滞、広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー症候群など）、特異的発達障害（学習障害（LD）、運動能力障害）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などがある。

## ○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

## ○ピア・サポート

障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまなアドバイスをし、必要な支援を行うこと。

## ○避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

## ○福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の授産施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

## ○福祉ホーム

住居を求めている障がいのある人につき、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援するための事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の任意事業に含まれる。

## ○ホームページ

インターネットを通じてさまざまな情報が蓄積・提供されており、その一つ一つがWebサイトと呼ばれるもので、ホームページはその窓口となるトップページを指す。一般には、WebサイトやWebページと同義語として用いられている。

## ○母子通園施設

心身障害児とその保護者に対し、通園による集団療育の場を与え、心身障害児の自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図る施設。

## 【 や行 】

## ○ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、すべての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。

## ○要約筆記

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

## 【ら行】

### ○ライフステージ

人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

### ○リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障害者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が肝要である。

### ○療育

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的をして行われる医療と保育。

### ○療育手帳

児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

### ○臨床心理士

カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職。

## 【わ行】

### ○ワンストップ相談

相談者が必要な相談や手続きのために、庁内各課を回るのではなく、一つの窓口においてあらゆる相談から手続きまでが行えるよう配慮した相談方式。

清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画

・第1期清須市障害児福祉計画

発行日：平成30年3月

発行者：清須市健康福祉部社会福祉課

住 所：〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL (052) 400-2911 (代表)

FAX (052) 400-2963